

市民科学通信

05 2025 No.60

独居高齢者がNPO法人など市民団体に望むこと	塩小路橋宅三	02
近況短信：ファンタジーにある「老い」	宮崎 昭	05
—団地タクシー奮闘記「標準装備」の巻(30)		
吉田晶子、宮本正興、飛田就一という先生方に会えたこと	竹内真澄	07
戦争の残酷さ	宮崎 昭	09
「原子力技術と自然・人間の転倒性」と資本・国家の支配	青水 司	15
—幻想としての原子力平和利用—		
【注釈】「大学の官僚制化」と「学問の職分」	重本冬水	25
—大学人M・ウェーバーの闘い、その論理—		
【連載；企業と戦争④】 企業経営と戦争責任、その4	重本冬水	32
—「徴用工問題」にみる日本企業の経営責任—		
【記憶】時効援用権の濫用と信義則違反	重本冬水	38
—「西松建設中国人強制連行・強制労働損害賠償請求訴訟 控訴審判決※」（広島高裁2004年7月9日判決）より—		
社会・言語・移行	竹内真澄	43
清宮四郎批判—直接民主制論にかかわって—	竹内真澄	52
尾ひれは付くのか？ 未来社会構想の大切さ(4)	青野豊一	54
—どこに問題が鮮明に現れているか？ 未来の「縮小社会」は、夢の社会の到来ではない—		
日本におけるフランクフルト批判理論の受容と展開(3)	日暮雅夫	66

2025年5月28日 発行

発行：NGO市民科学京都研究所

事務局 E-mail: sigemo.nao@gmail.com

独居高齢者が NPO 法人など市民団体に望むこと

塩小路橋宅三

筆者は 40 年間も住んでいる京都郊外の西京区洛西ニュータウンにおいて、物品あっせんや居場所づくりを「NPO 法人洛西福祉ネットワーク」にて 10 年間も続けている。先日も精米のあっせんを 5 kg 2400 円であっせんをしたところ、申し込みが多くて物が無くなって 3 回で終了しなくてはならない状況だった。地域住民と趣味の短歌や俳句の同好会を続けているが、新たに書道同好会も立ち上げた。茶会や読書会も開催しているが、特徴的なことは先生役の方も費用を平等負担する方式で、いわゆるカルチャー教室ではない同好会方式である。これは「めだかの学校」方式ともいわれている。また、居場所づくりの月曜日から金曜日までの午前中のコーヒータイムには常連の高齢者が毎日のように話に来られるが、スタッフも加わって床屋・居酒屋式雑談の政治・宗教、金儲けの話などが談義される。話題として「かかりつけ医が必要」などと病気の話や、一人暮らしの不安などの深刻な話となる場合もある。昔話では戦時中の話など貴重な話題もあるが、元プロ野球選手だった高齢者の野球界裏話は毎回同じような話であるが、何回聞いても面白い話題である。常連で来ている高齢者が何日か来ない日があると、みんなで心配して心当たりの人に安否確認を依頼したりすることもある。このサロンはハーバースマス流に言えば公的領域にもなっている。継続性に関しての不安はカネの問題よりもヒトの問題である。スタッフの今後の 10 年を考えるならば、継続性に関しての暗い状況を否定できない。以前は学習として大学生の参加などもあり、このような社会活動を私たちのような NPO がやらなければ行政の責任問題となると考えている。しかしながら、行政関係者の理解度は低いと思われる 10 年間であった。

年々、独居高齢者の比率が高くなっていることがマスコミでの話題となっている。この記事の裏側にあるのは誰もが可能性の高くなった孤立死である。コロナ禍においては若年層や壮年層での孤立死も話題になっていた。しかしながら、職縁社会においては独居であっても退職した高齢者よりも気が付くのが早い。コロナウイルスやワクチン接種後遺症による孤立の突然死については、当時は社会的に大きな薬害としての社会問題視する雰囲気ではなかった。そもそも孤独と孤立は意味が違って、社会的に解決しなければならないのは社会がそのようにさせている孤立である。それが高齢者については持病による寿命とされる状況であった。意識がなくなっていく中で無念を感じた独居高齢者は数少なくないと思える。平均寿命が延びた高齢社会においては誰もがいずれ独居高齢者になる宿命であることを否定できない。つまり、発見の遅れた孤立死の確率が高くなっているのである。特に、配偶者と死別や離婚によって独居となった高齢者は、かつては存在した地縁血縁もなく、すでに職縁も失っているために、もしもの時の不安は大きい。それがために居場所を求めて話に来ることも想定内でありながら、男性の高齢者は自らの弱い面を見せながら。しかしながら、情報源がテレビであることが気になるものの、政治談議や病気自慢の話の内容から不安が読み取れることもある。男性妻帯者や女性も将来的にこのあいまいな不安を抱える公算が高い。そのよう

な観察者をしている自らも弱い存在であることを自覚している。されど、世間では施設入所を進める傾向であり、有料老人ホームやサ高住のビジネスチャンスになっている。

居場所としてコーヒーを飲みながら話に興じることも社会的参加と考えている。行政はもっと家に閉じこもっている高齢者を外に出すような取り組みをしなければならないと考えるが、コロナ禍においてはステイホームを呼び掛けていた。極端な言い方であるが、高齢者に穴を掘って埋めるような出番と役割を考えることは決して税金の無駄遣いでないと思う。何よりも命が大切との誰も否定できない命題を掲げながら、現代のような金儲けに適した環境を作る社会においては、高齢者は医療や福祉事業の消費者としての位置づけであった。自助から抜け出せない行政の政策的足りなさを報告した書籍は、政党間の政治的な批判から目にすることも多くなった。また、NPO など市民団体の成功事例についての講演会や著した書籍は数多く目にするようになったが、失敗についての赤裸々の報告は少ない。実際のところコロナ禍においては、NPO など市民団体は行政からの強制により失敗の連続だったのである。そもそも行政のコロナ対策はまったくの弥縫策であった。空母に帰還した戦闘機の穴の開いたところをふさぐような取り組みばかりであった。帰還できなかった戦闘機は別のところを撃たれて撃墜されたのであるが、その本質的なところをあえて触れないようにしていたように見受けられる。独居高齢者への取り組みはステイホームでなくて、そのホームがない社会的弱者にNPO など市民団体こそが寄り添うことではなかったかと思える。ハウスがあってもホームがない独居高齢者を閉じ込める施策だったことは反省しなくてはならない。

高齢者が住宅を借りることは難関が待ち構えている。特に独居となると仲介の不動産業者も敬遠する。キャッシュで家を買うとなれば問題ないが、借りるとなれば保証人についてうるさく求める。家賃が間違いなく支払われる保証とともに、孤立死によって事故物件になることを警戒するのである。そのための保証人制度などは人権問題だと考えている。それが病院入院や施設入所にも保証人を求めるのである。公的な機関が保証人不存在のために拒否するようなことがあってはならないのである。公立の病院や施設が本人死亡の際の引取り人を求めるための保証人制度などは即刻禁止すべきである。それがために身元保証サービスをするような団体が協会などの名称を使用して金儲けを隠ぺいしている。2016年に高齢者から集めた9億円の預託金から2億7400万円の不正流用が発覚して破綻した日本ライフ協会の記憶は新しい。悪徳NPO法人の噂なども枚挙にいとまない。問題は保証人制度にあるのであって、撃墜された原因を問わずして穴の開いたところの弥縫策だけでは許されないのである。

それなりの地域社会においては、本人が引きこもり状態でない限り白骨になるまで発見されなかった事例はまれであるが、孤立死が分かっても連絡先が分からない事例をよく聞くこともある。警察が本人所持の携帯電話の履歴先に連絡しまくるという話である。しかしよく考えてみると、独居高齢者だけの問題ではない。たとえば留守中の失火を本人や親族に知らせようとしても連絡先が分からないことも想定内である。急病についても本人に意識がなければ同様なことが生じる。居場所カフェでは「もう野垂れ死にでよい」という言葉の中に不安が覗いている。それ以前に体が急に悪くなるとどうすればよいかの不安がある。救急車を要請するべきかの判断が難しいのである。独居高齢者に対しては緊急通報システムというサービスがあるが、誰に駆け付けてもらうかの決定を迷うこととなる。「遠い親戚よりも近くの知り合い」と昔から言うのであるが、中層集合住宅の上層部で近所付き合いの苦手な独居高齢者が存在することも居場所カフェでの雑談の話題となっている。行政がそのような独居高齢者のあいまいな不安を解消する方策を考えているかと言えば、そうではないと思える。

少なくとも急な入院や入所の際の保証人制度を禁止するような方策は未だ耳にすることはない。いずれの場合も身元保証人制度は人権問題として認識すべきで、特に身寄りのない独居高齢者に関しては行政が解決しなければならない問題であると考える。まずは信頼できるNPOなど市民団体を育成しなければ、協会やNPOの名をかたった悪徳業者が跋扈する恐れもある。

結婚して子供ができるのが当たり前で、若いうちから独身で暮らしていると何かおかしいと思われるような同調圧力の日本社会である。これだけでも人権問題と思えるが、高齢者となって保証人の壁にぶち当たってしまうことなどおかしい話である。まるで結婚しなくて子どもを作らないことを国賊扱いにしているようである。この状態が公助にての行政的解決ができないならば、共助にてNPO法人が何とかしなくてはならない状況に至っているのが現在である。ところが、現況では自助にてそのような商品を購入するような動きであり、金儲けの悪徳業者も出現している。政府も2024年6月に高齢者等終身サポート事業者ガイドラインを発表したが、依然として身元保証制度はなくなることもなしに独居高齢者を苦しめている。いずれ誰もが独居高齢者となって身元保証人が求められるようになると思うならば、自分には子供がいるから「一ぬけ」とはならない全体の問題であると認識しなければならない。

(しおこうじばし たくぞう)



ポツダム

近況短信：ファンタジーにある「古い」

—団地タクシー奮闘記「標準装備」の巻— (30)

宮崎 昭

この「団地タクシー」を運転しているのは今年77歳になるキャリア7年目の老人です。タクシーを利用している人たちも老人です。いわば、ローロー(老老)相互扶助の泣き笑い報告です。

ここで「タクシー」と銘打っていますが、電動アシストのついた、重さ100キロ近くある三輪自転車です。ヒトとモノを乗せると自身の体重もあり、かなりの重量になって、ペダルが相当重くなります。坂道があるから余計大変です。「開業」して12年以上になりました。

このところ、黄砂という厄介な“風”がやってきます。洗濯して干しあがったクリーンな衣類もただでは済みません。階下の住人にはもうしわけないのですが、ベランダでたたき落とすことになります。以前、福岡に住んでいた時、駐車していた車のボンネットが砂被りのような様相をしていたのに驚かされました。いえ、もっと凄かったのは黄砂とは関係ないのですが、夏の鹿児島市を訪ねた時の経験です。路上を埋める桜島の降灰物が層をなしていました。冬は大隅半島に火山灰が降り注ぐときいて、冬の鹿児島を楽しもうと思ったりしましたが、やはり真夏の鹿児島に誘われました。

団地タクシーには、いろいろ工夫を凝らしているのですが、その代表的な傑作が、乗車席の目の前に設置した雨除け、風よけのフードです。アクリル板を加工して作ったものですが、これがなかなかの評判です。もちろん私が作成したわけではなく、同じ運転仲間です。Haさんの作品です。

これがきっかけで小雨程度なら、運休することなく通常運行ができました。また、乗車する人の座席に薄い座布団も用意しました。お尻が冷たくなりませんので、冬の季節に功を奏します。これは住民の方からの善意の贈りものでした。

§

「標準装備」という言葉があります。3年ほど前にはなかったのですが、雨よけフードも座布団も、いつのまにか、あって当たり前前の標準装備になっていました。この団地内でも、ここ数年で坂道に手すりが多く設置され、またベンチも増設されるなど標準装備が増えています。私たちの身の周りを見ても、テレビや電話、電子レンジがあって当たり前前の標準装備です。QOL(クオリティ・オブ・ライフー生活の質)という視点から、ほぼ異論のない歓迎すべき事態だと捉えられています。

でも、よく考えると、フードも座布団も善かれと思った上での、善意の行為の印です。それが、「当たり前」の「標準」と理解されるのなら、どこか喉に骨が刺さったような感じになります。というのも、伝え聞いた話なのですが、団地タクシーの雨除けフードが汚いという苦情があったといいます。このところの黄砂と強い春風によって、汚れがついたのでし

よう。そうした苦情はもつともなことだと思っただけなのですが、やはりどこかに後味の悪さを感じます。つまり、フードの汚れを落としてきれいにするのが当たり前という意識につながります。私たちの善意が注目されると同時に凝視され、当たり前にならなくなるとあれこれアラが目につきクレームの対象が増えてくるのです。

§

なんとも、もどかしい気持ちでこの稿を書いていたのですが、急に思い出した本がありました。20年ほど前、学生と共に大分県・湯布院を訪ねた折に、書店ではなく雑貨屋さんだったか、みやげ物屋さんだったか、眼に入ったのが福岡賢正『たのしい不便—大量消費社会を超える』（南方新社、2000年）でした。

毎日新聞の記者だったと思うのですが、通勤（たしか久留米市在住だったと記憶しています）にはクルマや電車を使わず自転車を利用しており、エレベーターや自販機を使わない、外食をせずお米や野菜は自分で作るという「不便」に文句をつけるのではなく、むしろ喜んで楽しむという生活スタイルです。

福岡さんにとって、むしろ標準装備は無用であるか二次的であって、それがない生活が意味を持つということです。田んぼに合鴨を放ち農薬を使わない方法をとるのですが、コメの収穫が終わったところで、悩んだすえのことだと思っただけなのですが、家族である小さな女の子と一緒にあって、その合鴨の首を絞め、みんなで食べることにします。可愛がっていた合鴨ですから、絞めて食べることがどれだけ無念であったことか、切々と述べられていました。でも、子どもたちにとって、この経験は「生きる」ことの大切さ、「命を頂く」ことの大切さを痛烈に体に刻んだと思うのです。

私にできるかと問われたら、恐らく身を引いてしまうにちがひありません。ただ、便利さの標準装備をみる眼は変わってきました。市販のお米の高騰が続いていますが、「品薄で、値段が高い」と思い大いに不満なのですが、そこで立ち止まらず、生産者がどれだけ苦労して作りあげてきたのか、苦労ばかりで利益がでない、そこに思いを致すことです。

§

天井からの雨漏り、蚊帳のなかでの暑苦しい夜、ぬかるみに嵌^{はま}った通学自転車……現在では「標準装備」のおかげでどれだけ救われているか、はかり知れません。ただこう考えることはできないでしょうか。

私たちの便利な社会は、提供される便益に対してお金を払って対価とします。もう少し付け足せば、その便益の結果が重要でありプロセスにはさほどの関心を寄せません。ところが、お金（貨幣）を介しない日常の「贈与と返礼」の互酬システム——簡単にいえば相互扶助、助け合いの様式です——では、互いに相手の気持ちを慮^{おもんほか}って対応するでしょう。“どうぞ”といい、“有難くいただきます”、“ありがとうございました”というモノ・心の相互交換は、いまなお社会の安定と実働化に寄与していると思います。

できればですが、「フードが大層汚れているので、私がふきましょ！」と言ってくれる場面を想像してしまうのです。勝手ですが。そういう世の中だったら心がざらつくことはないでしょうね。

* 「団地タクシー」は、八王子市内のUR大型団地内でボランティアによる運行を行っている三輪自転車です。

(みやざき あきら)

吉田昌子、宮本正興、飛田就一という 先生方に会えたこと

竹内 真澄

大学1年生の語学の授業は、小集団授業（ほんとうは中規模集団なのだが）での学びである。砂粒のように味気ない学生生活のなかで、比較的人間の顔が見えるものだ。ぼくの割り当てられたクラスは、英語が吉田昌子（1935-2021）と宮本正興（1941- ）、ドイツ語は飛田就一（1929-2002）の先生方だった。いま自分が71歳になって、思い出されることが少なくない。それだけ外国語授業には専門科目の大講義とは違ったぬくもりとニュアンスがある。

まず吉田昌子先生のことを書く。彼女は本当に学生が好きで、たぶん本気で言われたことだと思っただけだが、冒頭自分のことを「吉田さん」と呼んで結構と自己紹介した。それが印象的であったが、ぼくは「吉田さん」とはどうしても言えなかった。けれども、人によっては調子に乗って「吉田さん、よう」などと呼びかけていた。ちょっと芝居がかっているとぼくは思った。最終講義の記録によると、吉田先生は他の担当者と協力して学部の英語統一教材をつくり、1973年にそれを初めて使った。まさにぼくはその年度にこの教材で教わった。英文学（D. H. ローレンスとヴァージニア・ウルフ）の研究者でもある彼女は、現代の社会問題を学ぶべき学部生に対して何を提供すべきかを検討し、この年にはE. M. フォースターの反ファシズムの文章（E. M. Forster, *Three Anti-Nazi Broadcasts*）を読ませた。中身を覚えていないが素晴らしいチョイスだと思う。また記録によれば吉田先生は1976年からチャップリン『独裁者』の最後のシーンを飾るユダヤ人床屋の演説を読ませた（Charles Chaplin, *Chaplin and The Great Dictator*）。これもまたいい。

ぼくが大学院にはいって、学部共同研究室に出入りしていたときに偶然お会いしたことがあった。就職した年にいただいた年賀状には「日本の社会学のために献身してください」と書かれていた。「日本の」というところが、吉田先生のイギリスの視野を感じさせた。数年前に亡くなられたという記事を見た。学生に対して、真っ向から、実存的に関わるということが先生の根本態度だった。それはおおいに学びたいところであって、もともとは吉田先生からもらったものだ。

宮本正興先生はもうひとりの英語クラス担当だった。ケニヤのングギの文章（J. Ngugi, *The Martyr*）を読ませた。それはアフリカ文学が彼の専門だったからだ。後で知ったが、彼は松田素二氏と『新書アフリカ史』講談社、1997年を編集、執筆している。このジャンルの偉大な開拓者なのだった。ちょっと斜に構えたスタイルだった。たとえば「ケニヤには、彼女はうんこみたいな女だ」という表現がある。どういう意味だと思うか、と問うた。学生は黙った。内言が聴こえてくるような間があった後で、先生は「うんこみたいに臭くていやな感じ？」とつぶやいて、「どうせ日本人の想像力はそんなものでしょうね」と我々を挑発した。少なくともぼくはそう思っていたから脳天を叩かれた。本当はハエがたかるくらいチャーミングな女という意味なのだ。アフリカの内なる声を読めたことはおおいに幸せなこと

であった。もうひとつ覚えているのは「みなさんはどういう小説を読んでいますか」という問いかけだった。隣の友人が J.F. ケネディのピューリッツァー賞の自伝がいいというようなことを言った。宮本先生はこれをまったく相手しなかった。いまから思うと、なにがケネディだという反感をもっていたのかもしれない。宮本先生の反植民地思想からするとそうなるからだ。それで「いま、高橋和己が読まれているらしいですね」と言った。高橋の存在をぼくは知らなかったと思うが、あとになって『悲の器』を読んだのは先生の影響である。

飛田就一先生はドイツ語担当だった。ぼくは好感をもった。「どうせ君らはドイツ語を勉強しないだろ？でも俺は担当者だから楽しくやらせてもらおうぜ」という感じだった。お調子者がドイツ人は「イッヒ リーベ ディ○○」と愛を告白すると、知ったふうなこと言った。「アイ ラブ ユー」のことだとは思ったが、肝心の語尾がはっきりしなかった。先生はすかさず「ディ○○」をもう一回発音してくれないかとせがんだ。しかし、クラスメートはごまかして逃げ切った。「dich」と言えなかったのだ。かえてこのことでぼくは二人称 4 格を覚えた。

また、あるとき *befehlen* (命じる) を教えたとき、飛田先生は「日本にもベ平連というのがありますね」とツッコミを入れた。ぼくは彼のこういうところが大好きだったが、誰も笑わなかった。先生について最近になって驚愕したことがある。K.O. アーペル『言語と認識』法律文化社、1980 年を訳していたのだ。なんということであろうか。一般にアーペルの名が日本の哲学や社会科学の畑で聞こえてきたのは J・ハーバーマスの『認識と関心』未来社、1981 年の付録にアーペルの「解放としての科学か」がくっついていてからだ。カントは独我論を完成したとアーペルは言い切っている。日本のカント学者はこのあたりをゴマ化すが、アーペルの発言は哲学史的な周到さがある。当時の学生はアーペルなど知るよしもない。今でさえアーペル研究は彼の重要さに追いついていない。ところが飛田先生は 1970 年代に正面からアーペルに注目した哲学者だったのである。いま自分はこういう研究をやっているんだということを先生は「ドイツ語」の授業で決して言わなかった。役割というものがあるから言わないのが慣例かもしれない。だが、ちょっと惜しかったなと思う。

3 人は、それぞれ外国語、第二外国語の担当で、学部教学から見れば傍流であり、ときに軽んじられ、その苦痛がいくぶんか感じられもした。人間はいつでも解放されてあるわけではない。だが、その制約の中において何をなしうるか、何をなすべきかを考え、行動しなくてはならない時がある。3 人は非常に個性的に、かつ誠実に職責をまっとうした。その意味で、彼／彼女は人生の重い課題を身もって示し、教えてくれたのだ。3 人と出会えたことは光栄なことであった。

(たけうち ますみ)

戦争の残酷さ

宮崎 昭

あの『共産主義黒書—犯罪・テロル・抑圧—<コミンテルン・アジア編>』を世に問うたクルトワが、また衝撃の書を発表しました。クルトワ[2025]『憎悪と破壊と残酷の歴史（上・下）』です。総執筆者24名、計500頁からなる論文集で、古代から現代にいたる、主としてヨーロッパに中心をおいた、世界史における「戦争の残酷さ」をテーマにしています。

20世紀の歴史を語るためには、社会主義の生成と消滅を抜きにすることはできません。それは世界の未来を展望する際の、「希望の星」から「暗黒のデストピア」への凋落した裏切りの合言葉になりました。21世紀を迎えて、その残滓は、たとえばウクライナであったりゴザ地区であったりして、「戦争の残酷さ」は歴史の教訓とはならず、むしろ破滅への道を突き進んでいるように見えます。私など、朝起きて新聞に目を通し、テレビやスマホで惨状を確認するたびに、激しい隔靴搔痒かつかさそうようの苦しみに苛まれています。

<フランス革命から始まる>

クルトワは、フランス革命こそ「現代史を象徴するはじめての大量の政治的残虐行為の幕開け」であったと断言します（クルトワ[2025]上222頁）。共同執筆者のジャン＝マルク・ジュベールも同様にフランス革命が政治における残虐性のスタートだと考えています（「クレマン・ロセと『残酷性の原則』哲学的アプローチ」）。そもそも政治には権力と利害が密接につながっており、大義のためには残虐性も許されると言っているのです（クルトワ[2025]下174-175頁）。

クルトワは、1793年の国王への死刑宣告と処刑を例に挙げて革命の「急進化」という表現を与えています。ロベスピエールが1794年2月5日に国民公会でおこなった演説は「普遍主義的な自負をもったイデオロギーの萌芽」であり「ロベスピエール派の革命は全能の意思の名において権力にいっさいなんの制約もなく行為するよう」（クルトワ[2025]上222頁）主張したものでした。

しかし、フランス革命はトマス・ペインが高く評価したように、国王・貴族・宗教家の支配（アンシャン・レージューム）を打破したブルジョア革命であり、近代化の始まりと理解されてきました。ペインは革命の大義をつぎのように述べています。

世界の平和・調和・文明・貿易こそが人類の幸福の秘訣だとするなら、それを成就するには、現行の統治体制において革命を起こすほかない。君主制の政治はいずれも好戦的である。それら政府は戦争を常習的におこなう。その目的は掠奪と収入[の確保]にある。そのような政府が存続する限り、平和は絶対的な保障を一日たりともえられない（ペイン[2025]304頁）。

こうして世界中の人びとは、限界まで忍耐を強いられ、資力を奪い尽くされている。このような状況に置かれようものなら、前例が存在するだけに革命待望論が出てくるのは当然である。革命は世界中の話題となり、[現実の]日程に上っていると考えられよう（同上）。

なんとも対照的なのですが、ペインが語るフランス革命の素晴らしさは、訳者である角田安正さんによると、事情はこうなります。

93年になると、ロベスピエール率いるジャコバン派政権が公安委員会を中心として 反対派を次々に断頭台で処刑するなど、フランスは恐怖政治一色に染まった。当のロベスピエールも94年にクーデタで権力を失い処刑された。その後もフランスの社会不安は続き、それがようやく解決されたのは、軍事指導者ナポレオン・ボナパルトがクーデタで政権を掌握した1799年のことであった。…（中略—宮崎）…トマス・ペインは、フランス革命がこのような運命をたどるとはつゆ知らず『人間の権利』を執筆したのである。だからペインは、フランス革命の「犠牲者は非常に少なかった」（本書[『人間の権利』を指す—宮崎]60—61頁）と、自信たっぷりにフランス革命を擁護しているのである（同上14頁）。

<革命という残虐なテロリズム>

フランス革命がブルジョワジーによる権力を掌握した革命であったのに対して、ロシア革命はプロレタリアートが権力の座についた革命であったわけですが、そこに共通するのは「階級闘争」による権力奪取であり、同時に「大義」をもった革命に固着する残虐なテロリズムの存在です。クルトワは、マルクス『フランスにおける階級闘争』から「社会関係は結局のところ階級関係に帰する」という命題を引用し、内乱からブルジョアジーの転覆、プロレタリアートの反乱、そして社会革命への道筋を示したというように理解します（クルトワ[2025]上224頁）。

そのうえで、マルクス『共産党宣言』で共産主義の「予言」をおこなって以来、クメール・ルージュに至る「唾棄すべき」観念の系譜が1917年から1992年まで続いてきたと考えているのです。「階級闘争」が「内戦」に向かう道筋は「原理がぶつかり合う革命的戦争」であり、「二つの社会制度のあいだの、奴隷制度と自由労働制度とのあいだの戦闘」を指すというわけです（同上228—229頁）。レーニンがカウツキーにたいして発せられた1918年の言葉が醜悪で印象的です。「独裁は、直接に暴力に立脚し、どんな法律にも拘束されない権力である」（同上239頁）。結果、「ロシアの内乱は、とりわけ勝者であるボリシェヴィキのまわりで、極度に残虐だった」（同上242頁）。それがどんなものだったか、クルトワ[2006]がゴーリキーの言葉として引用しています。惨い描写なのですが、あえて紹介します。

残忍さ——これこそ、終生私を唾然とさせ苦しめてきたものだ。…（中略—宮崎）…今、ヨーロッパ戦争という恐るべき狂気の沙汰と、革命の血なまぐさい出来事を経たのちにも、（…）私はロシア人の残忍さがついに変化をとげたようには見えないことを認めざるをえない。その形態は変わっていないと言ったらいいだろう。17世紀初期の年代記作者は、その時代につきのような拷問が行われていたと語っている。“口のなかに火薬を注ぎ、それに火をつけたとか、他の連中には尻の穴から火薬を入れたとか、女性の乳房に穴をあけその傷に紐をとおして、身体を紐で宙につるしたなどと”。

1918年と1919年にドン地方とウラル地方でも同じようなことをしていた。尻から男の身体のなかにダイナマイト管を挿入し、男を爆破したのだ（339—340頁）。

こうして見ると、革命とは何だったのか、めまいのような疑念に押しつぶされます。

<兵士と民間人の境目がなくなった>

軍服を着ていれば軍人、そうでなければ民間人、そういう区別が戦場で意味をもたなくなったのは、ティエリー・レンツ（「正規軍の戦争から民衆をまきこんだ戦争へ」）によると、スペイン人が「独立戦争」と呼ぶイベリア半島戦争（1808～1813年）からでした（クルト

ワ[2025]上 188 頁)。いわゆる“ゲリラ戦”の登場です。民間人が銃をもち、敵の正規軍と闘う構図です。

スペイン「社会のエリート層と聖職者が蜂起を呼び掛けると、スペインの庶民は同調したのだ」(同上 198 頁)けれど、「ゲリラの攻撃に対するフランス軍の報復は過剰な暴力を伴った」(同上 194 頁)、といます。「古典的な戦争と民衆蜂起の中間に位置付けることができるサラゴサ包囲戦は、ナポレオン軍にとっての対ゲリラ戦がどのように困難だったか、同軍はこれにどのように対処したかを物語る好例である」(同上 196 頁)。「…その後にナポレオン軍が撤退を始めると、ドイツ、オランダ、そして北イタリアでも同じことが起きる。それなりにルールにのっとった正規軍による戦いから、逸脱を伴うゲリラ戦への転換が起こったのだ」(同上 200 頁)。

すでに私たちはベトナム戦争での巧妙なゲリラ戦を知り、アメリカの劇的な敗北に溜飲を下げた経験があります。しかし、一方では別の意図から生まれたものですが、無差別爆撃(絨毯爆撃)という、軍事施設(軍人)と民間施設(民間市民)の境い目を無視した攻撃がおこなわれました。第二次世界大戦から始まった「残酷さ」ですが、ナチスによるロンドン空襲、イギリスによるドレスデン空襲、日本についていえば、中国重慶への空爆、アメリカによるヒロシマ、ナガサキ、そして東京大空襲がありました。いずれも軍事と民事の区別がありません。「総力戦」といわれる実態です。

20 世紀になってから二度の世界大戦を経験した世界は、それでも戦争への扉を閉じようとはしていません。開け放されたままです。現在もなお「戦争の残酷さ」は続いています。

2022 年 2 月 24 日より、ウラジミール・プーチンは現代欧州における残酷さの歴史に新たなページを書きくわえた。「ナチであるウクライナ」のジェノサイドを予告するような演説、戦争犯罪、人道に対する犯罪—拷問、強姦、民間人と捕虜となったウクライナ兵士の殺害、真冬のウクライナ国民から暖房を奪うためのインフラの破壊、広大な地域の洪水と住民の避難を引き起こすダム爆破、住民のいる建物への爆撃等々——、大量虐殺、そしてウクライナのこどもたちのロシアへの強制移住。なお、プーチンはこれらのメソッドをチェチェン戦争、ついでシリアにおいてすでに使っていた(クルトワ [2025]上同上 31 頁)。

ガザ地区に目をやれば、「現在の残虐」は「メタニヤフの犯罪」とも言い換えられますが、かつてナチズムによって滅亡の危機に陥ったユダヤ人などが、待望の「イスラエル」を建国したにもかかわらず、ナチズムと瓜二つのジェノサイドを行っているのはなぜなのか。多くの病院が爆破され、兵士でもなんでもない子どもたちの命が奪われています。ガザ地区はまるでナチスの強制収容所のごとくあります。それが頭から離れず、ジョエル・コテクが述べる「収容所制度に見るナチの残虐システム」に目をやりました。

<強制収容所という最悪の残酷>

コテクはあくまでも事実に基づいて「残虐システム」を淡々と述べています。

収容所では残虐行為は特別なことではなく、義務だったからである。精神を弱らせ尊厳を奪う場、肉体を切断し、消滅させる場、それが収容所だった。それが収容所の目的だった。点呼はこの戦略の欠かせない一部だった。囚人たちは夏は 4 時から 5 時、冬は 6 時から 7 時に警笛で起こされ、30 分で洗顔、着替え、寝床の整頓を終える。それから 1 時間以上かけて点呼がおこなわれる。…10 時間以上の労働で疲れ果て、空腹で、病人も少なくない囚人たちは、順番をいっさい乱すことなく整列しなければならなかった。こうした点呼は 2 時間から 24 時間、脱走の怖れがあればさらにそれ以上も続いた(ク

ル

トワ[2025]下 42 頁)。

ユダヤ人は強制収容所において「特権的」な虐待の標的だった。この虐待には教育的意味など一切なかった。虐待は日常の一部であり、その一例は別の収容所への徒歩移動だった(同上 51 頁)。

だから良心の呵責を覚えることもなかった。会話の書き起こしによれば、ユダヤ人絶滅について兵士たちは多かれ少なかれ認識していたが、彼らにとってそれはたんなる枝葉末節の事柄に過ぎなかった。くわえてもっともゾッとするのは、彼らがしばしば強姦・殺害・虐殺に喜びを感じていたということである(同上 56 頁)。

私は以前、フランク『夜と霧—ドイツ強制収容所の体験記録』(1971 年)を紹介して論じたことを思い出しました。著者のフランクはユダヤ人であるがゆえにアウシュビッツに拉致された心理学者です。多くのユダヤ人が不幸な死を遂げた中で、奇跡的に生還した稀有の人でもあります。

ドイツの降伏に伴い、収容所が解放された様子が描かれています。淡々とユーモアを交えて述べられているのですが、強烈なリアリティを感じました。

疲れた足取りで仲間達は収容所の門の方へよろめいて行った。——足が殆んどいうことをきかないのである、彼等はおずおずとあたりを見廻し、問いたげにお互いの目を見合わせるのであった。それからかれらは収容所の門を通過して最初のおどおどした一歩を踏み出すのであった。こんどは何の命令も響かず拳骨や足蹴を恐れて身を屈めることもない。おお、それどころか！今度は看視兵はわれわれの一人に煙草を差し出したのである。もちろんわれわれは彼等を看視兵としてすぐに見分けることができなかった。何故ならばもはや彼等はその間に急いで普通の市民の服装をしてしまったからである。ゆっくりと人々は出口の道を出て行った。すでに一人は足が痛み歩けなくなりそうになった。人々はさらによろめいて行った。人々は収容所の周囲を始めて——あるいは自由人として始めて——見ようと欲したのである(197 頁)。

「煙草を差し出した」看視兵はどんな気持ちを抱いていたのでしょうか。彼は加害者の側にいながら、深く傷ついた「犠牲者」でもあったのではないか、そう思いました。フランクは、「この地上には二つの人間の種族」つまり「善意の人間」と「そうでない人間」が入り混じった「種族」がいて、「看視兵」の中には若干の善意の人間もいたのである(196 頁)と述べ、さらに「あらゆる人間存在を通じ善と悪とを分かち亀裂は人間の最も深い所まで達し、収容所が示すこの深淵の中にも見ることができたのである」という人間への慈愛に満ちた洞察を示してくれています。冷徹な「戦争の残酷さ」を、あたかもカレンダーをめくるかのように詳述するクラトワのスタンスとはずいぶん異なります。

<もうひとつの残酷>

日本についてはどうだったのか。トマ・シレ(「アジア太平洋戦争中に日本が犯した残虐行為とその記憶のパラドックス」)は、概ね的確に描いています。たとえば、西洋人の日本についての関心は、「広島、長崎。そして、真珠湾攻撃」であり、2700 万人の犠牲者を生んだ「日本が犯した残虐行為がわすれられている」(クルトワ[2025]下 58 頁)という指摘です。併せて、「65 万人もいた日本の被爆者に対するアメリカの扱いが残酷であったことについては議論の余地がない」(同上 71 頁)ともいっています。実際、大江健三郎『ヒロシマ・ノート』でもふれられていたように、アメリカは「原爆傷害調査委員会(ABCC)を設置

して医者や研究者を広島に送り込んだのですが、それは治療目的ではなく、初めての、直接の被曝人体「調査」にすぎませんでした。なにより、戦争終結のためというよりも、原子爆弾の人体実験が目的であったかのようです。

ヒロシマ、ナガサキへの原爆投下の直前、1945年2月からの東京大空襲で、土地家屋の三分の一が灰燼と化し、市民8万3,000人が殺され、3万人が負傷しました。また、沖縄では「本土決戦」の名のもと「集団自決」という痛ましい体験を迫られもしました。そこから日本人たちには“被害者”意識がつよく、それが伝承されてきて、“加害者”であったという意識は希薄でした。しかし、シレは日本軍による中国、朝鮮などの人びとへの残虐な行為について、筆を緩めてはいません。

「ネオ奴隷制度」という表現を使って、「数百万の人たちへの、拷問、強制労働」があったことや、「石井731部隊による人体実験」、さらには戦後になって「20万人の住民、捕虜、敗残兵の殺害」がおこなわれた実態を指摘しています（同上61頁）。日本による中国への侵略は「聖戦」であり、その三光作戦、つまり「すべてを殺し、すべて焼き払い、すべてを略奪する」という行為が正当化されました（同上62頁）。中華民国への宣戦布告はしていないので、これは戦争ではなく「戦時国際法」は適用されないと言い訳して残虐行為に対する世界からの批判の目を逸らしたのです。

ここで私がいう「もうひとつの残虐」というのは、シレが「記憶戦争」という表現を使って論じている、許すことのできない反動的な行為のことです。東京裁判では天皇が被告人席に立つこともなく、731部隊の実行責任者石井も緘口令が敷かれ不問に付される不可解な裁判となりました。A級戦犯の岸信介は無罪放免となり、その後総理大臣となる奇怪な事態が生まれたのです。南京大虐殺もなかったかのような言説が公道にまで飛び出し、これはシレのあずかり知らぬことですが、最近、自民党の参院議員の西田昌司が「ひめゆりの塔」の展示内容を「歴史の書き換え」などと発言し、歴史の修正、戦争の記憶に暴力的な力を加えようとしていました。

あくまでも「記憶戦争」というのは、比喩的な表現なのですが、いまなお日本では記憶をめぐる戦争が継続していると理解してよいと思います。

<残虐のルーツはどこにある>

クルトワがこの書を締めくくる担当にしたのは、先のジャン＝マルク・ジュベールです。マルク・ジュベールは、残虐性のロジックとして2点挙げています。「第一は利害のための闘争であり、第二は『承認』をめぐる闘争である」（クルトワ[2025]下175頁）、と。まず、「政治とは詰まるところ権力と利害の問題」であり、利益保全のためならどのような手を使うのも自由である一残酷な手段をもちいることもふくめて、「神、善、倫理、人類の永続、秩序」「といった大義の利益を守るためだ、として残虐性を正当化することができる」（同上174-175頁）と述べます。

他方、第二の「承認」をめぐるのは、「人間の歴史の原理」として「人間としての尊厳の完全無欠な承認を勝ち取るための闘いでもあるのだ」といい、「解放のための残酷性」のあることが明示されます（同上177頁）。

ところが、マルク・ジュベールが最後にとっておいたという結論を差し出します。少なからず驚きました。ポエシの『自発的隷従論』を引いて、「人間こそが残虐性」の根源だということです。さらに加えて、「中途半端な学識者」になることは避けようではないか、そして、毎日わたしたちが運命として甘受している政治の残虐さを安易に嘆くのはやめようではないか」（同上191頁）と呼びかける始末です。そして「幼稚なユートピア信者」であるインテリに対して、「健全な意見の持ち主」である民衆は、「悲劇的な知恵[自然の必然性や悲劇性の受容]」の持ち主である、とって称えるのです（同上189頁）。

ここで「幼稚なユートピア信者」と対比される「健全な意見の持ち主」である民衆とは誰なのか、「自然の必然性や悲劇性の受容」が「悲劇的な知恵」と評価されるのか、にわかには分かりませんでした。戦争の残酷さを語り得るのは、「中途半端な学識者」ではなく、実際にその悲劇を受容し、それを受忍してきた人たちこそが語る資格があるということでしょうか。疑問が残るのです。

<国家という残酷制度>

クワトワのこの書では、戦争の残酷さを丹念に跡付けて、いわば“告発”のような悲痛な叙述が溢れています。やってはいけない、あってもいけない話が充満しています。ではどうしたらよいのか、そこが肝要であり、そこを避けて通ることはできないはずです。ところが、そこで留意すべき国家の存在、国家の行動という視点は希薄なのです。あるがままの残酷さを指摘するだけでなく、それがなぜ起こるのか、その背景や理由に思いを巡らせる必要があるのではないかと、思ってしまう。

かつて、カントは『永遠平和のために』を発表し、その後の国際連盟設立に寄与しました。その後も国際連合が設立され、世界の市民の良心が集結したのです。残念ながら、ロシアによるウクライナ侵略やイスラエルによるパレスチナ人民へのホロコーストは、国連安全保障理事会常任理事国の非道もあって止まることを知りません。でも、そうではある現状なのですが、世界平和への手を緩めてはいけないと思います。

柄谷[2006]は国家による支配が、国内での「再分配」に根拠があることを示しましたが、むしろ国家は他国との関係をふくめて暴力の肯定を前提にしていることを強調しました。

国家というものは何よりも、他の国家に対して存在しています。だからこそ、国家は内部から見たものとは違ってくるのです。市民革命以後に主流になった社会契約論の見方によれば、国家の意志とは国民の意志であり、選挙を通して政府によってそれが実行されると考えられています。ところが、国家は政府とは別のものであり、国民の意志から独立した意志をもっていると考えべきです（113頁）。

国家は個人の生き方に関心がないばかりか、人間としての尊厳も奪います。先のマルク・ジュベールが指摘する、「自発的隷従論」の援用や「人間こそが残酷性」と言い切るのは、国民の意志とは無関係に働く権力の力を見過ごして、国家の強制力こそ「戦争の残酷さ」の源であることを見逃したのだと考えます。また、再論します。

(みやざき あきら)

【参考文献】

- 柄谷行人[2006]『世界共和国へー資本=ネーション=国家を超えて』岩波新書
クワトワ、ステファンヌ、ジャン=ルイ・パネ、ジャン・ルイ・マルゴラン[2006]『共産主義黒書—犯罪・テロル・抑圧—<コミンテルン・アジア編>』恵雅堂出版
クワトワ、ステファンヌ、田順子監訳[2025]『憎悪と破壊と残酷の歴史 上 剣闘士からジハード、異端審問、全体主義』原書房
クワトワ、ステファンヌ、神田順子監訳[2025]『憎悪と破壊と残酷の歴史 下 ファシズムから世界大戦、クメール・ルージュ』原書房
フランクル、V. E. [1971]『夜と霧—ドイツ強制収容所の体験記録』みすず書房
ペイン、トマス、角田安正訳[2025]『人間の権利』光文社古典新訳文庫
宮崎 昭[2024]「人間はごくフツーに『鬼畜』となるのか」『市民科学通信』第47号

「原子力技術と自然・人間の転倒性」 と資本・国家の支配

—幻想としての原子力平和利用—

青水 司

目次

まえおき

- 1 転倒性論の現代的意義（転倒性の一般化）
- 2 転倒性と科学技術について
- 3 科学技術の転倒性と科学の独占による資本の支配
- 4 核科学技術（原子力技術）の危険性の基本
 - 4.1 放射性物質の解放とその科学による解決不能性と技術による「可能性」
 - 4.2 原発の欠陥〔科学、応用科学としての工学と技術〕
- 5 改めて被ばく労働を問う

まえおき—人間として原発を認めない根拠、それでも国が原発にしがみつ়理由

この小論の課題は、核兵器はもちろんそれを持ちたい国が必要とする核発電（正確には核発電だが、以下通称の原発とする）を持つことに反対し、持っている国には再稼働を止めさせ廃炉にすることです。しかもこのことは普通の人間には科学的に説明するまでもなく常識で理解できることです。以下、そのことを明らかにして「まえおき」とします。

1. 社会的・歴史的にはとくに日本は非常識な原子力国家主義的・資本主義的政治指導者が多いので、たとえば「現憲法下でも核兵器の保有は可能」とする岸信介元首相は原子力技術を「軍事利用」も「平和利用」も可能と考えており、日本は〔核兵器保有の〕潜在的可能性を高めることによって、国際的発言力を高めることができると考えていました（岸信介 [1983] 395～396 ページ）。核兵器の禁止、そして原発の廃止をとりわけ被爆国として目指さねばならないのに、真逆の方向の認識と政策を考えていたのであり、その後の政権中枢の政治家たちの原子力政策はほぼ一貫して岸と変わってはず、それどころか、福島第1原発過酷事故を起こしてもなお核兵器の共有や核兵器に役立つ原発のさらなる開発を含めた再稼働を目論んでいます。
2. 核兵器はもちろん原発も自然・人間の価値（倫理）に反するアクティブ性（自然・人間

にまったくやさしくない破壊力)を有し、他の科学技術と比較不能かつ人間が対処不能な事故とその後の被害の広範囲性・持続性はチェルノブイリ、福島第1原発過酷事故で明らかです。エネルギー資源のための産業としても人間に不要どころか生命にとって危険です。再生可能エネルギーをはじめ原発より安全で安価な代替エネルギー資源は存在します。これが、原発が「原子力の平和利用」ではない第1の理由です。

3. 具体的には、人間には容認できない巨大な危険性を予測せざるを得ない現実的根拠＝核分裂の大きさ、速さ、持続性の技術的根拠があり、わずか1mgのウランの核分裂で2人の労働者が被曝して死亡し、住民を含め666人が被ばくしたJCO臨界事故でも実証済みです(小出裕章[2011]8-11ページ、青水[2024a]116-118ページ)。このように事故の予測が一般の生産技術を使用する工場(機械、鉄鋼、化学、火力発電など)における事故と比較して不明かつ桁違いに大きく広がる危険性が明らかです(大友・常盤野[1990]26-29ページ)。

4. 世界では1979年のスリーマイル島原発過酷事故(レベル5)に始まり、1986年のチェルノブイリ原発過酷事故(レベル7)、2011年の福島第1原発過酷事故(レベル7)とほぼ30年に3回過酷事故が発生しています。これ以外にもレベル6:1(ウラル核惨事)、レベル5:3、レベル4:5(JCO臨界事故を含む)、レベル3:5の事故が起きている(レベル数は国際原子力事象評価尺度(INES)による。リーダーズノート編集部編[2011]259ページ)。

5. それにもかかわらず、自然条件とくに地震や火山への対策が地震大国日本ではおろそかどころか活断層の過小評価、隠ぺいまでしています。また、事故や検査の隠ぺい・改ざんまでひんばんにおこなわれてきました。

1) そして、GEの子会社GEIIの元社員の内部告発で不正が明らかにされ、その結果、東京電力・南直哉社長他首脳は2002年9月総退陣を発表しました。

2) 2007年中越沖地震(M6.8、1号機680ガル、解放基盤で1699ガル)で柏崎刈羽原発事故〔油冷式変圧器火災にもかかわらず化学消防車どころか化学消火剤所持せず〕

・問題①海底活断層を隠ぺい(設置許可当初:7キロの断層、2003年:20キロの活断層を認識、2008年8月36キロ)、②地盤が軟弱

・事故後の問題:小林英男・元東工大教授は設備健全性評価委員会で虚偽の説明をし(金属は塑性変形で硬くなり、次いで脆くなるのに強くなる)、再稼動を推進しました(原発老化問題研究会編[2008]107-115ページ)。

2) 3.11後でも、原子力規制委員会の田中俊一元委員長は「原発の寿命の間には、火山の噴火は起きないから問題ない」と川内原発1,2号機の審査を終了した(2015年8,9月に再稼動)。

1. 転倒性論の現代的意義(転倒性の一般化)

まず、本稿の論点である「転倒性」について、資本-賃労働関係を基礎にした「技術と労

働者の転倒性」を基点にしますが、後述のように今日の科学、科学技術の転倒性へと展開してきたと捉えられると思います。したがって「科学の価値中立」説を基礎にした「科学の自己目的化」、さらに「科学技術の自己目的化」が進むと同時に資本によってそれらが推進されると思います。従来の概念でいえば、「科学の資本への転化」と言えるでしょうか。ここでは、生産過程での資本－賃労働関係を超えて資本が労働者（消費者）の生活過程全体を支配しようとする点で情報ネットワーク技術が大きな役割を果たします。それは、金融ネットワークシステムから、交通ネットワークシステム、そして通信販売に始まる情報ネットワークと生産システム（ME）の結合としてのネットワークシステム（消費者支配のための欲望創出と生産・運輸・倉庫関連労働者のモノ扱いの徹底）＝「技術としてのネットワークと人間の転倒性」で、「科学技術の転倒性」の一般あるいは一種として、究極の「核科学技術と被ばく労働の転倒性」とならんであるいはそれ以上に「非人間的」かもしれません。というのは、資本主義における科学の「現実化」は技術の科学的性格を高めることによって技術がもともと人間にもたらしている有用性（科学知や法則によって人間が有用な物質を手に入れる手段を向上させる）を改善するどころか労働者のモノ扱い化を促進し、また消費者の消費構造に介入し支配してしまうからです。つまり「ネットワーク技術と消費者の転倒性」は消費者の過剰欲望を創出しつつ「生存ニーズ」から「自己実現ニーズ」を尊重するように消費者を取り込むという意味で資本過剰を解決しようとしします。

2. 転倒性と科学技術について

まず①転倒性は資本の論理つまり資本－賃労働関係の形成によって主体たる人間の客体化、客体たる資本の主体化という転倒が現れることが基本です。②それによって、マルクスが指摘したように、産業革命が進展し機械によって機械の生産が自立する機械制大工業において機械と労働者の転倒が技術的に明瞭になり、機械（技術）が労働者（人間）を支配（管理）することが進んだといえます。このことを基礎に科学技術の発達によって生産技術のマザーマシンたる工作機械がNC工作機械、さらにマシニングセンター（MC）に代表される技術（機械）と労働者（機械工）の転倒がいっそう技術的に明瞭になります。つまりここに至って労働者は技術の付き添いをし、その上で、③科学技術が発達した現代資本主義においては、人間の主体的活動たる科学（自然の認識）や技術（自然の模倣から改造、創造）そして科学技術（science based technology）が資本に支配されることによって科学が人間（のために）から分離され客観化・普遍化し科学のための科学つまり「科学の自己目的化」が推進されます。そして人間のためにという目的は手段化します。資本の自己増殖による資本過剰に対応する科学技術の手段化が強まるが、それは資本のための科学技術の自己目的化を推進します。これが科学の自己目的化であり、科学技術の転倒性が推進されます。

原発を含めた核科学技術を現実化するためには、放射性廃棄物や放射線被ばく労働を容認する構造が必要です。それゆえ、核科学技術レベルにおける転倒性の異質性（極限性）＝核の世界と生命の世界との矛盾（の恐ろしさ）を被ばく労働者や自然・人間に転嫁します。つ

まり被ばく労働によるガンなどの病気と死亡、温廃水（放射能汚染水）による環境汚染・破壊による自然・人間の損傷を起しつつ「核科学技術と自然・人間の転倒性」は進みます。（青水 [2024b] 4.2、4.3 参照）。

3. 科学技術の転倒性と科学の独占による資本の支配

それゆえ、原子力国家・独占資本の支配が強められ、それを支える「原子力ムラの科学者」、および彼らの後ろ盾になる「科学者」による「低線量放射能安全」論とりわけ 3.11 で大量に放出された低線量放射線の内部被ばくの危険性否定論・軽視論者による「資本・国家の科学」の強化としての科学独占が明らかになってきました。

その科学独占は、具体的には安倍官邸で「科学者コミュニティ」を支配した長瀧重信（長崎大学）を筆頭とするグループによって福島県県民健康管理調査でも山下俊一らを通して影響力を行使したことに示されています。また歴史的には、1990 年代末から低線量被ばく安全論の運動が世界的に起こっており、日本では放射線医学総合研究所（放医研、）、電力中央研究所（電中研、2011 年度で予算 323 億円、840 人）などにおいて低線量放射線被ばくは有益とする研究、ICRP の「LNT（直線閾値なし）モデル（仮説）」の見直し論が分厚く形成されています。3.11 後の「原子力安全神話」から「放射能安全神話」への展開は、この低線量放射線被ばくをめぐるいわば科学、科学者と「科学」、「科学者」の対立軸になっていると言ってもよいのです。つまり、「原子力安全神話」が崩れたのは明らかだからそれを復活するためにも「放射能安全神話」は維持しなければならないわけです。そこで 2014 年 8 月 17 日、政府広報「放射線についての正しい知識を」と題する全面広告が全国 5 紙、福島 2 紙に掲載され、レディ・キース・チェム IAEA 保健部長と中川恵一東京大学医学部附属病院放射線科准教授が専門家として登場し、「100 ミリシーベルトでがん死亡が 0.5% 増えます。がんで死ぬ可能性がもともと 2~3 割だとすれば、それがわずかに増え」…、「放射線の 100~200 ミリシーベルトというのは、実は『野菜不足』や『受動喫煙』程度の影響です」。しかし、「100 ミリシーベルト以下で、低線量被ばくでがんが増えないことを証明することはできません。…20 ミリシーベルトでがんが増えないということを証明しようとするれば、数百万人分の被ばく者データが必要になってきます」。つまり有意な統計データを集めることはきわめて難しいと言っているだけです（中川恵一 [2014] 36~37 ページ）。しかし、中川は 20 ミリシーベルトではがんは増えないし、福島の人々の「内部被ばくはほぼゼロです」、と非科学的な結論を示しています（中川 [2014] 63 ページ）。これは人間の価値（倫理）を含めた科学ではありません。証明できないならば、「疫学的方法」に固執する UNSCEAR に対するチェルノブイリの医学者などの「疫学的方法は唯一無二ではないとする」のが科学的態度であり、次善の方法で低線量被ばくばくの現実に迫るべきです（馬場朝子・山内太郎 [2012]、青水 [2014] 55 ページ参照）。また、振津かつみが指摘するように、広島放射線影響研究所が被爆者 86,000 人をフォローし、死亡率を調べたところ、閾値がないという論文を発表しました。「これまで何十ミリシーベルト以下では統計的に有意

な影響は出ていない」ということで線が引かれ、認定、補償がされなかったということは科学的ではありません（振津かつみ [2013]）。また、いくつかの調査を踏まえて今中哲二は上記「放射線影響研究所」の論文では「100 ミリシーベルト以下において統計的に有意ながん死増加は観察されていない」との評価は間違いではない。しかし、「閾値がない」とする振津の評価と同様、LNT モデルはよく適合していると結論しています（今中 [2012] 108～110 ページ、表 1 参照）。また今中は、ICRP は「被ばく限度の設定といった勧告」をいかにも「科学的結論」であるかのように行っていますが、被ばく限度というのは危険か安全かの境目ではなく、社会的政治的がまん、力関係の問題でもあるとしています（今中 [2012] 24 ページ）。これが「人間のための科学」であり、わたしたちはそこに立ち返らねばならないのです。

さらに放医研等の役職者の多くが政府の審議会委員などになって政府と利害関係を持っているのは、水俣病などの公害に類似というより上述のように「資本の科学・国家の科学」のもとで「国際原子カムラ」に従属し、さらには利用（悪用）しているという意味で「国策会社」の意味を強くしています。

そして学術会議も 3.11 からの混乱期・復興期の放射能管理、制度のあり方について科学、科学者にあるべき判断、被災者への説明が不十分であり、とくに「トランス・サイエンス」的観点、タコツボの科学ではなく「科学と科学を超えるもの（価値、倫理や哲学）」の関係の適切な認識を欠いています（島菌進 [2013]）。一言付け加えれば、自然科学を自然科学的に検討してもその合理性がどの程度かが分かるだけで、資本主義社会における問題性は人文・社会科学、哲学とその総合化によって明らかにすべきです。ドイツでの原子力研究者を除いた哲学者をはじめとする脱原発の検討・決定を見習うべきです。原発の問題について検討し、反対してこなかった原子力研究者には検討する資格はありません。被ばく労働者の労災補償認定の過少（極少）問題もこのような脈絡の上で評価しなければなりません。

4. 核科学技術（原子力技術）の危険性の基本

通常の生産技術の危険性との比較の上で基準を検討する必要がありますが（大友詔雄・常盤野和男 [1990]）、それはまず第 1 に、核の本質と関連した事故やその危険性の大きさと期間であり、またその可能性の実証性です。その比較、基準を検討する上で、核科学技術の基本である「核変化による放射性物質（死の灰）の解放」は原発において根本的欠陥であり、スリーマイル島原発事故以後、福島第 1 原発過酷事故までの事故はこの科学と技術の到達段階に依存しているのであり、一般化されているような工学的、技術的な「多重防御システム」では防御できないこと、とくに科学技術水準だけでなく人為的ミス（チェルノブイリ原発事故）、システム自体の事故回避の不備（JCO 臨界事故の形状管理）、地震・津波だけではない人為的不備（福島第 1 原発事故）によって事故を回避できないことは具体的に自明です。それゆえ、原発技術の「未熟性」、すなわち将来放射性物質を分解したり閉じ込める可能性などを前提に原発の稼働は許されません。またその可能性に逃げ込むことは許されないし、

あわせて子孫に負担をかけることはさらに許されません。つまり逆に、半世紀以上にわたって安全な技術を開発できなかったことつまり、原発技術は「未熟」ではなく欠陥技術として事故によって多くの犠牲者を生み、さらに通常稼働においても被ばく労働者の犠牲、温廃水などによる環境汚染、海洋生物の殺傷の責任を回避することは許されません。だとすれば、原発は廃止するしかありません。そのうえで、つぎに核科学、核科学技術の転倒性による矛盾について述べます。

4.1 科学による放射性物質の解放と、技術による無害化不能性

その上で、現実の問題は原発における、巨大なエネルギーと放射能の解放自体は核変化（核分裂や核融合）における科学レベルの問題であり、放射能を解放しない核分裂は現代科学では考えられず科学的な解決は不可能であり、現状では放射能の減衰を待つしかありません。つまり核分裂、核融合という大陽的自然現象は高温の太陽周辺で起こるが、この自然現象の地球上での科学的解決は地球生成以来約 46 億年して放射能が減衰して生物、そして人間も生存が可能になったのと同様のことが必要です（高木仁三郎 [2012] 49-51 ページ他）。

ところが約 46 億年要するという科学的解決がわたしたちの生活において時間的にも現実的でないとするれば、放射性物質を人為的に無害化する、あるいはその寿命を短縮化することが必要であり、そのためには放射性物質ではない同位体（同位元素）への技術的転換が考えられますが、「原子核 1 個 2 個というレベルであれば、高エネルギーの加速器を使用して原子核を別の原子核に変換することは不可能ではない」（山本義隆 [2011] 32 ページ）わけです。しかしこのような原子核変換が放射性物質でない保障はなく技術的に可能であってもコスト的にほとんど割に合いません。つまり資本主義においては事実上不可能です。このように科学でも技術でも放射能を無害化できませんから、もし「核科学技術と労働者、人間・自然の転倒性」によって原発を稼働すれば「核の世界といのちの世界」（核分裂と核の安定＝化学反応）は矛盾しますから、被ばく労働者さらには人間・自然に犠牲を転嫁せざるをえません（青水 [2024b] 149 ページ）。つまり電力資本・原子力国家は労働者を被ばくさせた上に労災補償もほとんどせず、今日では原爆・原発によって自然・人間を破壊するまで脅かし、支配しているのです。

また、使用済み核燃料のうち「高レベル放射性廃棄物」は機械・化学的物質（ガラス固化体）による包み込み技術を使って地中に半永久的に貯蔵しなければなりません（山本 [2011] 34 ページ）。これはフィンランドのオンカロ（深い穴の意味）で試験的調査が実施されていますが、地震が多発する日本では 100m 以下の地中に 10 万年以上埋め置くのは絶対不可能です。科学以前の常識です。人間一世代高々 30~40 年です。東大工学部卒、東京電力元副社長が『原子力発電が良く分かる本』で「地層処分は…数万年以上という超長期の安全性の確保が求められます」と書いています（榎本聡明 [2009] 参照）。山本義隆もコメントしているように「正気で書いているのか疑わしい」。「数万年以上」にわたる「超長

期の安全性」をだれがどのように「確保」しうるのだろうか（山本 [2011] 36–37 ページ）。したがって、適切には技術はもちろん「科学はいまだに一無知で無力である」のです（J. ラベッツ [2010] 118 ページ）。

4.2 原発の欠陥〔科学、応用科学としての工学と技術〕〔追加〕

つまり科学は具体的な自然の構造や性質というものを抽象的に概念化（科学知、自然科学的法則）し、そのことによって技術による物質の創造を手助けします。そしてそれは今日ますます強められてきました。その意味で、今日の科学技術は science and technology ではなく、science based technology と捉えるべきです。だから、武谷三男の「技術とは人間実践（生産的実践）における客観的法則性の意識的適用である」という「技術の本質規定」は「技術は応用科学であるという広く流布している俗論」の言い換えに過ぎません（山田慶児 [1982] 54 ページ）。このように科学は自然の認識、たとえば科学知や自然科学的法則に過ぎないのであって技術を創造する際の基礎的知識を提供するのであって技術に転化するものではありません。技術に転嫁するのは技術者や労働者の技術的知識や技能です。技術の意識的適用説的規定は科学が非常に発展した現代における転倒であり錯覚であって抽象的な科学を適用することによって具体的な技術ができるわけではありません。逆に具体的な経験の積み重ねによってたとえば鳥が飛ぶ構造と機能の認識によって自然技術としての鳥の物まねから改善・創造しグライダー、さらに飛行技術が生まれ、その一般化・抽象化が抽象的な飛行という科学的認識を形成します。鳥や虫を抽象化した飛行という抽象的概念が飛行機を生むはずがない。したがって、科学が発達しても極めて不安定な核分裂の構造と機能を安定化できない限り、つまり核分裂によって解放される中性子の個数を安定できなければ、そのようなことは夢のまた夢です。

5. 改めて被ばく労働を問う

すでに述べたように、核科学技術は軍事利用が第一義的に開発されたから、人間の安全を保障する技術を創造しなければ「原子力の平和利用」になりません。しかし、被ばく労働の問題等を解決できる技術は開発できず、欠陥技術であることが明らかになりました（青水 [2024b]）。また平和利用というのは「まえおき」で述べたように通常の産業利用ができません。しかし、核兵器はもちろん原発も自然・人間の価値（倫理）に反するアクティブ性（自然・人間にまったくやさしくない破壊力）を有し、他の科学技術と比較不能かつ人間が対処不能な事故とその後の被害の広範囲性・持続性があり（チェルノブイリ原発、福島第1原発事故で明らか）ます。具体的には、人間には容認できない巨大な危険性を予測せざるを得ない現実的根拠＝核分裂の大きさ、速さ、持続性の技術的根拠があり、わずか1mgのウランの核分裂で2人の労働者が被曝して死亡し、住民を含め666人が被ばくしたJCO臨界事故でも実証済みです。

その上で、生産過程が労働者にとって、さらに周辺住民にとって安全でなければなりません

ん。そして、さらに科学・技術の発達によって産業機械、化学装置、自動車など一般の産業技術のようにいっそう安全性を高める必要があり現実に高められ労働者や運転手が怪我をしないようにされています。ところが、原爆はもちろん原発においても「核科学技術と被ばく労働者の転倒性」はその矛盾である放射能の無害化不能性を被ばく労働者に転嫁し、電力資本は放射線が飛び交う労働過程で働かせるためには、被ばく労働者を無権利で使い捨てにできる社会的構造と制度（重層的下請構造による差別と労働災害補償認定の過小〔極少〕評価などの非人間的扱い）が必要です（青水 [2024b] 149 ページ）。それでも電力資本や国家が原発を「原子力の平和利用」と言いたいのであれば、「非科学的」な労働者支配政策をやめて、最低限度、被ばく労働者の労災認定政策を抜本的に改善すべきです。1976 年度以降放射線被ばくによる業務上疾病認定件数（CT など放射線診断における）は原発を含め 69 件ですが、そのうち原発労働者の放射線被ばくによる労災認定は、2018 年までわずか 17 件です（被ばく労働を考えるネットワーク編 [2018]、資料 8）。すでに紹介したように（青水 [2017]）、J. W. ゴフマンは 3,771 人（1 万人・Sv 当たり）をガン死とするゴフマン評価（1981 年）を示しました（J. W. ゴフマン [1991]）。なお、青水 [2016] に福島第 1 原発廃炉作業を含めた被ばく状況を示しています。『朝日新聞』によると、3.11 後の 3～4 月に働き始めた作業員のうち 100 ミリシーベルトを超えた人は 111 名おり、所在不明の作業員が 132 名もいるそうです（『朝日新聞』2011 年 7 月 14 日付）。その他、福島第 1 原発の廃炉作業での被ばく事故はたびたび報道されました（過去の経験からすれば、3.11 後は隠ぺい、改ざんがかなり多いのではと思われます）。通常の定期点検作業でも行われている「被ばくのための待機を含めた労働」、もっといえば「被ばくのためにのみ必要な」要員が多いのではとさえ思います。「放射線従事者中央登録センター」に 1989 年から 2015 年まで累計 61,8680 人が登録されていたので実際働いたのはそれ以上です。ゴフマン評価（上記 3,771 人）で認定すべきですが、少なくとも放射線影響研究所（1987 年）の 1,700 人（1 万人・Sv 当たり）を日本に当てはめると、

3284.6 （集団被ばくばく線量） $\div 10,000 \times 3,771 = 1238.6$ ：ゴフマン評価

3284.6 （集団被ばくばく線量） $\div 10,000 \times 1,700 = 559.3$ ：放射線影響研究所評価となり、ゴフマン評価で 1230 人以上、放射線影響研究所評価でも約 560 人がガン死していることとなります（瀬尾健 [1995]）。上の労災認定 17 件はあまりにも少なすぎます。100 ミリシーベルト以上の被ばくでもガンの認定は 2016 年の甲状腺がんが初めてです（149.6 ミリシーベルト）。少なくとも 10 倍～20 倍は認定するべきです。「被ばく労働を考えるネットワーク」などへの支援が重要です。

引用、参考文献

青水司 [2005] 「IT 革命と雇用・労働問題」（『情報問題研究』第 17 号、2005 年 6 月）

- 青水 [2008] 「新自由主義と I T 革命」 (『情報問題研究』第 20 号、2008 年 6 月)
- 青水 [2012a] 「福島原発災害について」 (大阪経済大学退職記念講演)
- 青水 [2012b] 「福島原発震災への道—原子力発電技術の問題性—」 (『市民の科学』第 5 号、2012 年 7 月)
- 青水 [2017] 「放射線被ばく労働と社会科学者の社会的責任」 (『日本の科学者』2017 年 3 月号)
- 青水 [2019] 「原発と『科学・技術至上主義』批判—科学・技術の二面性の視角から」 (『大阪経大論集』第 70 巻第 1 号、2019 年 5 月)
- 青水 [2020] 「科学技術の転倒性—放射線被ばく労働に焦点を当てて」 (『日本の科学者』2020 年 7 月号)
- 青水 [2024] 「核科学技術と自然・人間の転倒性—原発は原子力の平和利用か—」 (『大阪経大論集』第 75 巻第 3 号、2024 年 9 月)
- 青水司+重本直利 [2022] 対論 2 の A: 「科学の自己目的化」から人間の価値を含んだ科学へ [重本] 88-90 ページ)。
- 池内了 [2012] 『科学の限界』 (ちくま新書)
- 池田香代子、清水修司、開沼博、野口邦和、児玉一八、松木春野、安斎郁郎、小波秀雄、一之瀬正樹、早野龍五、大森真、番場さち子、越知小枝、前田正治 [2018] 『しあわせになるための「福島差別」論』 (かもがわ出版)
- 岩田靖夫 [2015] 『極限の事態と人間の生の意味—大災害の体験から』 (筑摩書房)
- 今中哲二 [2012] 『低線量放射線被曝—チェルノブイリから福島へ』 岩波書店
- 今中哲二他 [2016] 『「新聞うずみ火」連続講演 熊取六人組 原発事故を斬る』 (岩波書店)
- 宇野朗子 [2016] 「私たちは黙ることができない—『避難の権利』を求める全国避難者の会」設立」 (『アジェンダ』第 52 号、2016 年 3 月)
- 大友詔雄・常盤野和男『原子力技術論』 (全国大学生生活協同組合連合会)
- 落合栄一郎 [2014] 『放射能と人体—細胞・分子レベルからみた放射線被曝』 (講談社ブルーバックス)
- 原発老朽化問題研究会編『まるで原発などないかのように—地震列島、原発の真実』現代書館
- 島菌進 [2013] 『つくられた放射線「安全」論—科学が道を踏みはずすとき—』 (河出書房新社)
- 宗川吉汪 [2020] 「福島原発事故についての覚え書」 (『日本の科学者』2020 年 2 月号)
- 宗川 [2021] 「日本の『放射能安全神話』」 (『日本の科学者』2021 年 1 月号)
- 高木仁三郎 [1981] 『危機の科学』 (朝日新聞社)
- 高木 [1990] 「核エネルギーの解放と制御」 (岩波講座『転換期における人間 7・技術とは』、岩波書店)
- 高杉晋吾 [2014] 『原発の底で働いて—浜岡原発と原発下請労働者の死』 (緑風出版)

- 館野淳 [2011] 『廃炉時代が始まったーこの原発はいらない』 (リーダーズノート新書)
- 中川恵一 [2012] 『放射線医が語る被ばくと発がんの真実』 (KK ベストセラーズ)
- 中川 [2014] 『放射線医が語る福島で起こっている本当のこと』 (KK ベストセラーズ)
- 中村静治 [1978] 『現代技術論の課題』 (青木書店) 大友 40
- 野口宏 [2001] 「現代情報化と組織革新」 (『情報研究』 関西大学、第 15 号、2001 年 9 月)
- 日野行介 [2014] 『福島原発事故 被災者支援政策の欺瞞』 (岩波新書)
- 被ばく労働を考えるネットワーク編 [2018] 『原発被ばく労災ー拡がる健康被害と労災補償』 (三一書房)
- 藤田早苗 [2022] 『武器としての国際人権ー日本の貧困・報道・差別』 (集英社新書)。
- K. マルクス [1968] 『資本論』 第 1 卷 (大月書店全集版)
- 村上陽一郎 [2000] 「近代文明と科学者」 (伊藤俊太郎編「人間の化学と文明」 同成社)
- 森松明希子 [2021] 『災害からの命の守り方ー私が避難できたわけ』 (文芸社)
- 山田慶児 [1982] 『科学と技術の近代』 (朝日新聞社)
- 山本義隆 [2011] 『福島の原発事故をめぐってーいくつか学び考えたこと』 (みすず書房)
- 山本 [2018] 『近代日本 50 年ー核科学技術総力戦体制の破綻』 (岩波新書)
- リーダーズノート編集部編 [2011] 『原発・放射能クライシス』 (リーダーズノート社)
(あおみ つかさ)

【注釈】 「大学の官僚制化」と「学問の職分」

—大学人 M・ウェーバーの闘い、その論理—

重本冬水

“Wissenschaft als Beruf” の書は「職業としての学問」と訳されますが、本稿では Beruf を「職分」という視点からとり上げます。「学問の職分」とは「学問に携わる者の職務上のなすべきつとめ」です。本稿では、この「学問の職分」と「大学の官僚制化」の相互関連の注釈（コメント）を行います。なお、本「通信」前月号の「M・ウェーバーの『教職の自由』論」の最後で7項目の問題提起をし、そこでの問題の核心を「大学の官僚制化」としました。これと関連づけての注釈です。本稿の目的は「大学の官僚制化」をくい止める方策を探ることです。

◀「大学の官僚制化」と「資本主義的大学経営」▶

ウェーバーは「大学の官僚制化」について、ドイツの大学制度がアメリカ的な傾向にあるとして次のように述べます。

「ドイツの医学や自然科学系統の研究所の大きなものは、すべて『国家資本主義的』事業である。これらの事業は、もとよりぼう大な資金や設備がなくては営まれえない。そこで、一般に資本主義的経営にはつきものの例の事情がここにも生じる。『労働者の生産手段からの分離』というのが、それである。労働者 — つまり、ここでいえば研究所助手 — は、国家から貸し与えられた労働手段にまったく依存しなければならない。そしてまた、ちょうど工場主にたいする工場労働者のように、研究所長にも依存していることになる。なぜなら、研究所長は、当然のこととして、研究所は『自分の』研究所であると考え、したがってかれはその支配者だからである。かくて、研究所助手はしばしば『プロレタリア』のように、そしてまたアメリカの大学助手のように、不安定な立場におかれるのである」（ウェーバー[1980]13～14 ページ）。

そしてこの変化は「個々の学科にまで及ぶであろう」とし、これまでの私講師制度では「どの学科でも私講師たちはかれらの労働手段である図書類をみずから所有したものであった。わたくしの学科などでは、いまなおだいたいにおいてそういうふうに行っている。それはあたかもむかしの手工業者が自分の労働手段を所有していたのとおなじである。だが、いまや事態は急速に変化しつつある」（同上 14 ページ）と述べます。

そして、この変化は「技術的意味の進歩であることは疑いない」としつつも「これは資本主義的かつ官僚主義的な経営について一般的にいえることである」（同上 14 ページ）とします。だが、ここでの大学の「精神」は、「ドイツの大学の伝統的気風とはおよそことなるものである。また、こうした大規模な資本主義的大学の経営の管理人と、むかしながらの教授たちとのあいだには、表面的にもまた実質的にも、非常に懸隔がある。だいたいその心構えからしてまったく違っているのである」（同上 14～15 ページ）と述べます。さらに、この大学の「精神」について次のように述べています。

「近ごろの若い人たちは、学問がまるで実験室か統計作成室で取り扱う計算問題になってしまったかのように考える。ちょうど『工場で』なにかを製造するときのように、学問というものは、もはや『全心』を傾ける必要はなく、たんに機械的に頭をはたらかすだけでやっていけるものになってしまったかのようにかれらは考えるのである」（同上 23 ページ）。

以上で、ひとまずウェーバーの「大学の官僚制化」の内容を、「労働者の生産手段からの分離」、「学問がまるで実験室か統計作成室で取り扱う計算問題になってしまった」の2点でおさえおきたいと思います。

《ドイツの私講師と学術体制》

ウェーバーはアメリカの助手制度との相異あるいは対照としてドイツの私講師制度を捉えています。この制度はドイツの学術体制の根幹です。第3回大学教員会議（1909年10月、ウィーン）においてウェーバーは次の発言を行っています。

「ミュンヘン支部の討論で、私はひとつの視点が欠けていることに気がつきました。私講師は大学の後継者以上のなにもものでもないのでしょうか、大学教授資格取得によって自分の見解を発表する機会を与えられた、自由な教師、研究者ではないのでしょうか。私講師は、一種の士官候補生にとどまるものではないはずです。そういう見方は、官僚主義的、軍国主義的な解釈のなせるわざだといえましょう。あらゆる私講師は、どんな事情があっても、なんらかの職をなんらかの形で時効取得できる権利などもっていないということを、骨の髄まで知らされているはずです。（ブラボー）官僚主義や下士官・軍曹等の昇進の図式、あるいはまた平等の権利等、要するになんらかの官僚主義的視点を想起させるようないっさいの視点を放逐せよ。（嵐のような長い拍手）」（上山他編訳[1979]73 ページ）。

この場合の「官僚主義的」とは垂直的（位階層的）従属関係を意味します。「平等の権利等」も「なんらかの官僚主義的視点を想起させる」ものとして「放逐せよ」と言っています。また、ウェーバーの「官僚制」はザッハリッヒ（非人格的、事後的、客観的）であり、また「ザッヘ」に仕える専門人、それは「魂なき専門人」を意味しています。これらの「官僚主義」、「官僚制」と対峙する私講師は「自分の見解を発表する機会を与えられた、自由な教師、研究者」なのです。私講師制度は「学部自治権」に基づくものです。従ってドイツの大学自治権は学部を基礎においています。

そしてドイツの大学制度と比較してアメリカの大学制度を次のように述べています。

「アメリカの大学制度やその他もろもろのことがらが現状において受けている制約は、アメリカの大学はドイツの大学に比べものにならないほど互いに競争しあわなければならないということです。シカゴ市だけでもふたつの大学があり、イリノイ州にはこれとは別にもうひとつの州立大学があるという状況を見ただけでも、すでに競争の現況を推察するに余りあるといえましょう。しかもこの競争は原則として自由競争なのです。アメリカの大学は、かなり容赦のない手段で姉妹研究機関と競争しています。現代の工場企業と同じく、能力一少なくとも若手教師の能力一にかんして容赦のない選別を、ドイツのどの大学よりもはるかに容赦なく行なっている点から見ましても、アメリカの大学は競争研究機関の性格を帯びております」（同上 85～86 ページ）。

官僚制の視点からウェーバーは、このアメリカの大学と比較して、「ドイツの大学は、ずっと以前から、古い由来をもつ大学自治権と、その上に君臨する国家官僚制との一なかば潜在的な、なかば公然の一闘争状態に身をおいています」（同上 86 ページ）と述べています。ただ、ドイツ帝国においては「国家官僚制は、形式上統一的なもの」ではなく、各国家（各ラント）ごとで大学自治権は「質的な面で差異」をもっています。ザクセン王国とバーデン大公国での大学官僚制はプロイセン王国とはまったく異質であると述べています（同上 86～87 ページ）。そして次のように問題を提起しています。

「学問の進歩という見地から見て優先されなければならないのはアメリカの体制かそれともドイツの体制かという問題であります」（同上 94 ページ）。

「ドイツの体制」とは「古い由来をもつ大学自治権」を「君臨する国家官僚制」との「闘争状態」にある体制です。どちらが優先されるべきかについてはウェーバーは「保留」としています。

《学問の「同僚制」と「官僚制」》

ウェーバーは大学の官僚制化に対峙して学部における「同僚」ともいえるべき捉え方があり

ます。この「同僚」の範囲は学部における正教授と員外教授をさしていると思います。さらに広く捉えれば「教授資格」をもった私講師も含めて「同僚」と捉えていると思えます。このことを私は大学の官僚制化に対峙しての「同僚制」ともいうべき捉え方としていると思います。

本「通信」の3月号(58号)でとり上げた「個人的には親しみやすいが、驚くほど下司で了簡の狭い『ビジネス・メン』」が「学部内に一人でも交わればその結果ひきつづいて凡庸な人びとを生み出していく作用をもつ一様化の法則」(同上9ページ)に関して、ウェーバーは「ベルンハルト事件」(「通信」3月号参照)にふれて「フランクフルト新聞」(1908年6月18日付け)の論稿で次のように述べています(太字表記は冬水)。

「ベルリンの教授団には、現在の事件とまったく同種の『事件』が将来生じて、理不尽な仕草だと知りつつも笑ってすませるとい形式を選択することしか許されないことになるであろう。彼らベルリン大学人は、みずからの**道徳的権威の** — **一部はおのれ自身が責を負うべき** — **あの弱体化のため**、世論に対してであれ、政府に対してであれ、真に重要な抵抗をもはやなすことができないのだ」(同上9~10ページ)。

さらに、ベルリン大学が「ビジネス・メン」で占められるようになれば次のような事態になると警告しています。

「一方では、政府は、自己の利益のために教授たちと変りのない『個人的関係』をあたため続け、あれこれこまごました点で彼らの希望を汲んでやること — 彼らの保護下にある学者のためのとりなしについての顧慮などなど — によって、喜んで彼らを満足させるであろうし、したがって『地方』に対するベルリン教授連の叙任権(位を授け官に任ずる権利—冬水)が、公認のものでないにしても、事実上承認された制度になる、という方向へと進むとともに、他方ではしかし、まさにこの理由で、**専門家自身の発言と学部全体の権威とが本来重きをなすべき**、かんじんの問題において、この二つが無意味になるといった状態が生ずるであろう。つねづねパトロンとして個人的な関係の力をかりて、個人的な保護下にある学者のために尽力している者はだれであれ、まさにそうすることによって、専門家として、また官職上の権力への関与者として、彼の発言に備わっていてしかるべき道徳的重厚さを放棄しているのだ。ベルリンの教授連が上述の方向へと進展して行くことは、ほとんど抑止しがたいように思われる。しかし、それによって当然、**大学人の連帯感情が重大な脅威にさらされることになる**」(同上11~12ページ)。

この「連帯感情が重大な脅威にさらされる」という事態に対抗するドイツ大学教員会議の役割について次のように述べています。

「大学教員の組織が、もし賢明な指導がなされたならば、かの**ビジネス的視点に対して後進の身分的榮譽感情を再度喚起させる**ことができ、同時に、ますます失われつつある大学の道徳的重みを漸次取り戻して行くのに貢献できるであろうということ — このことは、なんといっても疑いえないであろう」(同上12ページ)。

しかし、ドイツ大学教員会議の役割を述べつつも、他方、大学官僚制化の進展に対抗することの困難性をウェーバーは次のように指摘します。

「ビジネス的視点の前進と情実『ヒエラルキー』をもつ教授『ツunft』(中世ギルドの一形態、特に手工業者の独占的な同職組合 — 冬水)の貫徹とが、いかに容易ならぬものかおわかりいただけるにちがいない。ごぞんじのように、どこの地でも、**今日その時々**の**政治的局面が大学政策に影響を及ぼしている**。ベルンハルト事件のようなできごとや、この『事件※』を兆候とするようなもろもろの状態は、疑いもなく学生諸君から見て、大学教員の名声をひどく貶めるのに恰好のものである」(同上13ページ)。

※なお、この事件とは、同上書の「解題」ではオーストリアの大学で起った「事件」をさし、具体的には未詳としつつ、「ただオーストリアでは、カトリックの政治、文化への影響が著

しく、カトリック政党であるキリスト教社会党の創始者カール・ルエーガーは、1907年に、無宗教・無祖国の巣窟となっている大学を征服せよ、とアジテートしている」（同上18ページ）と説明されています。

この「フランクフルト新聞」の論稿の最後にウェーバーは、この「事件」が「ドイツの大学にとって警告となって、いまだ世論や受講生の中に保持している道徳的信用を無抵抗に破壊されるに任せたり、自分の咎によってみずからうかつにその逸失に手をかすことのないように、願ってやまない」（同上13ページ）と締め括っています。

日本においても、2004年の国立大学法人化、認証評価制度の導入、そして学部教授会の諮問機関化、理事長・学長への権限の集中、2025年5月の日本学術会議の法人化など、「大学および学術を征服せよ！」との国家官僚制、産業官僚制、大学官僚制の下にある「ビジネス・メン」などのアジテートが私には聞こえてきます。

《「大学の官僚制化」と「学問の職分」》

こうした「大学の官僚制化」に対峙する「学問の職分」についてウェーバーは次のように述べます（以下太字表記は冬水）。

「これにたいするもっとも簡潔な答えは、例のトルストイによって与えられている。かれはいう、『それは無意味な存在である、なぜならそれはわれわれにとってもっとも大切な問題、すなわちわれわれはなにをなすべきか、いかにわれわれは生きるべきか、にたいしてなにごとも答えないからである』と。学問がこの点に答えないということ、これはそれ自身として争う余地のない事実である。問題となるのはただ、それがどのような意味で『なにごとも』答えないか、またこれに答えないかわりにそれが、正しい問い方をするものにたいしてはなにか別のことで貢献するのではないか、ということである」（ウェーバー[1980] 42～43ページ）。

この「学問の職分」は今日までの学問に携わる者の基本的な態度でした。それは旧来のアカデミズムの本流に位置した態度です。ヴェーバーは「学問の職分」をこのように「無意味な存在」と自覚しながらも、学問の役割とは何かを自問しています。「なにをなすべきか、いかにわれわれは生きるべきか、にたいしてなにごとも答えない」は「通信」前月号での「教職の自由」の1)、3) 7) でとり上げました。「どのような意味で『なにごとも』答えないか」については、ウェーバーは「信仰や『理想』は当人に任せよ」であり「自らが格闘して獲得する」ものであり4) の「明晰に思索できる能力を教える」ことだけが「学問の職分」だからです。

「なにをなすべきか、いかにわれわれは生きるべきか」は「学問の職分」ではないとするからです。「正しい問い方をするものにたいしては」という条件をつけて、この場合は「なにか別のことで貢献する」、つまり無意味な存在ではなく意味のある存在となるとしています。では「正しい問い方」とはいったい何であるのでしょうか。ヴェーバーは次のように述べています。

「人は近ごろよく『無前提な』学問ということばを口にする。だが、いったいそんなものがあるのだろうか。このばあい問題となるのは、ここにいう『前提』がなにを意味するかということである。もとより、論理や方法論上の諸規則の妥当性、つまりわれわれが世界について知るうえの一般的諸原則がもつ妥当性は、すべての学問的研究においてつねに前提されている。だが、このような前提は、すくなくとも当面の問題にとっては、なんら議論を要しない。ところが、一般に学問的研究はさらにこういうことをも前提する。そこから出てくる結果がなにか『知るに値する』という意味で重要な事柄である、という前提がそれである。そして、明らかにこの前提のうちにこそわれわれの全問題はひそんでいるのである」（同上43ページ）。

「無前提な」学問とは、つまり価値判断を伴わない・意味づけされていない学問のことです。ここではウェーバーは学問的研究の「前提」についてはなんら議論を要しないと言います。つまり「一般的諸原則がもつ妥当性」は議論されません。例えば、ニュートン力学、量子力学の「一般的諸原則がもつ妥当性」という前提は議論されません。そのパラダイムの中で学問的研究が行われているのです。しかし、ウェーバーは「『知るに値する』という意味で重要な事柄である、という前提」を問題としているのです。そして、前者の各学問分野の「一般的諸原則がもつ妥当性」という「前提」から、さらにこの「前提」の「前提」をおいでしています。そしてわれわれの全問題はこの後者の「前提」の中にあると言うのです。これを「大前提」とします。次のように述べています。

「医学の根本の『前提』は、通俗的には、たんに生命そのものを保持すること、およびたんに苦痛そのものをできるかぎり軽減すること、をその使命とすることであると考えられている」（同上 44～45 ページ）。

「一般に自然科学は、もし人生を技術的に支配したいと思うならばわれわれはどうすべきであるか、という問いにたいしてはわれわれに答えてくれる」（同上 45 ページ）。

医学という学問の「大前提」は「生命保持」と「苦痛軽減」であり、自然科学という学問の「大前提」は「技術的支配」です。ここに「われわれの全問題は潜んでいる」と言うのです。だが「大前提」の中身は「学問の職分」・「学問的な問題」ではないのです。これを「学問の職分」としてしまえば、ウェーバーの言う「大学はイエズス会派の附属学校の下に立ちこそすれ、寸毫も上に出ることはないであろう」（上山他編訳[1979]58 ページ）ということになるのです。大学は、国家権力、文部行政、大学官僚制、アカデミック・ビジネス・マンの「下に立ちこそすれ、寸毫も上に出ることはないであろう」となるのでしょうか。だが、「学問の職分」・「学問的な問題」ではないとしても、学問に携わる者は「われわれの全問題はここに潜んでいることを自覚せよ！」とウェーバーは言っているのではないかと私には思えます。ではこの「全問題」（「生命保持」、「苦痛軽減」、「技術的支配」など）の中身は何か。この問いが残ります。「学問の職分」・「学問的な問題」としてこの中身の考察・明示は不可避です。

「通信」前月号でとり上げました「大学における『教職の自由』とは」の2)のウェーバーの次の言葉を再度掲載します。

「大学は、受講者に**世界観を知る**ことを教えはする。すなわち、もろもろの世界観を心理的起源から解きほぐしたり、あるいはそれらをその思想内実と思想上の究極的、一般的前提にまで、つまりまさにあの、どんな世界観にも含まれている、**もはや論証可能ではなくて信仰されるものにまで分析する〔所である〕**」（同上 57 ページ）。

この「学問の職分」が果たされることが「大学の官僚制化」をくい止める大学・大学人の学問的役割だと思います。学問に携わる者は「われわれの全問題はここに潜んでいる」ことを自覚せよ！ということかと思えます。

《まとめ一連載の最後に一》

M・ウェーバーは臨終の床で“Das Wahre ist die Wahrheit”（＝「真実こそが真理だ」）と言って亡くなりました（篠原[2015]34 ページ）。篠原三郎先生は、経済的土台において“ホームレス状態”のマルクス、その対照的な存在として「遺産」によって裕福な生活ができた“大学教授”ウェーバーを論じました。この立ち位置の相異から次のように述べられています。

「ウェーバーでは資本主義社会の存続を前提としていくことになるし、マルクスでは資本主義を突き放して考察できることとなります。そのために、ウェーバーは思索に思索を重ね『理念型』論を紡ぎだそうとすることになるし、マルクスではそういうウェーバーのスタン

スを歴史的社会的に相対化できる位置に立っていられたのではないのでしょうか」（同上 35 ページ）。

そして、篠原先生は、「さて、21 世紀に生きるわたしたちの今、二人の巨人からなにを学んでいくべきなのでしょう」（同上 35 ページ）と問われています。“大学教授” ウェーバーから学ぶことについて次のように述べられています。

「ウェーバーは、政治活動に積極的に取組むし、政治評論も書く、同時に、類まれなる優れた学者でもあります。妻のマリアンネのかいた伝記『マックス・ウェーバー』を改めて読み直しましたが、そのかれの凄さを実感しました。かれがもっとも活躍していた 20 世紀のこの時期には、第一次世界大戦があり、ロシア革命、ドイツ革命、右翼軍人によるローザ・ルクセンブルグやリープクネヒトの虐殺・・・などなど、まさにシュトルム・ウント・ドラングの時代です。そのなかでの人生、わが国のいまの大学教員の生活事情、生活スタイルとは、だいぶ違ってきます。そのウェーバーの人生、政治と学問という二足の世界の異なる草履をはいて生きようとすれば、そして知的に誠実に生きようとすればするほど、その両者の狭間にあって悩むことも深刻だろうし、又、学者でありつづけようとする限り、両者の関係のあり方をラディカルに考えないではいられない筈です」（同上 33～34 ページ）。

私はこの連載稿で大学人 M・ウェーバーの闘い、ドイツ帝国下での文部行政に対するラディカルな発言と行動をとり上げました。それはベルリン大学を頂点とするアルトホフ体制との闘いのみならず大学内部での官僚制の動き、学術商人（アカデミック・ビジネス・メン）の広がりとの闘いでもあったのです。篠原先生はウェーバーの闘いを次のように述べています。

「ウェーバーの『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』、『職業としての学問』、『職業としての政治』などを読めばよくわかりますね。そこでの課題に迫る思いの並々ならぬこと、緊張感が高まり、読みながら息切れすることもありました。祖国ドイツという資本主義国にあって、『精神ある専門家』、学者でありつづけようとしたのではないのでしょうか」（同上 34 ページ）。

ドイツ帝国（プロイセン王国を中心とした連邦国家）下で「精神ある大学人」であり続けようとしたウェーバー、『ウェーバーの大学論』を読み・考えながら、私も「そこでの課題に迫る思いの並々ならぬこと、緊張感が高まり、読みながら息切れする」こともあり、ため息をつくことも度々ありました。ウェーバーは資本主義社会の「真実」を捉えるため格闘したと思います。次元を異にしますがマルクスの『資本論』も同じです。「真理」ではなく資本の「真実」を捉えようとしたのです。

私の「大学人 M・ウェーバーの闘い—ドイツ帝国と大学の自治—」（「通信」58 号掲載）からの連載稿は未完です。この「闘いの視点」からウェーバー社会科学方法論および官僚制論を再考したいと思います。

<連載終了>

<参考文献>

- ・マックス・ウェーバー、尾高邦雄訳[1980]『職業としての学問』岩波書店。
- ・上山安敏・三吉敏博・西村稔編訳[1979]『ウェーバーの大学論』木鐸社。
- ・篠原三郎[2015]『“大学教授” ウェーバーと“ホームレス” マルクス—T さんへ「現代社会論ノート」—』市民科学研究所。
- ・重本直利[1979]「官僚制と人間—M・ヴェーバー官僚制論の意味するもの—」『立命館経営学』第 18 号第 3 号、立命館大学経営学会。

<余録—ウェーバーの思い出—>

◆大学院（1976 年入学）で篠原三郎先生の指導を受けてから来年で 50 年です。博士課程の

1回生まで指導していただきました。先生は1979年4月に静岡大学に転出されました。その時の私の落胆の大きさはいまも鮮明に記憶しています。立命館大学でのご苦勞が大きかったのだと思っています。私の修士論文は再提出でした。その理由は不明です。異例の措置です。指導教員としての先生の心勞は多大であったと思います。私の修論テーマはウェーバー産業官僚制論という理論論文であり、マルクス主義研究者のウェーバー批判の検討（反批判）を含んでいました。◆それから院生のNさんとTさんの3人でウェーバー研究会をやろうということになり、大学近くの喫茶店で毎回コーヒー一杯で3時間ほど議論していました。懐かしい思い出です。この喫茶店は今はありません。当時の立命館大学では学内でウェーバー研究会を行うことが憚られたからです。◆今、振り返れば、大学院時代に学んだことは、「通信」前月号でウェーバーの「教職の自由」として取り上げた第4項目の「明晰に思索できる能力を教える」、つまり「大学は、個々人が自分の志向の事実的条件を十分洞察できるようにしてやり、明晰に思索できる能力、つまり『自分が何を欲しているのかを知る』能力を彼に教えてやる」ということであつたと思います。つまり「明晰に思索できる能力」とは「私が何を欲しているのかを知る能力」であり、それを大学院時代に篠原先生およびゼミ生から教えていただきました。今回のウェーバーの「教職の自由」の注釈からこの思いに至りました。◆修論の未完のテーマ「官僚制と人間」（重本[1979]）を今も引きずって同じところをぐるぐる回っていることをあらためて思い知らされた連載執筆でした。

(しげもと とうすい)



龍安寺 (禅宗)

立命館大学
周辺の寺院

立命館大学 (衣笠)



金剛寺 (禅宗)



仁和寺 (真言宗)



妙心寺 (禅宗)

等持院 (禅宗)



【連載；企業と戦争④】

企業経営と戦争責任、その4

—「徴用工問題」にみる日本企業の経営責任—

重本冬水

第4回 「和解」にみる企業の歴史的責任のとり方

はじめに

「和解」という用語は、国語辞典では「争っている当事者が譲歩し合って争いをやめる約束をすることによって、成立する契約」と説明されています。これに基づけば、加害者と被害者の「和解」は互いが譲歩し合って争いをやめるとなりますが、この加害と被害という事実から、争っている当事者同士が対等の関係で互いに譲歩するということであるならば大いなる違和感をもちます。また、加害側が法人で被害側が個人であるという相違も重要です。法人は自然人ではありません。あくまでも法律上の「人」に過ぎません。

従って、本稿では「和解」という用語を互いに法律上で争っている当事者という意味に限定して括弧付きで用います。また、ここでとり上げます「和解」という言葉は、裁判上（法形式上）の位置づけからであるとしても、私はこの言葉は不十分であり不適切であると思います。このことから括弧付き「和解」を本稿で使用します。

私はこの「和解」における加害者側（法人側）には「守るべき一線」というものがあると思います。では徴用工問題における加害企業（法人）が被害者（個人）との「和解」で「守るべき一線」とはいったい何であるのでしょうか。「一線」とは「けじめ」（＝「区別」）です。加害者と被害者の「区別」、すなわちあくまでも加害と被害の関係であり「対等」の関係ではないということです。この「一線」および「けじめ」から、「和解」の合意にあたって加害者側（企業）はどのように「歴史的責任」を果たそうとしたのか、この姿勢（被害の実態および被害者への向き合い方）を本稿で明らかにしたいと思います。

しかし、こうした「和解」ですら、この事例は極めて少ないのです。これまで「花岡和解」（秋田・花岡鉦山の鹿島組、現在、大手ゼネコンの鹿島建設）、「西松和解」（「安野和解」と「信濃和解」、西松組、現在、準大手ゼネコンの西松建設）、「三菱鉦業和解」（現在、非鉄金属大手メーカーの三菱マテリアル）などがあげられるに過ぎません。いずれも被害者は中国人です。この内、「花岡和解※」は2000年11月29日に東京高等裁判所で調印され成立し「和解」の先駆けとなった事例です。

ここでは、企業としての歴史的責任のとり方の問題点にふれつつ、特に「和解」を通して強制連行・強制労働（不法行為）に向き合う企業の態度（姿勢）および責任のとり方を考えることにします。

※「花岡和解」は花岡事件として犠牲者が特に過酷極まる被害者であることで特徴づけられる事例です。非人間的重労働・奴隷労働に耐えかねた中国人強制連行労働者が生死をかけて1945年6月30日に一斉蜂起しましたが、憲兵、警察官、警備隊などに鎮圧され、100名以上が弾圧、残酷な拷問等で殺害されました。この花岡事件を含め418名が亡くなった悲惨極まる鉦山現場の事例です。戦後、1948年3月1日、戦争犯罪法廷（横浜裁判）は、人道に対する罪にあたるとして、当時の鹿島組現場責任者・監視員3名に対し絞首刑、1名に対し終身刑、警察関係者2名に対し禁固20年としました。

1. 「和解条項」等にみる加害企業の姿勢・態度

①「花岡和解」（2000年11月29日成立）

「花岡和解」は東京高裁裁判官による2000年4月21日の和解勧告に始まります。この勧告をふまえて締結された「和解条項」のその1では、「当事者双方は、平成2年（1990年）7月5日の『共同発表※』を再確認する。ただし、被控訴人は、右『共同発表』は被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人らはこれを了解した」と記されています。なお、この但し書き部分（「被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない」）は企業側が強く求めたものです。

※「被害者および遺族と鹿島建設との共同発表」の内容は以下です（内藤光博「戦後補償裁判における花岡事件訴訟和解の意義」、『専修大学社会科学研究所月報』No.459、2001年、74ページより）。

共 同 発 表

1944年から1945年にかけて、株式会社鹿島組花岡鉱山出張所において受難した中国人生存者・遺族が今般来日し、鹿島建設株式会社を訪問し、次の事項が話し合われ認識が一致したので、ここに発表する。

1. 中国人が花岡鉱山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め企業としても責任があると認識し、当該中国人生存者およびその遺族に対して深甚な謝罪の意を表明する。
2. 中国人生存者・遺族は、上記事実に基づいて昨年12月22日付けで公開書簡を鹿島建設株式会社に送った。鹿島建設株式会社は、このことについて、双方が話し合いによって解決に努めなければならない問題であることを認める。
3. 双方は以上のこと及び「過去のことを忘れず、将来の戒めとする」（周恩来）との精神に基づいて、今後、生存者・遺族の代理人等との間で協議を続け、問題の早期解決をめざす。

1990. 7. 5 東京にて

「和解条項」のその2では、「被控訴人は、前項の『共同発表』第2項記載の問題を解決するため、花岡出張所の現場で受難した者に対する慰霊等の念の表明として、利害関係人中国紅十字会に対し金5億円を信託する。利害関係人はこれを引き受け、控訴人らは右信託を了承する」としています。この5億円は「慰霊等の念の表明」であり、賠償金、慰謝料、謝罪金とはなっていません。

その5では、「本件和解はいわゆる花岡事件について全ての懸案の解決を図るものであり、控訴人らを含む受難者及びその遺族が花岡事件について全ての懸案が解決したことを確認し、今後日本国内はもとより他の国及び地域において一切の請求権を放棄することを含むものである。利害関係人及び控訴人らは、今後控訴人ら以外の者から被控訴人に対する補償等の請求があった場合、第4項第5号の書面を提出した者であると否とを問わず、利害関係人及び控訴人らにおいて責任をもってこれを解決し、被控訴人に何らの負担をさせないことを約束する」としています。

ここでは、「全ての懸案が解決」、「一切の請求権を放棄する」、「被控訴人に何らの負担をさせない」という言葉が殊更強調されています。さらに新たな請求があれば「利害関係人及び控訴人らにおいて責任をもってこれを解決」とまで記載されています。その6では、「控訴人ら、利害関係人と被控訴人との間には、本和解条項に定めるもの以外に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する」と念押しをしています。

加害と被害・犠牲の関係を忘れていくような加害企業側の不遜・傲慢な態度が明確に

読み取れます。厚顔無恥と言わざるをえません。このような企業の態度は戦後政治・経済をはじめ日本社会全体の過去責任への向き合い方の不十分さの反映でもあります。

②「西松和解（安野事業所）」（2009年10月27日成立）

「西松和解」は本「通信」連載②でとり上げました最高裁判決「付言」に基づいて行われました。「和解条項」第2条では、「申立人の安野発電所事業所での労働のため強制連行された中国人360名が受難したのは、『華人労務者内地移入に関する件』の閣議決定に基づく歴史的事実であり、申立人は、これを事実として認め、企業としてもその歴史的责任を認識し、当該中国人生存者およびその遺族に対して深甚なる謝罪の意を表明する」としています。企業としての「歴史的责任」を認めています。

第3条では、「申立人と相手方8名とは、後世の教育に資するために、安野案件の事実を記念する碑を建立する」とし、第4条では、「申立人は、相手方8名に対し、第2条の受難者360名分の一括した和解金として金2億5000万円の支払義務があることを確認する。この金額は、第2条の受難者360名分の受難に対する補償に加え、未判明者の調査費用、前項の記念碑の建立費用、受難者の故地参観・慰霊のための費用、その他第2条の受難にかかわる一切の費用を含むものとする」とされています。

③「三菱鉱業和解」（2016年6月1日成立）

「三菱鉱業和解」は上記の最高裁「付言」の影響とともに中国での企業活動への配慮によるものと思われます。現・三菱マテリアルは、「当社は、本日の和解に関する調印式で、歴史的责任に対し真摯かつ誠実な謝罪の意を表明し、3名の元労働者の方々にこれを受けいれていただくとともに、謝罪の証として1人当たり10万人民元を支払うことで合意しました」と発表しました。また、基金を設立し、所在未判明者の調査を行い支払うとしています。その対象者は全国の同社の炭鉱・鉱業所で従事していた強制連行・強制労働者3765人になり、謝罪の証は総額64億円におよぶことになりました。その他、記念碑の建立、慰霊追悼行事の実施が和解事業として行われることになりました。

以上3件の「和解」の内容は、2000年～2016年という時の経過（被害者支援活動の広がり等）という中での社会状況の変化があり、いくつかの点で相異がみられます。まず「和解金」を対象者数で割ると一人あたりの額は、「花岡和解」は約50万円、「西松和解」は約69万円、「三菱鉱業和解」は約170万円になります。この名目は、「花岡和解」は「受難した者に対する慰霊等の念の表明」（＝慰霊金）、「西松和解」は「受難に対する補償」（＝補償金）、「三菱鉱業和解」は「謝罪の証」（＝謝罪金）と相違しています。時の経過とともに、いずれも極めて不十分な内容ですが、加害企業の不法行為と罪の意識が徐々にですがより明確にされてきていると言えます。

表1 判決における企業の不法行為の認否と法的責任の存否

企業	裁判所	不法行為の認否	法的責任の存否
鹿島建設 (鹿島組)	東京地裁 1997.12.10	不法行為の認否なし	法的責任なし (除斥期間の適用)
新日本製鐵 (日本製鐵)	大阪地裁 2001.3.27.	不法行為責任を認める (強制労働)	法的責任なし (新日鐵への承継なし)
西松建設 (西松組)	広島地裁 2002.7.9	不法行為責任を認める (強制連行と強制労働)	法的責任なし (時効・除斥期間の適用)
三菱マテリアル (三菱鉱業)	札幌高裁 2007.6.28	不法行為の余地を認める (暴行等安全配慮義務違反)	法的責任なし (時効の適用)

注) 「企業」欄は判決時の被告企業、()内は強制連行・強制労働の企業名。なお、日本製鐵は1950年4月1日解散、第二会社として八幡製鐵と富士製鐵に分割され、1970年3月31日に合併し新日本製鐵、2012年10月1日に住友金属工業と合併し新日鐵住金になり、2019年4月1日に日本製鐵に社名変更。「裁判所」欄の年月日は判決年月日。「不法行為の認否」欄の()は不法行為の内容。「法的責任の欄」の()は主な理由。

2. 企業の不法行為と法的責任

これまで述べてきましたように、日本の裁判では、強制連行・強制労働企業の不法行為を認めているものの法的責任は認めてこなかったのです。その主な理由は除斥期間20年あるいは消滅時効の適用によってです。不法行為は認めるが時効によって法的責任は認められないという判決です。このことは何を意味しているのでしょうか。

例えば、殺人の罪に時効25年が適用される場合、25年を過ぎれば法的責任は問われません。しかし、法的責任がなくなっても殺人という不法行為が消滅したわけではなく、また不法行為が許されたわけでもないのです。当然です。企業は法廷の場で法的責任を免れようとやっきになっていますが、重要なことは自らの企業が行った強制連行・強制労働の不法行為に真摯に向き合うことです。殺人犯が時効を待ち続けるように、戦後、徴用工問題に何ら向き合おうとしなかった企業、政府は、結果として時効を待ち続けてきたと言われても仕方がないのです。時効適用を法廷で主張し続け、法的責任を免れるような振る舞いを見苦しいと言わざるをえません。また、企業の社会的責任(CSR)を果たしたとは到底言えません。重要なのは不法行為(殺人、虐殺を含む)そのもの(真実)であり法的責任(法形式)云々ではありません。不法行為を認めるならば法的責任を積極的に受け入れるのが企業(法人)の義務であると思います。

なお、日本では2010年の法改正で殺人の時効は廃止されました。時効は「真実の法律関係にかかわらず、永続した事実状態を合法化する制度」(広辞苑)とされていますが、殺人という不法行為については「永続した事実状態を合法化する」ことを廃止しました。だが、「強制連行・強制労働という事実状態」については、日本の裁判での時効・除斥期間の適用によって合法化されました。だが西松建設控訴審の広島高裁判決では、時効を「被控訴人(西松建設)がこれを援用することは、権利の乱用であって許されない」としたのです。また、かつて大日本帝国の同盟国であったドイツではナチスに関わった犯罪に時効はありません。強制収容所での虐殺・虐待・暴力に関しても時効はなく法的責任が問われます。

花岡訴訟の東京地裁判決は、「原告らの主張の不法行為に基づく損害賠償請求権は除斥期間(20年)の経過により消滅した」と法形式の解釈に終始しました。強制連行・強制労働の事実認定も行なわず除斥期間の法形式の適用で「不法行為に基づく損害賠償請求権」(企業の法的責任)を認めませんでした。殺人罪に当てはめれば、殺人という不法行為の事実認定もなく、ただ時効を適用して「法的責任なし」で済ますことはありえないことと言えます。このような判決は遺族も社会も納得するはずありません。

花岡訴訟はその後、原告被害者は東京高裁に控訴しました。裁判官は、「和解」を原告・被告双方に勧告し、2000年4月21日に「和解勧告書」を提示しました。それを受けて2000年11月29日に「和解条項」が成立し、その一には1990年の「共同発表」を再確認するも、但し書き(「法的責任を認める趣旨のものではない」)を鹿島建設側が強く求めました。この「共同発表」は、1990年7月5日に、花岡事件中国人生存者・遺族の代表およびその代理人と鹿島建設・代表取締役副社長で共同発表されたものです。次のように述べられています。

「中国人が花岡鉦山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め企業としても責任

があると認識し、当該中国人生存者およびその遺族に対して深甚な謝罪の意を表明する」。

この内容を10年後の「和解条項」で再度確認するにあたって、特に「企業としても責任があると認識し」の箇所解釈にこだわってか、それとも今後の法的責任を問われることを危惧してか、鹿島建設側は「法的責任を認める趣旨のものではない」の記載を強く求めたのです。しかし、控訴審において、その「法的責任の存否」を回避した裁判官から和解を勧告された趣旨から考えると、「和解条項」に不法行為を行った加害企業自らが「法的責任の存否」を「否」として被害者に再確認を求める資格はそもそもあるのでしょうか。このように「和解」にあたって「法的責任を認めない」の記載を固執する企業の見苦しいさが、但し書きで再確認されたと言えます。また、この但し書きは企業倫理および企業の社会的責任（CSR）の欠如を企業自らが公に認めたことを意味するに過ぎないと言えます。裁判所がたとえ「法的責任なし」と判決しても、企業側が「法的責任を認めます」と言うならば、企業倫理が保持されると共に、被害者および多くの人びとは感動すると思います。私も感動します。

「法的責任」をあくまで回避しようとする、これが不法行為を行った日本企業の典型的な姿勢です。例えば、殺人犯が、時効によって法的責任を免れ、このことから法的責任はないと法廷で主張し、被害者遺族と「和解」するなどということがそもそもあり得るのでしょうか。こうした場合、「当事者が譲歩し合い争いを止める」という「和解」はありえないのです。殺人犯は死ぬまで謝罪と償いを続けるしか道は残されていないのです。法人も同様です。ドイツのナチスに関わった犯罪に時効なしの事例がそれを明示しています。

ここにおいても日本企業の戦争責任に向き合う歴史認識とその非常識さ（倫理とCSRの欠如）は際立っています。こうした日本を代表する大企業が戦後の日本経済をけん引してきたかと思うと空恐ろしさを感じます。政府のみならず企業においても戦争責任は未解決のまま戦後80年を迎えています。あらためて加害企業は被害者との「和解」での「守るべき一線」とは何かを考えるべきです。少なくとも加害企業と被害者は対等な関係では全くありません。「花岡和解条項その四の3」にある「受難者に対する慰霊及び追悼」は企業が存続する限り続けなければならないと言えます。企業倫理およびCSRからも、二度とこのような行為を行わないためにです。

3. 企業の不法行為に対する経済的責任

「和解」にあたって企業は次のように述べています。

- ・「これを事実として認め企業としても責任があると認識し、当該中国人生存者およびその遺族に対して深甚な謝罪の意を表明する」（「花岡和解」における「共同発表」の1）。
- ・「これを事実として認め、企業としてもその歴史的責任を認識し、当該中国人生存者およびその遺族に対して深甚なる謝罪の意を表明する」（「西松和解」条項）。
- ・「歴史的責任に対し真摯かつ誠実な謝罪の意を表明し・・・（以下略一冬水）」（三菱マテリアル和解調印式の声明）。

「花岡和解」および「西松和解」での「これを事実として認め」における「事実」とは、いずれも「閣議決定に基づく」という国の戦争政策によるという歴史的事実をさしています。この「事実」の上で「企業としての歴史的責任」を認め謝罪の表明となっています。では、企業独自の責任とはいったい何であるのでしょうか。責任は「戦争政策にある」と済ますことが出来るのでしょうか。

法的責任、道義的責任という言葉はよく使われますが、これは企業に限ったことではありません。企業経営者は自然人ですが、企業はあくまでも経済組織体（法人）であり、法人としての責

任とは何であるのでしょうか。それは「社会に対する企業の経済的責任（CER）です。国には政治的責任があり、大学には例えば学徒動員などについては教育的責任があります。医療機関には例えば人体実験に関わったについては医療的責任があります。前回とり上げました未払い賃金問題・供託金問題は法務局の行政的責任です。これらの責任は法的責任とは別に各組織自らの「独自責任」であり、これについての時効の定めはありません。学徒動員についての大学の教育的責任に時効があるはずもありません。大学はこの責任をずっと背負っていくことが求められます。二度とこのようなことが起らないように大学および大学人は心に刻み込んで教育を行わなければなりません。これらに対し法的責任には法形式上の時効があるにすぎません。

また、日韓請求権・経済協力協定あるいは日中共同声明（政府間の協定・声明）で、これら各組織体をもつ責任が解決済みとは到底言えません。それ故、企業の場合においては「和解」で「企業としての歴史的責任」を認めたのです。それぞれの組織体には、他の組織体に責任を委ねられない独自に果たさなければならない責任があります。天皇制国家主義における国（政府・行政）、企業、社会の各組織体においても、すべての戦争責任・歴史的責任を国に丸投げすることはできません。強制連行・強制労働の不法行為の責任は、第一に国にあります。その労働を直接管理し、それによって相当の利益を得た企業にもあります。従って国の政治的責任を問うとともに企業の経済的責任を問うことになります。

「花岡和解」で「慰霊等の念の表明」として5億円を信託したことになっていますが、これは企業としての歴史的責任である経済的責任、つまり強制労働・奴隷労働等の不法行為に対する経済的責任に基づいての賠償金・補償金・慰謝料です。そもそも非人格の法人に道義的責任はとれません。経済的責任はとれます。「西松和解」は「和解金」を「補償金」と位置づけています。「三菱鉱山和解」は「謝罪の証」としての支払いであり、それは企業としての強制労働・奴隷労働等の不法行為に対する経済的責任に基づく謝罪金です。責任の中身を明確にすることが重要です。

おわりに

「和解」における企業としての「歴史的責任」のとり方とはいったい何なのでしょう。以下列挙します。

- (1) 強制連行・強制労働等の不法行為に対する加害企業の経済的責任として謝罪する。この経済的責任として賠償金、補償金、慰謝料の支払いを行う。
- (2) 加害企業の不法行為の経済的責任において時効はない。法人である加害企業が消滅時効を援用するのは権利の逸脱・濫用であり許されない。
- (3) 法人である加害企業は法的責任を免れることに腐心するのではなく、経済的責任から法的責任を引き受けることが企業としての義務であろうし「歴史的責任」のとり方である。
- (4) 本「通信」連載②でとり上げました西松建設控訴審の広島高裁判決を企業側が認め上告しなければ判決は確定したのです。企業としての「矜持」も守れたであろうし、企業の「歴史的責任」をとることができたのです。この機会を加害企業は逸したのです。

これらの加害企業としての「歴史的責任」（企業の経済的責任を主とする）のとり方は企業が「守るべき一線」です。このことによって初めて東アジアにおける日本企業・社会の未来がようやく開けてくるのです。「歴史的責任」・「経済的責任」抜きでの「和解」では未来は開けません。

（しげもと とうすい）

【記憶】 時効援用権の濫用と信義則違反

—「西松建設中国人強制連行・強制労働損害賠償請求訴訟控訴審判決
※」（広島高裁 2004 年 7 月 9 日判決）より—

重本冬水

本「通信」に掲載しています「連載；企業と戦争④」の表 1 でとりあげました 4 つの徴用工裁判のうち 3 つは除斥期間および時効の適用で被告・加害企業の「法的責任なし」との判決になっています。他の多くの裁判も同じで、ことごとく「法的責任なし」となっています。だが、西松建設訴訟の控訴審（広島高裁）では被控訴人・加害企業の時効援用を認めませんでした。「時効援用権の濫用」と「信義則違反」という内容です。この内容は国と企業の戦時・戦後の対応の問題を浮き彫りにしています。以下、「記憶」として「時効援用権の濫用又は信義則違反について」の判決箇所を掲載いたします。

この控訴審判決の「主文」は、原判決（広島地裁判決）を取り消し、被控訴人（西松建設）は控訴人（被害者）それぞれに対し各金 550 万円を支払えとの判決になりました。判決文は、「事案の概要」、「当裁判所の判断」、「結論」で構成されています（全 88 ページ）。「当裁判所の判断」の内容は以下の 5 項目です（太字表記は冬水）。

- (1) 被控訴人による強制連行及び強制労働の事実を認めることができる。
- (2) 同事実につき国際法違反に基づく損害賠償請求権を認めることはできない。
- (3) 被控訴人らの行為は不法行為を構成するものというべきであるが、不法行為に基づく損害賠償請求権は民法 724 条後段の除斥期間の経過により消滅した。
- (4) 被控訴人が被害者本人らに対し、劣悪な環境の下で過酷な労働に従事させていたことは債務不履行（安全配慮義務違反）というべきところ、債務不履行に基づく損害賠償請求権についても消滅時効の期間は経過したものというほかないが、被控訴人がこれを援用することは、権利の濫用であって許されない。
- (5) 日中共同声明等により損害賠償請求権に応じる法律上の義務が消滅したとする被控訴人の主張は理由がない。

以上のうちの（4）の「被控訴人がこれを援用することは、権利の濫用であって許されない」について判示した「時効援用権の濫用又は信義則違反について」の箇所（判決文 76～81 ページ）を以下掲載します。この箇所は他の裁判でみられない内容です。この判決を西松建設が受け入れて上告しなければ確定し、他の多くの徴用工裁判に大きな影響をおよぼしたと思います。

※判決文は「日本戦後補償裁判総覧」（<https://justice.skr.jp/souran/souran-jp-web.htm>）より。

《記憶》

「時効援用権の濫用又は信義則違反について」（広島高裁判決の一部、以下太字表記は冬

水)

ア 控訴人らは、被害者本人らの受けた被害の重大性、被控訴人の安全配慮義務違反の態様、本件被害後被害者本人らが置かれた状況、被控訴人の事後の対応等から、本件において、債務者（被控訴人）が時効を援用することは、社会的に許容された限界を逸脱するもので、権利の濫用に当たり許されない旨主張する。

ところで、時効制度の機能ないし目的については、①長期間継続している社会秩序、法律関係の安定、②証拠保全の困難性の救済、③「権利の上に眠る者は保護しない」、との各点にあると解されているところ、時効による利益を受けるためには、単に期間の経過のみではならず、当事者がこれを援用しなければならないとされており（民法 145 条）、この点、除斥期間とは性質を異にしている。そして、債務についての消滅時効の援用は、債務者の権利に属するが、債権者が期間内に消滅時効に係る権利を行使しなかったことについて、債務者に、債権者の権利の行使を妨害するなどの責められるべき事由があったり、債務発生に至る債務者の行為の内容や結果、債権者と債務者の社会的・経済的地位や能力、その他当該事案における諸般の事実関係に照らして、時効期間の経過を理由に債権を消滅させることが、著しく正義・公平・条理等に反すると認めるべき特段の事情があり、かつ援用権を行使させないことによって前記時効制度の目的に著しく反する事情がない場合には、時効の援用は権利の濫用としてこれを許さず、債権の行使を許すべきであると解するのが相当である（なお、最高裁平成 13 年（受）第 1760 号・平成 16 年 4 月 27 日第二小法廷判決は、前記の内容とほぼ同趣旨の事由を根拠として時効の援用が権利の濫用に当たるとして被害者らの請求を認容した前掲福岡高裁平成 13 年 7 月 19 日判決を維持して上告を棄却している〔もっとも、当該事由が上告理由とされていない。当裁判所に顕著な事実〕。）。

イ 本件について、これらの観点から被控訴人による時効の援用が権利の濫用に当たるかどうかを検討する。

原審が具体的に認定しているとおり、被害者ら本人は、劣悪な環境の下で過酷な労働を強いられ、その実態は、奴隷的労働というに等しく、著しい人権侵害を伴うものであった。前記のとおり（控訴人らの本件提訴に至るまでの経緯）、これにより被害者本人らは、前記被害者 A、同 B は広島において死亡し、被害者 C は被爆し、控訴人 D は失明し、同 E は重篤な疥癬に罹患するなどの被害を受け、帰国後も経済的に困窮した生活を余儀なくされただけでなく、中国の国内事情によるとはいえ、日本と関わりを持ったことから、迫害を受けなければならない状況に置かれるなど、長期間にわたり経済的なものを含め身体的及び精神的苦痛を被ってきた。このような重大な被害は、被控訴人の安全配慮義務違反によりもたらされたものである。

本件被害者らは、このような経済的困窮（なお、日本への渡航費用は、一般庶民の収入に照らしてもかなりの高額に相当するものである。）、中国の国内事情、また、前記のとおり（控訴人らの本件提訴に至るまでの経緯）、昭和 31 年（1956 年）中華人民共和国が社会主義国家となったことから、中国国内の法律によっては私的な利益を侵害されたことを理由とする損害賠償請求権が認められなかったことなどの中国国内の法律状況、さらには、昭和 21 年（1946 年）にまとめられた外務省報告書もその後 30 部のうちの大部分が焼却され、残ったものもその存在が判明しなかったことに典型的なように、本件被害者らにとって権利を行使するために必要な情報が極めて乏しかったことなどが相俟って、事実上権利行使が著しく困難な状況に置かれてきたということが出来る。加えて、時効完成以前の平成 5 年（1993 年）8 月には、被控訴人との間で補償交渉を開始し、その後 4 年

もの長期にわたって補償への期待を抱きながら交渉を継続したことなどの事情をも併せ考慮すれば、本件被害者らが権利の上に眠ってきた者であるなどとは、到底認めることができない。

一方、被害者本人らを興亜院ないし青島に集めるについて被控訴人の直接的な関与があったかどうかについては、必ずしも定かでないとはいうものの、強制労働の前提手段ともいべき強制連行については、前記のとおり、当時の国策に従うものであったとはいえ、被控訴人を含め満洲国にも進出して中国人労働者を使役していた大手土木建築会社が加盟する土木工業協会などが中心となり、当時の日本政府に積極的に働きかけるなどして、本件を含む強制連行・強制労働という一連の制度及び実態を創出したといえるべきであり、中でも、被控訴人は、満洲国において鹿島組などと並びトップ企業の地位にあってその発言権も絶大であったものと推定できる上、厚生省の割当てを約60人も上回る他に例をみない程の追加拠出を華北勞工協会から受け得る立場にあったのであって、これらのことからしても被控訴人の本件強制連行への関与の深さがうかがい知れるところである。

また、前記のとおり、本件被害者らの権利行使が困難であった理由には、経済的困窮や情報不足等の点があるが、被控訴人はこれらの点についても無関係であるとはいえない。すなわち、被害者本人らの残された家族は重要な働き手を失ったことから経済的に困窮し、被害者本人らが帰国したのちにおいても、それぞれ身体的に後遺症や病気のために就労が困難で経済的に困窮することとなったのであるが、これらはまさに被控訴人による本件強制連行及び強制労働によるものといえるべきであるからである。情報不足の点についても、前記のとおり（控訴人らの本件提訴に至る経過）、まず、被控訴人もその構成メンバーであった戦時建設団が、終戦直後、軍需省の命令とはいえ、戦時中の資料を焼却し、その後である昭和21年（1946年）にまとめられた外務省報告書作成のために被控訴人により作成された「華人労務者就労顛末報告書」にも、待遇（食糧事情を含めた生活環境一般や労働時間・給与等の労働条件全般）等について、戦犯としての追求を懸念してことさら虚偽の事実が記載されており、また、厚生省の指示により広島県が昭和32年（1957年）から昭和44年（1969年）にかけて実施した中国人死没者調査においても、被控訴人は、関係者に対する十分な調査や資料の存否に関する調査を怠っていたことがうかがわれるのであって、被控訴人側の姿勢に起因する部分も小さくはない。そして、これらの事情からすれば、時間の経過により、被控訴人の反証が困難になったとしても、それは、一つには被控訴人自身の誠実とはいえない態度によるものであることも否定できないのであるから、反証が困難であることから生じる結果については、被控訴人としても甘受しなければならないものがあるといえるべきである。このような、被控訴人の誠実とはいえない、あるいは怠慢ともいえるべき態度は、平成5年（1993年）からの本件被害者らとの補償交渉にも現れている。被控訴人が、姿勢を明らかにしないまま、補償交渉を継続したことによって、結果的に控訴人らの訴訟提起が遅れたこともうかがわれなくはない。

さらに、前記のとおり（被控訴人の国家補償金の取得）、被控訴人は、戦後、被控訴人もその一員であった日本建設工業統制組合の華鮮労務対策委員会を通じて積極的に政府に働きかけて交渉し、国家補償金を取得した上、戦時補償特別税の適用も免れるなどして、一定の利益を得て（あるいは損失が補填されて）いる上、当時の他の大手土木建築会社の多くと同様、戦後発展を続け、現在もその地位を維持している。

以上述べた諸事情にかんがみれば、本件においては、被控訴人が直接的に本件被害者らの権利行使を妨げた事実までは認められないものの、安全配慮義務違反により本件被害者らに重大な被害を与えた結果本件被害者らは長期間にわたって経済的に困窮したこと、また、被控訴人の資料作成や事実関係の調査における不適切な態度のため本件被害者らに情報が不足していたことなども控訴人らの訴訟提起を困難たらしめ、補償交渉においても被

控訴人は態度を明確にしないままこれを継続させ、結果として本件被害者らの訴訟提起を遅らせたと認められるから、被控訴人には、実質的にみれば、控訴人らの権利行使を妨げたものと評価できる事情があるというべきであり、さらに、前記のとおり、控訴人らは権利の上に眠ってきた者とはいえないこと、被控訴人には反証が困難であるにしろ、この点を甘受しなければならない面があること、被害者本人らが重大な被害を受けて、その後も種々の苦痛を受け続けたのに対し、被控訴人は国家補償金の取得により一定の利益を得たことなどの各事由を指摘することができるのであって、本件においては、時効の援用を許さなければ、時効制度の目的に著しく反するという事情はない上、時効期間の徒過を理由に権利を消滅させることが、著しく正義・公平・条理等に反すると認めるべき特段の事情が認められるから、被控訴人に、消滅時効を援用して、損害賠償義務を免れさせることは、著しく正義に反し、条理にも悖るものというべきである。したがって、被控訴人の消滅時効の援用は権利の濫用として許されないものといわなければならない。（ちなみに、被控訴人は時効の利益を放棄したというべきである旨の控訴人らの主張を認めるに足りる証拠はない。）。

《解説》

以上の「時効援用権の濫用又は信義則違反について」の判決箇所の前に「消滅時効について」の判決文があります。本件の損害賠償請求権の消滅時効は民法により「権利を行使する時」から起算されています。この起算点を1986年2月の中華人民共和国公民出境入境管理法の施行以降とされ、本件の提訴は1998年1月であって10年の時効期間が経過しており権利行使の時効は消滅したとされています。この判示の上で、しかし、時効については除斥期間とは異なって援用が必要なため、被控訴人（西松建設）が時効を援用する権利、自らの主張の助けとして用いる権利は濫用であるとし、被害者の損害賠償請求を認める判決になりました。つまり加害企業・被控訴人（西松建設）が自らの法的責任を免れるための時効を、自らの主張（法的責任なし）の助けとして用いることを権利の濫用とし、さらに信義則違反ともしたのです。

この理由について上記の判決文（「時効援用権の濫用又は信義則違反について」）の主な論点を以下列挙します。

論点1；時効は除斥期間とは性質を異にし単に期間の経過ではなく、当事者がこれを援用しなければならないのであり、この援用の権利が今回の被控訴人にはない。

論点2；被控訴人（戦時建設団の構成メンバー）は、戦時中の関係資料の焼却、戦後の関係報告書の虚偽記載を行った。

論点3；補償交渉での被控訴人の怠慢で被害者の訴訟提起が遅れた。

論点4；戦後においても、被控訴人は巨額の国家補償金を取得し、さらに補償特別税の免除を受けた。

論点5；被害者本人らが戦時および戦後においても重大な被害と苦痛を受けたことに対し、被控訴人は戦時および戦後も相当の利益を得た。

判決は、この5つの論点から、被控訴人（西松建設）が時効を援用し「法的責任なし」とするのは権利の濫用であり、また信義則（信義誠実の原則）、すなわち「互いに相手方の信頼を裏切らないように、誠意をもって行動しなければならない」という民法基本原則の違反としました。なお、西松建設はこの判決を受け入れず上告し、最高裁判決は高裁判決をくつがえし原判決（広島地裁）に戻り、被害者は敗訴しました。最高裁は異例の「付言」（＝「被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待される」等）を出しました。後ろめたかったのでしょうか。この最高裁判決が他の多くの徴用工裁判に大きな影響を与えました。

だが、被害者敗訴（企業の不法行為を認めるも法的責任なし）から「和解」（争っていた当事者が譲歩し合って争いをやめる約束に基づく契約）を行う企業の事例は数少ないのです。多くの企業は除斥期間・時効の適用による「法的責任なし」で済ましています。数少ない企業の「和解」の事例は不法行為に対する**企業の経済的責任**に基づくものであり、他方、多くの加害企業は不法行為に対する**企業の経済的無責任**であると私は考えています。

2000年ドイツ企業は連邦政府と共に強制連行・強制労働の犠牲者・被害者に対する「記憶・責任・未来」の補償基金に取り組み、この記憶と責任は未来永劫に引き継がれます。ドイツはEU（ヨーロッパ連合）の中心国となっています。これに対し日本企業と政府は「法的責任なし」・「決着済み・解決済み」と言うだけです。強制連行・強制労働の記憶と責任は未来に引き継がれません。日本の「東アジアの未来」は閉じたままです。

（しげもと とうすい）



醍醐寺

社会・言語・移行

竹内 真澄

社会は歴史貫通的な人間諸個体の活動を通じて協働的に作られる。協働の仕方について、人間は、あらかじめプランを立てた上で働きかけ合うわけではない。原始においてさえそうであって、一般に人間社会の前史においては、個別者から見ると、社会は個別的意志（恣意的な自由意志）から独立して発展する。そうである以上、言語もまた人々がそれによって自己を表現するとしても、ある意味で超越論的に、つまりは頭越しに発展する。言語は、その時々々の社会 Gesellschaft の産物であるから、人間がそれを通じて内外の世界を認識させるように仕向けさせるところのメディアである。

ゆえに、自己あるいは世界をそれとして対象化して掴むことができるのは、認識主観の働きによるというよりも、それに先行する言語によるものである。これを図示すれば、①社会 ⇄ ②言語 ⇄ ③内外の世界（番号は根源性の順序）である。このように考えると、旧来の哲学的な二者択一、独我論か反独我論か、物質が先か、観念が先か等々について、まったく別様にアプローチできるようになる。というのも、従来までの基準は、言語をぬきにしたまま、人間と世界、外界と主観をもち対峙させてきたからだ。別様のアプローチの可能性を現代哲学の文脈に位置づけつつ、「社会・言語・移行」の問題がどういう相貌で見えてくるものか考えるのが本稿の課題である。

1. 言語論的転回はなぜ、いかにして起こったか

以上のような考え方は一般に20世紀初頭に起こった言語論的転回という名ですでに伝統化されてきた。興味深いのは、言語への注目がいったいどこから始まったのか、である。私の理解では、言語への関心はイギリス経験論から発生した。B・ラッセル（1872-1970）とその弟子であるヴィトゲンシュタイン（1889-1951）は、経験的に確かなものは身体と意識をもつ個別者の個体であるというイギリス経験論の伝統に従って、言語や記号を分析する。哲学をここで、事柄の分析と言語の分析の2領域に分類できるとすれば、分析哲学は後者である。だから、分析哲学の系統の哲学者に現実世界の構造分析を期待してもほとんど得るところはない。だが、分析哲学には、ある利点がある。それは、分析哲学が擁護しようとする語と文の厳密性を高めていけば、世界解釈における人間の混乱や無駄な議論は消し去ることができる（はずだ）という信念である。

この信念のもとに哲学を追求すると、日常言語の曖昧さが哲学言語の中に侵入することを排する必要が生まれ、数学と論理学の価値は嫌が上にも高まる。ところで、言語の明晰を最高度に高めた場合、世界との関係はいったいどういうふう整理できるのであろうか。世界には世界の構造がある。また、言語には言語の構造がある。分析哲学は、言語の不明晰が世界解釈の混乱の原因であると捉えていたので、ひとたび言語を明晰化すれば、それは世界の構造を完全に、いわば写真のように写すことができる言語をつくりうるのだと考えた。これは言語の写真理論と呼ばれる。ここで、世界と言語のいずれに先行性があるかはさておくな

らば、両者は偶然に同一の構造である。二つの異なるもの（世界と言語）が同一構造であると言われたらば、人はいずれの先行性かを問いたたいたくなるものだが、それは脇に置いておこう。

イギリス経験論は個物の存在を認める流儀で言語（語と文）の明晰を求めたので、当然言語分析は文と語の分析へ下向した。ところが、初期ヴィトゲンシュタインの『論理哲学論考』1939を読むと、果たしてこの著がラッセルと同じ準拠枠組みに立っていたかどうか、保留したくなる。たとえば、「本書は思考に対して限界を引く。いや、むしろ、思考に対してではなく、思考されたことの表現に対してと言うべきだろう。・・・したがって限界は言語においてのみ引かれうる。そして限界の向こう側は、ただナンセンスなのである。」（野矢茂樹訳、岩波文庫、7頁）

私には、「線引きされた言語の枠内にのみ世界はある」というテーゼは、世界と言語は偶然にして同一構造をなしているというよりも、一段と進化したものに見える。これは、K・マンハイムが「あらゆる思考は『存在に拘束されている』」（Ideologie und Utopie, 1929）と論じた「存在」の項に「言語」を挿入したもののように見えてならない。

マンハイムの「存在」概念は曖昧なものではあるが、言語に還元されえない膨らみ（政治的、社会的立場など）を含んでいる。だが、本稿ではその是非は扱わず、存在が言語という上澄に登ってきた局面を考察することにしよう。初期ヴィトゲンシュタインは、狭い言語には狭い世界が偶然対応すると言っているのではない。そうではなくて、言語は、実在する世界を、伸縮自在に制約して示すと述べているのである。この考え方は、ラッセルがそう考えたように言語を極限的に正確に磨いていけば世界はありのままの姿を見せてくれるはずだ、という観点とは明らかに違っている。ラッセルは、やはり世界は先行的に存在し、世界は何らかの最小単位から成り立っており、それを言い当てるべく、言語は対象世界を一語一語名指さねばならないと考えていた。つまり、言語というものを世界を写す透明な道具に仕立て上げるのが哲学者だと考えていたのだ。

ところがすでに『論理哲学論考』には、たとえ部分的であろうと、「思考の存在拘束性」ならぬ「言語拘束性」の着想が出てきている。すでに多くの人々が一致してそう言っているように、後期ヴィトゲンシュタイン（『哲学探究』1953）は、世界と言語の1対1の関係に固執する哲学的言語論（分析哲学のみならず、アウグスティヌス以降の西洋哲学の全体）に反対し、そうした哲学用語の加工自体が問題を歪めるものだと考えた。そうではなく、専門用語であれ日常言語であれ、言語が人々をどういう視野で示しているかを正確に記述するのが哲学の仕事なのである（この点ではフッサールやシュッツの現象学と同じ発想である）。

しかし、これは狭い意味での言語論の変更にとどまらないものである。分析哲学がイギリス経験論を継承したものであり、ホブズ、ロック、スミス、ヒューム、さらには大陸に移ってカントにおいて完成する独我論の系譜にあるとすれば、ラッセルの言語論が道具的な言語観に立つことは避け難いことであった。独我的主体は、互いに孤独な主体であって、その閉じた主体が痛みや喜怒哀楽や出会った世界に関する思考を、言語という道具を使うことによって、他に伝達しているというのが独我論から見た言語論的説明であった。

ここには独立した思考がまずあって言語が次に来るという考えが潜んでいる。独立した思考を疑うものはない。いわんや認識主体の方が存在論的に言語に制約される、という発想は

皆無であった。ところが、ヴィトゲンシュタインは、言語は道具ではなく、いわば先行する構造であって、言語が思考を線引きする超越論的な次元であると考えたのである。孤立した主体が先行するのではなく、逆に、先行する言語構造の枠内に人間がある。これによって、思考する主体は、初めから言語の産物であることになり、独我論は捨てられてしまったのである。よって後期ヴィトゲンシュタインは、初期に潜在していた「言語拘束論」を徹底し、言語による相互主観性論に立つようになる。

わたしの理解では、言語論的転回の「いかにして」の問題は以上のように説明できるだろう。では、なぜ転回が迫られたか、である。これは、「いかにして」とはまた別の問題である。いろいろな複雑な問題があるのだが、一番大きな要因は戦争である。現代の戦争は、第一次大戦以降は科学を使う戦争になった。ここで哲学は科学技術の肩をもつのか（科学の僕か）、それとも、科学技術の在り方を相対化するのか、という問題が起きてくるのである。社会史的に言えば、19世紀末から列強的帝国主義の時代が到来し、科学で武装した国軍が闘争するようになる。それは各国の徴兵制によって生死の問題を突きつけた。

この点でいえば、第一次大戦にたいして猛然と反戦の立場を貫き、監獄に入れられた経験をラッセルはもつ。ラッセルは持ち前の個人的個人主義の立場を貫いて、国家から自由な個人の自由を擁護するべく反戦の立場をとった。だが、それにもかかわらず、かれの哲学は晩年に至って反核運動を指導した時期においても一貫して親科学的なものであった。反国家的な個人主義と親科学的な世界像は両立したのである。図示すれば反国家主義／親科学主義のセットである。

これにたいしてヴィトゲンシュタインは、むしろ好戦的であった。志願して戦役に応じた彼はおおいに勲功をあげた。それにもかかわらず、かれの哲学（とくに『哲学探究』1953）は自然科学すら言語に依存するという点を強調して、科学主義の特権化を止めるものであった。親国家的な態度と反科学主義的な世界像は両立したのである。図示すれば、親国家主義／反科学主義のセットである。

以上のように2人の戦争へのスタンスは好対照であったが、言語論的転回は、親国家主義対反国家主義、親科学主義対反科学主義というセットの闘いを含んでいた。だが、二人の哲学者のポジションは、言語論的転回のすべてを汲みつくしているわけではない。形式論理的な可能性としては、セットの内部の要素をバラバラにして、次のような4つの立場が言語論的転回から帰結しうる。

(1) 親国家主義＋親科学主義（死の商人の哲学）

これは民族的言語共同体寄りに戦争遂行しようとする立場である。

(2) 親国家主義＋反科学主義（ヴィトゲンシュタインの哲学）

これは、参戦しつつも、科学の戦争利用を阻止する立場である。

(3) 反国家主義＋親科学主義（ラッセルの哲学）

これは、反国家的自由を擁護し、しかも科学の進歩を願う立場である。

(4) 反国家主義＋反科学主義（あるべき平和主義の哲学）

これは、世界市民の分断を否定し、同時に反科学主義を追求する立場である。（誤解のないようにつけ加えると、「反科学・主義」ではなく、「反・科学主義」である）

哲学的な言語論的転回の背後にあったのは、現実には（2）と（3）の思想闘争であった。だが、現実の勢力の中には「死の商人」がおり、「あるべき平和主義者」もいたのである。ゆえに、言語論的転回そのものの可能性は、これら4つに平等に開かれているというべきであろう。

私自身の選択ははっきりしている。それは（4）でなくてはならない。言語論的転回の「なぜ」は世界大戦とかかわって出てきたものである。しかし、この発端の時点では4つの可能性はまだ未分化であった。だが現代においてはなによりもまず、（1）「死の商人」の哲学はきびしく退けられなくてはならない。軍産複合体の哲学は消去される。（2）と（3）は、それぞれヴィトゲンシュタインとラッセルの哲学に対応するが、私見ではまったく中途半端である。いずれにも社会科学的知見が不足しており、【世界と言語】という形式論の枠を出ていない。それゆえ、ヴィトゲンシュタインの言語論はもっと深く反国家主義と媒介されなくてはならず、またラッセルの反国家主義はもっと深く人類的なコミュニケーション論と媒介されねばならない。この課題はしかも必至である。なぜならば、なにゆえに主権国家が存立するのかと言えば、それは、個別者（Einzelne）は私的所有を保護する鎧として個別的主権国家 einzelner Staat を必要とするからである。ラッセルは気づいていないが、独我論は国家の過剰には反対できるが、国家の廃棄には参加できない。したがって、ラッセルの反戦活動を私は高く評価するものであるが、個別的主体と個別的国家の同一性を思想的に越えてはいないのである。他方、ヴィトゲンシュタインは、国家の徴兵に応じたという意味で、無私愛国の立場を選んだが、この無私独我論の否定ではあっても決して集団エゴイズムの否定ではなく、むしろ集団エゴイズムへの没我的補償に終わってしまった。これは、第二次大戦後の反戦平和運動にも陰に陽に引き継がれた負の遺産であった。

第二次大戦後、国際的管理貿易のもとで、主権国家は妥協的均衡を取り繕うのであるが、経済的高度成長は、科学主義的世界観を諸国民の日常生活に投入することになった。これは（1）「死の商人」が国際平和のもとで延命することを可能にした。そうなってくると、（2）（3）の中途半端さは役に立たなくなる。すなわち、親国家主義と親科学主義をたとえわずかでも含んでいる限り、軍産複合体に体现された「死の商人」の哲学は諸国民の日常生活に容赦なく浸透してくるのである。国家による科学の利用が戦後の「イデオロギー」である。とすれば、科学主義的世界観がおおきく支配している現状にたいして、資本と国家の科学主義を敵にまわすほかはない。これにつれて、言語論的転回の可能性から何を引き出すのかという問いは、非常にきびしいものとなる。いまや、西洋近代思想の根幹にあった独我論が、資本と国家の途方もない発展によって問題化し、近代思想に代わる新思想を求める入れ替わりの時期にきていることは明らかである。この入れ替わりは、あちこちで散発的に現れたが、ラッセルとヴィトゲンシュタインという師弟の間で象徴的に起こったことがわれわれの注意をいやがおうにも喚起すると同時に、転回のその先に何が待ち受けているかを考えさせるのである。

2. 言語論的転回の分岐点にあったもの

ラッセルは事実を言語で写しとることができると考えた。この時、言語は中立的な道具でなくてはならない。ところが、『論理哲学論考』のヴィトゲンシュタインは、言語でかたりえぬものは、世界の外にあると考えた。この時言語は人々が共有する道具であると同時に先行して人々の思考を拘束するところのものとも言える。つまり、思考が言語によって拘束されるということを経験したことは認めたことになる。これは、ラッセルにとってはまったく予想もしなかったことであつた。つまり、ヴィトゲンシュタインは、忠実にラッセルの後を追いかけたつもりであつたが、言語道具論から思考の言語的拘束の理論へ飛び出してしまった。これによって、ラッセルの独我論はヴィトゲンシュタインの「思考の言語拘束論」によって克服されてしまった。

ラッセルの言語道具論から、ヴィトゲンシュタインの『論理哲学論考』における言語による思考の拘束という考え方が生まれ、それがラッセルの独我論を克服した、という転回が帰結した。それまでラッセルは、言語を世界の事実を正確に記述するための道具と考えていた。言葉は、客観的な現実を捉え、それを他者に伝えるための手段だった。

一方、初期のヴィトゲンシュタインは、言語の限界、つまり語りえない領域の存在を指摘した。すると、言語はひとびとにとって単なる伝達の道具であるだけでなく、私たちの思考が世界をどのように認識し、思考するかに深く関わっている可能性と障害の両方を含む媒体になると考えられる。すなわち、言語という共有されたシステムを通して、私たちは思考し、コミュニケーションを取りますが、同時にその言語の構造そのものが、私たちの思考の範囲や可能性をある程度規定してしまう、という側面があるわけである。

ところが思考が言語によって拘束されるという考え方は、ラッセルのような、言語を中立的な道具と捉える立場からは、まったく予想外の理論展開だったのであろう。もし思考が言語に縛られるのであれば、私たちが直接的にアクセスできる「事実」そのものも、言語というフィルターを通してしか捉えられない可能性が出てくる。これは、ラッセルのような分析哲学的な立場にとっては、大きな痛手となつたはずである。

思考の言語拘束性論がラッセルの独我論を克服した、という内容はこういうことである。ふつう独我論は「私」の意識以外の存在を確実に認識できないという立場をとる。言語が中立の道具であれば、他者の意識を言語を通して正確に捉えることができる、という希望が残る。しかし、言語が思考を制約するのであれば、他者の言語を通して理解する他者の思考も、結局は自分たちの言語という枠組みの中でしか理解できない、という問題が生じる。

言語を仮に楽器と考えてみよう。この楽器にはファの音が欠けている。すると、ファが欠けた曲しか作れない。この楽器を使う集団はファのない曲しか知らない。楽器を言語に置き換えると、ある言語は集団の抱く世界の可能性を限界づけている。これは、単独で起こるのではない。集団において起こる。だから、孤立した主体から出発する独我論では、いくらでも自由に曲をつくれるかのように見えるが実はそうではない。言語による思考の拘束性という事態を独我論はおおよそ把握することができないのである。だから、ラッセルがヴィトゲンシュタインの『論理哲学論考』について書いた推薦文 1911 を読むと、ヴィトゲンシュタインが独我論を越えつつあるという衝撃がまったく伝わってこない。しかるに実際は、すでにこの時点で言語論的転回、すなわち「言語による思考の拘束性」という考え方は浮上していたのであって、『哲学探究』はそれを全面的に発展させたものなのである。

なるほど、ファの音が欠けた楽器では、ファを含む楽曲を演奏できないように、ある言語において特定の概念を表す言葉が存在しなければ、その概念を捉えたり、それに対応する世界を表彰することが難しくなる。「言語による思考の拘束性」は、個人の問題ではなく、言語を共有する集団のメンバー全体の規模で生じる、という点が重要である。言語は社会の産物であつて、諸個体に先行し、集団のメンバーの共通の理解や経験を拘束する。ある言語が持つ語彙や文法構造は、その言語を使用する人々の思考の枠組みを形成し、共有された現実

認識を形作るのだ。しかるに孤立した主体 Einzelne から出発する独我論では、この言語の社会性（可能性と障害の両面的可能性）とそれが思考に与える影響を捉えることが難しい。独我論は、あくまで「私」の意識という内的な世界に焦点を当てるため、言語という自己に先行する外部の、そして社会的なシステムが思考をどのように制約し、共有された現実を構築するのか、という視点が抜け落ちるのだ。

ラッセルは、初期の『論理原子論の哲学』（1914-19）を通して、個々の感覚経験や命題が世界の基本的な構成要素であると考え、そこから論理的に世界を構築しようとした。彼の言語道具論は、個々の単語がすべて1対1で個々の事実に対応するという要素主義的な考え方に基づいていた。そして、ここが大切なところであるが、この要素主義はラッセルの人間像が私人論に立脚していたことと対応しているわけである。

しかし、ヴィトゲンシュタインは『論理哲学論考』において、言語は命題の集まりであり、その構造が世界の論理構造を反映すると考えましたが、同時に、語りえない領域の存在を指摘することで、言語の限界を示唆した。そして、後期の『哲学探究』では、言語は固定された意味を持つ記号の集まりではなく、様々な「言語ゲーム」の中で使用される「認識枠組み」であり、言語の意味は文脈や使用によって決まる、という考え方を提示した。

この後期のヴィトゲンシュタインの言語観は、言語が社会的な実践の中で機能し、人々の思考や行動を深く規定するという視点を含んでおり、まさに孤立した主体 Einzelne では捉えきれない言語の力を開示するものであった。

この意味でラッセルとヴィトゲンシュタインの間で起こった転回は、単に言語の役割に関する見解の相違だけでなく、認識論や存在論における根本的な視点の変化だった。言語を単なる道具として捉えるのではなく、思考そのものを形作る力を持つものとして捉えることで、独我論的な閉じられた世界観から、言語を通して他者と共有される世界へと視点が移行した、と解釈することができるのだ。言語という共同体は、私たちの思考の可能性を広げると同時に時には障害にもなりうるという、その両面性を捉えることはきわめて重要である。

3. ヴィトゲンシュタインとガーダマーからオーペルへ

以上のように、独我論は個別主権国家と通底するものであったのだが、まずは独我論を言語論的な文脈に内在するものとして考えなおす新潮流は、ヴィトゲンシュタインの哲学として登場することになった。これは、のちになるとハイデッガーの実存主義的存在論とガーダマーの哲学的解釈学によって、強力な独我論の問い直しの哲学運動へ育っていく。ことにドイツ哲学は、デイルタイ以来の自然科学への対抗心がつよく、精神科学には解釈学の伝統が深く根づいていた。ハイデッガーの「先行構造」やガーダマーの「先入見」を想起すればわかるように、かれらは言語がどういうふうに関人の世界解釈を規定するか、考えてきた。ここにヴィトゲンシュタインは言語分析という強力な武器を与えたのである。

ところで、ここにでてくる哲学者たちを相互に媒介させ、かなりラジカルな政治的立場へ連れていこうと試みたのが、私の注目する K.O. アーペル（1922-2017）である。これまで彼は、J・ハーバーマスに言語共同体のアイデアを授けた人であると位置づけられてきたし、私もその程度の認識であった。しかし、読んでみると、アーペルはハーバーマスの先行者である以上の独自の値打ちのある哲学者であり、同時に社会科学総体にも目くばせできる人物だったことがわかる。

アーペルは、『哲学の変換』1976（抄訳は二玄社、1986）で、濃厚な内容を披歴している。いろいろな論点があるが、私が拾ったのはそのなかの5点である。（1）西洋哲学はア

リストテレスの第一哲学以来、言語から独立した存在論を志向していた。ところが、近代哲学はオッカムの唯名論からデカルト、カントに至るまで存在論から意識分析へ転換した。いずれも言語を無視した点では共通していた。しかし現代哲学は、言語共同体を存在の基礎に据え、近代の意識哲学の総体を乗り越え、言語論によって存在論（第一哲学）を回復するものである。（2）カントは独我論の完成者であるが、アメリカのカントであるとされるパスは、記号論を使うことによって、独我論的主観性の哲学を相互主観性の哲学へ変換する仕事をなしとげた。（3）ヴィトゲンシュタインとハイデッガーは、独我論の超越という共通の志向をもっていた。だが、（ハイデッガーをさておいていえば）「ヴィトゲンシュタインの言語分析は非歴史的であり、・・・思弁的な遠い目標（たとえば、世界理解と自己理解とを深化しようという方向で、そしてまた人間間の意思疎通を妨げる一切の障害を取り除こうという方向で、言語と生活形式とを漸進的に修正するといった目標）を全くもたない。」（4）現代は科学技術の時代である。ここで強力なのは科学の論理であるが、そこから疎外された哲学的解釈学が相補性関係においてでてくる。客観的科学と言語的意思疎通は相補的である。課題は、言語的意思疎通の力によって客観的科学を制御することである。（5）アーペルの言語共同体の概念は、独我論の超克を可能にするものである。「理想的コミュニケーション的共同体の実現という課題が階級社会の廃絶ということをも含意し、またこれをコミュニケーション理論の言葉で定式化すれば、相互人格的対話の社会的に制約されたあらゆる非対称の除去ということを含意していることは明らかである」（磯江訳、302頁）。つまり、アーペルは1976年の段階で、あえてハーバーマスと袂を分かってでも、ラジカルな新左翼に共感を示し、教条的で非実験的な東側の正統派マルクス主義に戦闘的に立ち向かったのである。

すると、哲学史的にみれば、ここになお不問のまま残された課題がある。つまり、世界大戦とともに、言語論的転回は動き始めた。ヴィトゲンシュタインを嚆矢とし、ハイデッガー、ガダマーが続き、アーペルが現れて西欧社会主義路線と結びついた。アーペルには非常に情熱的な政治のパッションがある。1981年のハーバーマスの『コミュニケーション的行為の理論』は、このパッションを抑えて、西欧の福祉国家的妥協の遺産をひとつの長期的プロジェクトとして評価し、このプロジェクトのうちにとどまろうとするものである。したがって、言語論的転回の先行きに対して、アーペルはラジカルであるが、ハーバーマスは穏健であるとみなすことも可能である。アーペルとハーバーマスの間には引継ぎと否定の問題が横たわっている。これを現時点でどう考えるべきであろうか。

4. アーペル側から考える

さて、アーペルとハーバーマスの関係に注目すると、20世紀哲学の重要な遺産は「言語論的転回」であるのだけでも、この転回は政治的プロジェクトに触れるところまで来た。アーペルは社会主義路線を構想し、ハーバーマスは福祉国家プロジェクト内にとどまる。時論としてはハーバーマスに軍配をあげるしかないであろう。しかし、原理論としてはどうか。ハーバーマスは「システムによる生活世界の植民地化」のテーゼによって、システムによる戦略的行為と生活世界によるコミュニケーション的行為の攻防を描いた。しかし、この攻防は、システムの止揚、廃棄まで語るものではない。そこには市場も国家も残っている。したがって、私人と公民の分裂もまた残されたままである。ただ、越境するシステムを適切な境目で止めることが課題となるにすぎないのだ。

これにたいして、アーペルは言語共同体が倫理的に社会主義を命ずるものであるとつかんでいる。もしも、もう一度アーペルを再評価していく道が残されているとすれば、言語共同体論を「社会・言語・移行」を捉えるための新しい理論装置として建設することが課題となるのではあるまいか。

だが、この場合、社会がその都度言語を生み出し、構成された言語が人間の精神構造を規定し、社会を移行させるうえでどのように積極的に作用するか、という議論はまだ十分行われていない。以下それを試論的に考えてみよう。

5. 思考プロセスを表示

(1) 社会が言語を構成し、認識を方向づける:

言語は単に存在する対象に名前を付けるための中立的な道具ではなく、人々が世界をどのように切り取り、理解し、経験するかを深く方向づける枠組みとして機能する。このばあい、言語は、個別者が恣意的自由において勝手に作り出すものではなく、社会的な実践、歴史、文化、権力関係などの中で形成され、維持され、変化する。つまり、「社会」が共有する言語の構造（語彙、文法、カテゴリー分け、比喩など）が、その社会に属する人々の認識のあり方を、少なくとも部分的には、規定する、ということだ。

(2) ヴィトゲンシュタインの位置づけとその近接性

まさに後期ヴィトゲンシュタインは、この方向に大きく近づいた。「言語ゲーム」や「生活形式」といった概念は、言語が具体的な社会的文脈や実践（＝生活形式）の中で機能する（＝言語ゲーム）ことを示し、意味が社会的な「使用」にあることを強調した。「私の言語論」も、言語が根本的に共同体的なものであることを論証した。彼は、言語を抽象的な語と命題からなる論理体系としてではなく、人間たちの社会的な営みの中に埋め込まれたものとして捉え直した点で、存在論への道を平いた。

(3) 彼の限界

社会ないし社会的存在がその都度言語を生み出し、構成するという点を考慮すると、ヴィトゲンシュタインは、言語が社会的な「生活形式」に根差していることを示しはしたが、その「生活形式」や「言語ゲーム」自体が、どのようにして歴史的・社会的なプロセスを経て生成され、権力関係の中で維持・変容し、あるいは対抗的に新たに「生み出され、構成され」ていくのか、という動的な側面（ダイナミズム）に焦点を当てて詳細に分析したわけではない。彼の分析は、大方は既存の言語ゲームの「記述」を通じて哲学的な混乱を解消することに向けられており、言語や意味が「その都度」社会的な力学（イデオロギー、経済、政治など）によって能動的に構築・再構築されるプロセスそのものを主題的に探求したとはいえない。「社会による言語の動的な生成・構成」という側面は、むしろ社会学において集中的に検討されるべき課題である。しかし、これまでのところ、もっとも強力に社会学の言語論的転回を企ててきたハーバーマスさえ、どのようにして言語やカテゴリーが歴史の内部で生成するかについては、いくつか示唆しただけであって、せいぜい生活世界には合意の可

能性ポテンシャルが残されていることを論じただけで終わっている。言いかえれば、彼の形式的語用論は、実質的語用論には至っていないのである。

おわりに

では社会が言語を構成し、それが認識を方向づけるという視点をどういうふうに具体的に論じていけばよいのであろうか。ヴィトゲンシュタインはこの理解に大きく貢献したが、言語が社会的な力学の中でその都度生成・構成されるという、より動的で歴史的なプロセスについての解明は、彼の主たる関心事ではなかった。

私の推測では、ハーバーマスにもこの歴史性の理論が抜けていると思われる。彼が形式語用論の水準で立ち止まったのは、彼が政治的民主主義の成熟に期待したからであった。しかし、彼の「システムによる生活世界の植民地化」への抵抗は、そもそも批判理論の規範的基礎であったはずの「理想的発話状況」をまだ制度的に実現したわけではない。この理想は門の外にぼつんと立っているにすぎない。ハーバーマスは抵抗の規範的基礎づけはおこなったとはいえ、理想の実現の理論をまだみつけたわけではないのである。

しかし、アーペルの言語的共同体の「理想的発話状況」の理論はもっと先まで見つめていた。再度想起すれば「理想的コミュニケーション的共同体の実現という課題が階級社会の廃絶ということをも含意し、またこれをコミュニケーション理論の言葉で定式化すれば、相互人格的対話の社会的に制約されたあらゆる非対称性の除去ということを含意していることは明らかである」と述べていたのである。これは、政治的民主主義にとどまることを許さない倫理的命題である。というのも、一般に資本主義的政治は、私的所有内部の専制支配の保護のためにある。私的所有にもとづく「私的労働」は生産物を商品に転化させる。だが、資本主義的所有のもとでは「私的労働」はそれじたいが直接的に社会化されるという背理をともなって発展する。資本主義的私的所有は、アーペルの命題に抗して、「あらゆる非対称性の除去」を許容しない。だからこそ、アーペルの構想するプロジェクトは、政治の領域で立ち止まりえない。

まとめるならば、ハーバーマスは「コミュニケーション行為論」によって公私二元論の枠内での討議民主主義の成熟までは論じるけれども、労資二元論の場における「非対称性の除去」にまで踏み込まない。だが、対照的にアーペルは全領域的に、一切の「非対称性の除去」に踏み込んでいく。およそ理想的コミュニケーション的共同体が踏み込んでではない聖域をあらかじめ設定するのでは、本来の言語論的転回の潜在力を汲みつくしたことはないのではないか。まだ言語哲学においても、また社会科学においても、発生史的な言語変動論はできあがっていないけれども、この学問的課題が推進されてくるならば「社会・言語・移行」という主題に迫る前人未到の理論構成が開示されるであろう。

(たけうち ますみ)

清宮四郎批判

—直接民主制論にかかわって—

竹内 真澄

1. 法学者のイデオロギー

清宮四郎は日本を代表する法学者である。彼は、直接民主制を退ける議論を以下のように展開する。「現代国家において『代表民主制』が採用されている理由は、通常、以下のように説明される。直接民主制のもとでは、国民は、単に観念的に統治権を担当するばかりでなく、みずから現実に統治作用を行なうのであるから、国民による統治の原則がもっとも高度に実現されるわけである。ルソー（Jean Jaques Rousseau, 1712～1778）は、近代における、この制度の代表的提唱者である。この制度は、団体が小さく、社会条件が単純な国家の場合には比較的実行し易いが、団体が大きく、社会的分業が進化している近代の国家では、全国民が会同して、多数決によって国政を決するということは、第一に、不可能である。のみならず、多くの国民は、諸種の国政問題を判断し、処理するだけの政治的素養と時間的余裕とをもたないから、直接民主制を高度に実現することは妥当でもない。しかし、国民は、国政をみずから決することはできなくても、国政を担当するに適した者を選出する能力はある。近代の諸国が、直接民主制を採らず、代表民主制または間接民主制を採っているのは、これらの理由からである。」（清宮四郎『憲法Ⅰ〔新版〕』有斐閣1971年、66ページ）

私が思うに、法学者は人民がどういう状態に置かれているかのイメージを固定しすぎている。（1）政治的素養がないから直接民主制は妥当ではないという。「政治的素養がない」ということを分析していない。とくに教育や労働時間が変われば、素養も変わりはしないか。法の下で人は平等なはずだが、一部の人は素養があるのに、残りはそれが無いというのは法学者が無意識のうちに法以外の観点から現実の現実性を密輸入していることを示す。なぜ素養のある人とない人がうまれるかを清宮氏は理論化していない。この意味では、清宮氏の法理論は遂行的矛盾（法が考慮すべき現実を説明もなしに前提してしまうという矛盾）を犯している。（2）遂行的矛盾を解決するためには、義務教育において十分政治的素養ができるように人を育てる課題を国家が負わねばならない。それを勧告しない法学者は形式論でことを済ませている。むしろ勇気をもって形式論の外に飛び出すべきではなかったか。法が法として実質化できるような条件を分析しない法学者は、法の無力化を放置して（形式論で済ませて）いるのではないのか。法学者は法規範を述べる限り「現実追随主義者」であってよいはずはない。（3）「団体が大きく、社会的分業が進化している近代」という。これは社会科学的にみて不正確である。近代の社会的分業というのは、商品経済的分業をさす。分業一般は必ずしも商品経済ではないが、近代の社会的分業は、商品経済的分業としてのみ実在する。清宮氏は、商品経済的分業をいつのまにか分業一般にすり替えている。団体＝社会の規模が大きいから、一同に会することができないという。これはまた、国会議事堂という建物にとらわれた謬見にすぎない。国会を社会にポストの数ほど増やして、相互にメディアでつながれば、全員参加の政治はすぐにでも可能である。（4）「時間的余裕」も条件依存的である。過度に働かせるから「余裕」がないのだ。労働時間を短縮することは、人間的自由の根

本条件である。時短によって政治参加の条件を満たせば、代議制民主主義は必ずしも必須ではない。

つまり、清宮の立論は、これら実に多種多様な可変的なものをあまりにも不変的なものであると過剰に一般化して結論を下している。だから、これは学問のなかに紛れ込んだ一種のイデオロギー、法学者的イデオロギーを感じさせる。清宮四郎はハンス・ケルゼン（1881-1973）の『純粹法学』から多くを学んだらしいが、ケルゼンは強固な論理性がある反面、倫理性を徹底して排除している。人はこの論理性に惹かれる。議会が国民を代表するというのは擬制（フィクション）であるとケルゼンは言う。近代議会は、一方では国民主権であるが、他方で国民の民意という一枚岩のものが現実に国会を動かすのではない。実際には多種多様な政治的意見があり、調整と多数決の結果、あたかも民意が政治を動かしているかのような擬制（フィクション＝嘘）を取り繕うしかない、という。この擬制を維持するために、たとえば個々の議員は民意に拘束されないという自由をもっている（日本国憲法第51条 議員の院内発言の完全無責任制）。近代民主主義は国民主権だが、国民主権を実質化することなく、むしろフィクション＝嘘をついてでも「国民が政治をうごかしています」という体裁をとるしかないケルゼンは見通していた。擬制という言葉はふつう「擬制だからダメだ」という意味に使われることが多い。擬制とはほとんど欺瞞に等しい意味で使われる。ケルゼンのばあいはこれとは違って、もっと中立的な学術用語である。必要な擬制があると彼は言うのだ。

なるほど、法理論としてはこれでよいかもしれない。しかし、ケルゼンと清宮の法理論は、国民主権は擬制を必要悪として内包せざるをえない根拠をどこに求めているのであろうか。私の見るところ、私法と公法との二領域論、すなわち公私二元論に依拠していると言うほかはない。すなわち擬制という国家装置が必要であるという法理論上の根拠は現実の公私二元論そのもの、つまり近代なのである。だが、かれらが見ないのは、現実の公私二元論は、つねに労資二元論と結びついているという点である。公私二元論は労資二元論とセットなのだ。したがって、ケルゼン＝清宮説は、資本による労働者に対する専制支配を理論上の最終根拠としていると言い換えることができる。さらに言えば、資本の専制支配の根拠は、ビルドゥングス・コストを低くする現実の労働市場のメカニズムである。ビルドゥングス・コストを切り下げておく限り、「多くの国民は、諸種の国政問題を判断し、処理するだけの政治的素養と時間的余裕とをもたない」という帰結が必然的に生まれてくるからだ。

ぼくは、丸山眞男や大塚久雄の近代主義を問題にする人を見るにつけ、むしろ清宮の近代主義に疑問を發しないことに疑問を持つ。理論や思想を考えるばあい、その理論なり思想がどれだけ現実の中で重みをもつかをよく考えなくてはならない。清宮の重さは、現実の重さであって、丸山や大塚の碩学的重さとは質が違う。彼の理論が範型となって、全国津々浦々の大学の憲法論が構成され、優秀な官僚はみな、多かれ少なかれ清宮門下生ということになってしまう。この岩盤支持層は、非常に強固に現代日本の基層を形づくっている。日本の右から左までの諸政党の中で一度でも清宮＝ケルゼンの学説に依拠したり、挑戦すべきことを自覚したものがあろうか。寡聞にして知ることがないのである。

清宮の本は簡単に手に入る。『憲法と国家の理論』（講談社学術文庫、2021年）である。たんに「憲法の理論」ではない。ここにはゴツゴツした「国家の理論」がたしかにある。清宮の学風はもともと「国家的法秩序の論理的構造の究明」であった。この「論理的構造」そのものを歴史主義的につかむ課題が残されているのだが、いまだに清宮理論批判のかたちでおこなわれてはいない。

（たけうち ますみ）

思考の大枠を更新することができない人達へ、 私たちは、もう、別の社会に突入している!!

〈尾ひれは付くのか？ 未来社会構想 の大切さ〉(4)

—どこに問題が鮮明に現れているか？ 未来の「縮小社会」は、
夢の社会の到来ではない—

「近未来」と「本格的縮小社会」—基礎となるのは、個人ではない。家族の復権

へ!!

2024年8月

青野 豊一

〈アメリカからの影響—核家族のなれの果て〉

  これまで述べたのは、中国(文明の中心国)からの影響の歴史についてである。さて、戦後の日本社会がアメリカニゼーションされた、アメリカの世界戦略が露骨に進行したのは、また別の話である。

これは、これまでの歴史上なかったほどの激しさであった。核家族こそが本来の家族形態であるとの風潮が広がった。日本社会の精神構造は、大きく影響された。これまでの中国からの影響の180%が間違っていたかのように意識されたりした。

かつての中国からの影響度は、ウォーラーステイン「世界システム論」による(文明の中心地—周辺地)の関係であった。だから漢字は意識されて訓読みがなされ、そして長い時を経て表音文字としてひらがなとカタカナまで作られた。これに対して、朝鮮は(文明の中心地—半周辺地)であったため繰り返し中国から攻め込まれた歴史がある。占領された時もある。そのために、漢字の意識ができなかった。読み(音)と意味はそのまま使われた。中国の文化の直輸入がなされた歴史がある。日常会話の文法は中国とは大きく異なり、日本と同じアルタイ語族なのに、……。そのために苦労した歴史がある。まあ、このように日本は、朝鮮に比べてクッションのある関係性であった。選択・改変という余裕があった。

* これは、朝鮮との間に対馬海峡と言う海があったためである。氷河時代には海が後退していて、この海峡は今の日本の大きな川程度の幅であったために、多くの人たちが朝鮮半島から来たり行ったりしている。朝鮮半島の南部からは縄文土器も発見されており、私たちとよく似た文明を築いていた。前方後円墳もある。神社の鳥居もある。そして言語も同じであったと言われて

いる。それが、唐に支援された新羅が朝鮮半島南部を統一した後、一気に文化の中国化が進んだ。たくさんの人たちが中国から移住し混血した。新羅は、半植民地化した。もし、この対馬海峡がその後も狭ければ、日本は朝鮮と同じように中国の圧倒的な影響下にあったと思われる。占領されていたであろう。

こう考えると、現代の日本とアメリカとの関係は、クッションのない、かつての中国と朝鮮との関係性と同じ位置に居ることになる。直接的な影響を受けた(文明の中心地、アメリカ半周辺地、日本)という関係性にいることになる。これは戦争に負けて、アメリカの占領下で統治されたことが影響している。このことの分かりやすい事例は、言葉の変化として現れている。コンピューターのことを中国では「電脳」という。意識されている。しかし日本では、英語をカタカナ表記して使っている。今の日本社会はカタカナ語が氾濫している。日本語に意識できるのに、それをわざわざ英語言葉をカタカナ表記して使用することが多い。ここに、昔の中国からの影響力との格差が表れている。アメリカからの影響度の深さが示されている。今も、アメリカの半植民地であると言ってよい状態である。アメリカへの「ご機嫌伺い(目上の人のお家に行き、ご機嫌を伺ってうまく取り入ろうとする)」をすることが、戦後の自民党の政治であった。

ここに、「尾ひれ」のつかない、「不可能性の時代」という社会意識をもたらした大きな要因の一つがある。アメリカ流の資本主義が賛美され、それに経済繁栄が重なり、……。貨幣による商品交換関係は、個々人をつなぎとめる人的な関係性を崩壊させて、金銭を仲立ちとするだけになってしまった。

核家族のなれの果て、一人世帯へと、そして悲惨な近未来が待っている。

* 農業をしている私としては、ここに書いていることの問題として指摘したいのは、女の人が肉体労働を露骨に嫌うことである。温帯モンスーン気候の日本の農業では、家族総出で働いてきたのだ。こうしないと、この天候には対応が難しかったのだ。それが、今や女たちは、農業労働を嫌う。農業をしている人との結婚を嫌う女たちが多い。これは、大変な問題なのだ。気候的・歴史的な条件がアメリカと日本とは大きく異なるのに、アメリカ式の大規模・機械化農業を賛美してきた歴史がある。これは、日本の農業をつぶしてきた歴史である。戦後の自民党政治に、大きな責任がある。

6 言葉に振り回された人たちー「近代的個人の確立」という虚像

明治以後の社会や文学を語るとき、私たちは事あるごとに「近代的自我(個人)の確立」という言葉を聞かされてきた。インテリ学者たちは西欧社会を理想化して、このことの重要性を指摘してきた。しかし、そのわりには、この言葉がなにを意味しているのかきちんと説明された覚えはないが、……。これこそが、日本社会の近代化の必須要件であるかの如く、語られてきた。因習に囲まれた田舎世界から、そして「柵(しがらみ)」のある家族から脱出して近代的個人を確立することが意味ある事と見なされてきた歴史がある。

しかし、知識人たちにとって意味あり気に見えたこの言葉だが、実はそんなに内容のあることではないと明快に断定できるのは、この日本社会がこの言葉の呪縛からようやく距離を取れるような社会情勢になったということだろう。経済の高度成長、そしてバブルの崩壊を経て、21世紀となり、私たちは、かつて教科書的に刷り込まれた「近代的自我」の形成に積極的な意味を見出さなくなった。社会の後進性、西欧に比べて遅れていると強く意識された時代はもう終わったのだ。私たちは、この変遷を自覚的にとらえ返さなくてはならない。

近代化の過程における自己意識のドラマを内側から語ることが近代文学とされたが、その挫折と劣等感の深さこそが「近代的自我」と称されるものの実体だったのではなかろうか。

まあ、このようなのは、西欧に対する劣等感、そしてその裏返しをあこがれの意識であろう。

このような言葉に振り回されるのは、私たちのような遥華思想の地(遅れて近代化を始めた、そして西欧社会に対抗しようとした地)にいる人(インテリ)たちである。遥華思想とは、自分たちの外の文明の中心地から大きな影響を受けてきた社会における思潮のことである。自分たちの外に「あこがれの遠心力(強い劣等感)」とも言いえるものを発揮してきた思想の在り方をしてきたのが、明治以来の日本の歴史であった。インテリたちにとって、西欧は輝いていたのだ。彼らは、社会の基礎単位として「個人」に大きな意味を持たそうとした。しかし、「近代文学」は、実はもう終わっているのだ。もう、このような小説を好んで読む人たちはない。明治以降、近代文学が果たしてきた意味・役割は、なくなっている。もっと述べれば、日本社会では、昔から「他人指向型」の人たちが多くいたのだ。革新派の言う「近代的個人」なんていう言葉は、そんなに大きな意味をもたらさなかった。

西欧の人たちは、家族関係を大切にしてきたことを、彼ら(高等遊民たち)は見逃してきた。私たちが模範とした西欧近代の人たちは、因習に囲まれた田舎世界から、そして「柵(しがらみ)」のある家族からの脱出を目指す個人がたくさん出現したわけではない。「近代的個人の確立」なんて言う言葉にふりまわされていない。「近代的自我の確立した」人たちがたくさんいて、その人たちが王政を倒したわけではない。ブルジョワ革命を導いたわけではない。商品交換関係が社会の主導的関係性となったために、共同体が解体し、個々バラバラの個人として資本家に雇われたという歴史がある。資本主義と言う変化の激しい社会となった。このようなことが、世界に先駆けてなされたのが西洋世界である。

*この時代をけん引した西欧の知識人たちは、書物の中で「近代的個人」なるものを提示しているが、これは彼らが都市に住み、商品交換関係、つまり貨幣交換関係が主導の社会で生活していたからである。西欧では、中世からの都市が王権や諸侯から自立(自治都市)していた。このような都市では、貨幣経済に基づく生活をしてきた。個々人をつなぎとめていた田舎のような共同体は解体して、バラバラの個人を生み出していたので、このような知識人が現れている。しかし、圧倒的に少数であった。多くの人たちは、日々の生活に苦勞していた。この現実を、取り違えてはならない。フランス革命は、インテリたちが起こしたのではない。ただ、彼等の言説は、この革命の方向性を提示した。このことについての説明は、『農本主義のなれの果て』を参照・

〈「他人指向型」の人々〉

個々人は、関係性の中で成長するのだ。今まで述べてきたことを、別の視点考えたい。地縁・血縁から離れた核家族が多数となったと言っても、そのことで、人々の意識が、リースマンの言う「伝統指向型」から「内部指向型」になったわけではない。権威主義的な家父長制的家族が解体して核家族となることで、自律(立)的な諸個人がたくさん誕生したわけではない。

それまでの家父長制的家族とは言い難い「柔軟性のあった・中途半端な」大多数の家族の人々は、「伝統指向型」と言うよりは「他人指向型」そのものの生き方であった。そして、このような家族から、核家族がたくさん誕生した。だから、核家族になることで個々人が自律的となったのではなかった。彼らは、周囲の人々の動向に注意してそれにあわそうとする人たちであった。

*リースマンの言う「伝統指向型」とは、価値体系が固定している時代の人々の生活の仕方の

ことである。人々は歌や物語などの口頭伝承によって、伝統に従いながら生きていた。「内部指向型」とは、人生とは目的を指向するものであり、その方向を定めるものは内なる声であるという生き方。比喩的にいえば、このような人はジャイロスコープ（羅針盤）で操作されている人に例えられよう。「他人指向型」の人間は、ジャイロスコープ（羅針盤）で舵をとりながら生涯の目的に向かって進むのではなく、レーダーによって捉えられた手近にある目標（それは常に動揺し、変化するものである）に従う生き方をする人たちことである。

西欧に比べて遅れていた日本社会を、近代化していこうとする意識的主体が生まれたわけではなかった。明治維新以来インテリたちは「近代的個人」の確立を語り続けてきたが、残念ながらそれは大きな影響はなかった。その時、その場に合わせた柔軟な「他人指向型」的な家族から核家族化したのが実際の姿であろう。戦後民主主義の担い手たちがたくさん誕生したわけではなかったのと同じである。

明治維新後、西欧に対する「遅れ」意識をもって近代化に突き進んだ人々の意識は「内部指向型」ではなくして、「立身出世」主義という「他人指向型」の変種である。これは、官僚や実業界のエリートたちの世界に居た人たちの意識である。この世界にレーダーを張り巡らせて、周囲の人たちの言動に合わせて、……。これは、東大を頂点とした教育体制によって創り出されたキャリアたちの世界(世間)である。この意識は今も、公務員たちや大企業の労働者たちの間に広く深くしみ込んでいる。

*戦後、アメリカの影響を露骨に受けて戦前の朱子学道徳から離脱する人たちが増えたと言っても、多数の人々の意識が自覚的になったわけではない。「他人指向型」が絶対的多数である。この程度は、ますます深まっている。低所得者たちや社会的に下位にいる人たちは、そして田舎で生育してきた人たちは、文化資本の獲得のための必要な機会と手段を得ることが難しいために、既成の嗜好、および文化の高低の区別(美意識等、テレビで放映されていること)を当然のこととして受け入れてしまっている。彼らは、自ら進んで美術館や博物館、そしてコンサート等に出ていくことをしない。テレビを通して絵画を見、テレビを通して文化財について知る。世界は、テレビと言う箱の中に入っている。もう、テレビは、民衆のアヘンである、とまで言いえる状態となっている。これは、高齢者たちの姿である。それ以外の、若者たちは、ネットやメディアにあふれている情報に溺れてしまっている。

問題は、戦後の革新派の意識の人の中には、戦前の社会への反発から、日本社会の意識変化に気付いていない人たちがいることだ。まだ、言葉に振り回されている。例えば、家族制度については戦前の家制度への反発の意識に今も取りつかれて、このことについての未来に向けた思考を停止している。事態の変化を、認識できていない。「父親なるもの」・「父性の復権」に対してアレルギー反応を起こしてきたのが日本の戦後世界であったが、それが今も続いている人たちがいる。人類の家族にとって、「父性の復権」は家族機能の再建の意味なのだから。私としては、まずは、「虚構の言説は、まだ崩壊していない」と言わなくてはならない。ここに、問題がある。

再度述べるが、一般の多くの日本社会の親族構造は、家父長制であったと決め難いのが実際の姿である。日本では、家父長制が社会の隅々まで厳格に確立した歴史はない。このあいまいさは、西洋から観ても、そして中国や朝鮮と比較しても、……。

*「父性の復権」の意味は、次に述べる山極寿一氏の文章を参照。これは、父親が家庭内で絶対的権限を持つことを意味するものではない。家族を形成する要となるものである。

「あんな時代もあったよね」と、過去の偏った思想を振り捨てなくてはならない。もう、戦後ではない。別の社会へと大きく足を踏み入れているのだ。新しい思考の枠組みを創り出さなくてはならない。未来社会は、今のようなバラバラになった人たちが、家族としての機能を再建していく事しかないであろうことは間違いない。だからといって、私は、戦前の社会、そしてあの当時の明治の民法の家族制度を賛美しているわけではない。一度バラバラの個人となったという通路を通じた家族の再建こそが、大切であると考え。家族の在り方について思考していくことが、大切なことになっていると述べてたい。

7 家族とは何なのか？ 生物的要素を加味して考える！！

さて、私としては、「縮小社会」という未来社会では、基礎となるのは個人ではないのだ。家族であろうと言いたい。今のようなバラバラになってしまった個人を基礎として、社会を形作るものではないであろう。こう、断言できる。さて、繰り返して述べるが、未来の本格的縮小社会はそんなに素晴らしい理想社会ではないとはっきり言わなくてはならない。自然的、そして社会的な厳しさの中で、支え合って生きていくしかない社会であろう。科学技術の進歩で、豊かな社会となっているなんて言う夢にとりつかれていては、未来は切り開けない。このような社会で生き抜くには、家族は大切な働きをするであろう。

この人間社会の家族関係について再度考えるには、歴史的文化的要素と哺乳類→霊長類→類人猿→人類へと進化の過程で獲得してきた生物的要素を加味して考えなくてはならない。まずは、この生物的要素・観点から家族とは何なのかとすることを、再検討しなくてはならないであろう。家族は、動物としての人間という観点、そしてオスとメスという異なる性によって織りなすものという観点で考えなくてはならない。

そこで、ここでは山極寿一氏『家族の起源—父性の登場』を参考として、「食べること」と「性生活」の在り方を通して考えたい。

<社会的行為としての食事(共食関係)>

山極寿一氏は、この本で次のように述べている。*第3章「霊長類の社会構造」より
「食物を居住地へ持ち帰って仲間で共食するようになった人類は、霊長類では極めて特殊な食生活を発達させたことになる。それはおそらく、家族という社会単位の成立と期をひとつにしているにちがいない。しかし、人間の家族と鳥類の番(つがい)や肉食動物の群れとは同じものではない。人間の家族には霊長類の長い進化の歴史が投影されているはずである。・・・まず、霊長類の食生活の進化の歴史を振り返ってみなければならない。」

「霊長類と人類の食を分ける決定的な違いとして、①人類は、その場で食べずに持ち帰る。②集めた食物を取り決めに従って分配する。③食事が社会交渉の場としての機能を持つと言うことだろう。」

「人間の食事は、それ自体が社会的な行為である。」

「食事をともにすることは、相互のきずなの強化や確認を促すと考えられる。文化によって食物に異なるタブーが課せられるのも、食事が社会的な行為だからである。」

妊娠しているメス、そして授乳中である子を抱えたメスたちをともなって移動することは難しい。そこで居住地は安全性の高い地に長期間留まることになる。オスたちは集まって狩りに出かけ、メスたちは居住地近くの森や草原で果実や草の種、そして芋等を採取した。そして、これらを持ち帰り分配し、共に食した。この収穫物の分配の単位は、家族であった。家族は、一緒に食べ、そして抱き合ってセックスをして、子育てをしていくためのものである。

<社会学的父性の確立>

生殖の、性生活の在り方も、他の生物、特に類人猿との比較を通して独自の進化をしてきた人類の歴史を検討しなくてはならない、山極氏は述べている。家族の成立には父性の確立があったと。*以下の引用は、第5章 父性と世代の確立より

「父性が介在することによって不完全ながらも世代が認知されているにちがいない。」

「父親と息子が配偶者を分け合ってお互いに独占的配偶者を保ちながら共存することも可能になっている。これは母と娘が同じ相手と繁殖生活を営まないと言う非母系社会の特徴を受け継ぎ、異なる世代の異性が性交渉を持たないと言うペア社会の特徴を発展させたものである。」

「初期人類は、このゴリラ社会の特徴にさらに手を加えて外婚の基礎を作ったに違いない。」

「なわばりをもたないゴリラの社会では、ヒトリオス、新しくできたばかりの単雄複雌群、すでに息子や娘が思春期に至っている複雄複雌群が、誘導域を大幅に重複させて混在している。」

「初期人類の社会が成立するには、男が娘の交換を通じて相互に結びつくことと、兄弟姉妹間のインセストを禁止することが必要条件になったはずである。」

*インセストとは、近親相姦のこと

「どの社会でも子供たちは父親を認知して育ち、両親を通して家族の系譜につながることで、やがて重層的な親族構造のなかに自らを相対化することを学ぶ。これは、多くの文化で父親が特定の男に限定され、子供たちの成長期を通じてあまり変わることなく影響をもち続けるからである。」

「人類の女は子育てと言う権利を手放さずに、男に父性を与えて特定の子供を保護・養育する義務を付与したのである。」

「テナガザルやゴリラの父性は、オスが自分から選ぶのではなく、そのオスを配偶者としたメスとその子供たちによって選択されている。メスが特定のオスのもとにとどまり続けか、メスが離乳期の子供をオスに預けることによって父性が発現してくるからである。社会学的父性は、必ずしも生物学的父性と一致する必要はない。初期人類の社会でも、父性はこのように女が特定の男を父親とすることによって確立されたと思われる。」

「だが、人類の社会は特定の男と女が常に同居できるような閉鎖的集団ではなかったであろう。……。個人がいくつもの集団に属せるような可塑的な社会を目指したはずである。このため、父性は同居と近接によってではなく、約束あるいは契約によって保証されねばならなかった。これが、人類的な父性の始まりである。やがて父性は配偶者間の認知から集団全体の認知へと発展し、父親の存在を介して世代は構造化される。……。集団は複雑に分節化して親族と外婚の枠組みが形成される。」

つまりは、「父性の確立」によって家族が成立してきたと述べている。文化と習慣における男性優位の傾向は、きちんとした生物学的基礎を持たない父親と言う立場の弱さを集団全体の認知として強化したものである。脆弱な社会的とも言いえる父性を親族・家族の精神的支柱として男女が支えてきたのが、今までの歴史であったと言えよう。男が一方向的に権力的に支配構造を創り出してきたものではない。

もっと述べれば、人類の家族は、エンゲルス等が述べているような母系社会を祖型とするものではなく、また乱交的な男女の関係から出発したものでもなかったのだ。初期の人類は類人猿(ゴリラ)がもっていた社会性(父系性)を基にして出来上がってきたものと推察されると述べている。サルなどの母系制の社会では、オスは集団に長くとどまらない。これらの相違を踏まえて人間社会を考えなくてはならない。

*以下の引用は、第6章「初期人類の社会と家族の成立」から

「初期人類の発明は、すでに類人猿に備わっていた社会の特性に人為的な操作を加えて、集団を文化的なものに作り替えたことにある。その鍵はすべて類人猿社会に萌芽的に見いだされる。人類がすべての類人猿の特徴をモザイク的に保有している理由はここにある。初期の人類は、類人猿が潜在的に持っていた能力を試行錯誤的に試しながら、その適応的な特徴を選別して進化の道を歩んできたのである。」

DNA の解析によると、人類はゴリラよりチンパンジーに近い。しかし、

「チンパンジーとボノボに共通した、メスの性皮の腫脹(しゅちょう、はれあがること)という特徴を獲得しないうちに彼らと分岐した、と私は考えている。性皮の腫脹はメスの発情徴候を高らかに宣言し、複数のオスをひきつけて乱交的な性交渉を発現させる大きな役割を果たしている。」

初期人類の社会は、「オスが常にメスに対して性的な関心を示しつつ配偶関係の独占を保証し合う社会だったはずである。人類の女は進化の過程で性皮の腫脹という特徴を失ったのではなく、もともと持っていなかったのである。成長遅滞によって性交渉に遊びの要素が取り入れられ、女の性的受容性が増して、発情周期があいまいになっていったとみなす方が理に適っている、と私には思える。ただ、人類はチンパンジーとボノボに共通な、父系的な血縁関係にある男同士の連帯意識をある程度発達させた後に、彼らとの共通先祖から分岐したに違いない。オス同士の連合関係はゴリラには希薄で、チンパンジーとボノボに特有なものだからである。「人類社会の特徴は、ゴリラのもつ父性とチンパンジーやボノボのもつ男の連帯を矛盾なく融合させた点にあるからである。」

「・・・長期間家族と離れる者もいたであろう。しかし、家族はたとえ空間的に分離する事態になっても、信頼のきずなで結ばれ、崩壊する危機をまぬがれたはずである。言語による約束と将来への期待が夫婦のきずなを支え、親族の仲間が家族を助ける。そして何よりも人類の女が性周期に左右されない性交渉を営めるという能力をもったことが、男の行動範囲を広げたのである。人類の女は日常的に性交渉を行えるとともに、ずっと性交渉を行わないこともできるのである。この自分の意志に応じて性的許容性を制御できる能力こそ、女が男に配偶関係の独占を保証し、父親であり続けることを可能とする根拠となっている。家族は性的なものであると同時に、非性的なものではなければ持続できないのである。」

家族を形成するか否かの決定権は、今も昔も女にある。しかし、この男女関係における女優位の関係性をそのまま放置しておくこと、せつかくできた家族関係(固定的配偶者関係)を、社会秩序を崩壊させてしまうことになりかねない。そこで、父系的な血縁関係にある男同士の連帯意識で、一つの秩序あるものとして家族関係を、社会を、歴史を作り上げてきたと言えよう。父親が特定の男に限定され、子供たちの成長期を通じて変わることなく影響をもち続ける家族と言う集団を作り上げてきた。そして、父性は配偶者間の認知から集団全体の認知へとようになってきた。

* 山極氏は、別の所で次のようにも述べている。下線は、青野が付けた。

「人間を知るならサルを知れという霊長類学の発想がおもしろくて研究の世界に入りました。人間と社会に関して研究したいと思ったところで、最初に着目したのが父親と子供の関係です。母親は自分の身体で子どもを産むから、子どもとの間に密接な関係ができますよね。しかし父親は自分で産むわけではないので、自分と子どもの血縁関係や親しい間柄というのは生得的には理解できないのです。それでは父親と子どもの関係はどういうふうに生じて、維持されていくのかという問題について研究してきました。その結果、父親は自分の意思でなるものではなくて、つくられるものだという考えに行き着きました。メスがオスに父親の役割を期待して、また子どもがオスを父親として慕うことで、オスはみんなの期待に添う行動をするようになる。父親は人間にとって最初の文化的装置なのです。・・・。そもそもマクロの人類学、ひいては人文学は多様性を重んじる学問ですが、自然科学は

普遍性を求める学問なのです。それがなかなか一致しない。ところが人間、そしてすべての生物は多様性と普遍性を併せもっています。人間は文化というレベルからすると、多様性がすごく目立つのです。それが人間以外の、例えばゴリラと比較してみると、普遍性がみえてくる。これが不思議だし、人間の特徴でもあります。『山極壽一 総合地球環境学研究所新所長』地球研掲載文章より

補 説 エンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』について

この中で家族の起源を述べているが、その中で特に支持されてきた点は、男女間の性差は生物学的に決定されたものではなく、社会的条件によって人為的に構築された「制度」であるというジェンダー論を含んでいることであった。しかし、これはあまりにも、偏った論である。繰り返して述べるが、「家族は文化的なものであるばかりでなく、生物学的な理由を伴って進化したもの」である。

また、人類発展史の一つの段階としての母系制を想定しているが、この説は否定され、文化人類学者で支持する者はほとんどいない。モルガンやエンゲルスの説は、否定されている。ただ、世界の一部の地(例えば南太平洋の島々(マリノフスキーの報告)等では母系制がなされている。つまりは、社会の発展段階ではなく、その地の諸条件の在り方によって家族の在り方は異なっていると理解すべきである。

追 伸 オスとメスの違いと平等について

人間のオスとメスの「違い」と「同じ」を、どのように観ることが良いのであろうか。生物的差異は、はっきりしている。では、同権・平等とは、何なのか。これは、差異があっても、それは大きな問題ではないとみなすところに発生する考えである。この意見が支持されてきたのが、現代である。しかし、ともするとジェンダー概念の暴走とも言いえる現実がある。すべて同じが良いのではない。男女は違った性差を持っている生き物なのだ。このことを踏まえて、時と場所によって考えなくてはならない。この違いを踏まえつつ、男はこうであるとか、女はこうであるとか、決めつけない事であらう。

*最近では遺伝子検査の普及で、女に興味・関心を示さない男が一割程度いるらしいと発表されている。だから、……。やはり柔軟な対応が必要となろう。

*以下に、オスとメスの違いについての一つの事例として述べたい。稲刈りの後、田をトラクターで耕作しているとカラスのツガイが飛んでくる。掘り起こした土の中にいる虫たちを食べに来ている。こうしていると、どこからともなくトンビが一羽来る。さあ、こうなると、カラスのオスが怒り出す。トンビに向かって低空飛行を繰り返して威嚇する。あまりにもシツコイので、トンビは近くの電柱に避難する。さあ、そうするとカラスのオスはそこまで追いかけて、騒がしくガ鳴りたてる。とうとう、トンビは、逃げ出した。オスの行為は意味のあるものとなった。私は心の中で、拍手をしていた。さて、このような時、カラスのメスは、どうしていただろうか。メスは、オスと一緒にトンビに立ち向かったであろうか。いや、そうではなかった。オスの行動を心配そうに眺めることもなく、ただただ下を向いて餌を必死に食べていた。この光景をみて、私は、何とも言い難い気持ちになった。オスとメスの違いを、まざまざと観た。また、田植え前に田をトラクターで耕作していると、一羽のカラスが来た。オスである。しばらく餌を探し食べていた。やがて虫を加えて山の方に行く。このことを、何度も何度も何度も繰り返した。ああ、これはメスが餌を運んでいるのだ。そう、メスは卵を温めているのだ。オスにとって、メスはとても大切な存在であることが感じ取れる。オスの行為に、感動した。しかし、これはカラスという生き物の姿である。安易に人間社会に当てはめてはならないが、性差の違いを確認するにはよい事例である。



8. 核家族化の果て一母系社会 or 父系社会？

悲惨な未来か or 日々の生活に時間性が宿るか？
〈現代家族の問題性—家族機能の弱体化〉

山極氏は、家族は文化的なものであるばかりでなく、生物学的な理由を伴って進化したものなのです」と述べている。そして、家族と言う形態は、**社会学的父親**を作り出す方向でくみ上げられたであろうと。「父親は人間にとって最初の文化的装置」なのであったと。

しかしそれが、崩壊へと向かいつつあるとも言える現実がある。「社会学的父親」の役割が次第に消滅する傾向にある昨今である。山極寿一氏は、この本の最後に次のように書いている。

「交通手段の発展によって人々の交流は加速度的に増加し、もはやインセント・タブーや外婚という習慣は無意味になりつつある。**社会学的父性**が死滅するのも時間の問題かもしれない。しかしそれは、父親と同時に**社会学的母親**も消滅も意味している。人類は果たしてその混沌に耐えられるのであろうか。」

初期人類社会は類人猿の中でもチンパンジーやボノボのような乱交志向の強い社会ではなく、ゴリラ的な要素を取り入れて「その適応的な特徴を選別して進化の道」を歩んだのではないか、「類人猿に備わっていた社会の特性に人為的な操作を加えて、集団を文化的なものに作り替えた」のだと、山極氏は述べている。つまり、オスであるだけではなくして、「父親」という存在を作り出し、家族なるものを作り出したと、・・・。

しかし、それが現代社会では「**社会学的父性**」が弱まる傾向、つまり家族機能の弱体化がある。このままではサル化の傾向を持つことになる。これらのことは、「**社会学的母性**」も薄まってきていると言う意味でもあり、父と母という立場よりオスとメスという立場が強くなってきている昨今である。これは、家族機能の弱体化へと向かっていると言える。この方向性の彼方に、未来は見出せるのであろうか。現代の人間社会はサル化(正しくは、チンパンジーやボノボ化)の傾向にあると述べている。

〈現代的な男と女の関係性、そして家族関係〉

私は、サル化(チンパンジー化)した乱交・フリーセックスが良くないと言っているわけではない。浮気・不倫が絶対的に良くないと述べているわけではない。個人的には、いろんなことをすればよいのだ。これは、仕方のないことなのだ。

*人間のメスには発情期はない。性交渉は、いつでもする気になればできる。「性的許容性を制御できる能力」を持っている。そして、さらに、男女の性交渉には、遊びの要素もたくさん含まれている。セックスは生殖のためだけにするのではない。人間は、この性交渉を楽しむ文化も創り出している。

そもそも、愛と言う感情は、長続きするものではない。愛は一時に燃え上がり、そして社会の中でねじれていく。シルヴィー・バルタンの歌「あなたのとりこ」では、「私はあなたに夢中です、たとえ何があっても、愛があれば大丈夫、愛しています」と歌われている。しかし、映画「シェルブールの雨傘」のように、映画「ひまわり」のように、・・・、社会の渦の中でねじれ、意見のすれ違い、対立、そして浮気・不倫はありうるのだ。

だから、それを修復して家族関係を維持する努力が必要となる。ある時期「サル化」しても家族の機能を取り戻せば、それはそれとして良いことである。家族関係は、お互いの努力なくして成立しないものであるから。

浮気・不倫の結果として、関係の修復ができなくて離婚となることもある。家族関係まで崩壊させてしまうことはありえる話である。男の浮気より、女の不倫で他の男との間の子を宿してしまうことは、家庭崩壊へと直結していく。セックスをとまなう男女関係で、結果としてその家庭まで崩壊させてしまい、子供を連れての離婚となると、そこには大きな問題を抱えることになる。

*年間の婚姻件数が約 50.5 万件であるのに対し、離婚件数が約 17.9 万件というデータが出ている。（厚生労働省 人口動態統計）。離婚件数が婚姻件数に対して約 35%ほどになっている事実を見ると、離婚する夫婦が多いという現実を実感する。3 組に 1 組の割合で離婚する夫婦がいるというデータからその離婚原因を見てみると、1 位は性格の不一致、そして 2 番目に多い離婚原因が男女間のトラブル、つまり不倫である。

子連れ再婚をすると、そこにはさらに難しい問題がある。再婚相手の男や女としては、いろんな思いが生じることになる。例えば、血縁関係のない子供も、小さい時はかわいい。でも、この子らが大きくなり年頃となると、……。再婚相手の男としては、血縁関係のない女の子が家の中をミニスカートで太ももを露わに歩き舞われては、たまったものではない。また、声変わりしたひげ面の男が自己主張しだすと、……。これも、どうにも……。家庭が耐え難いものとなることが予想される。これは再婚した女たちにとっても、同じ思いを抱くであろう。血縁関係のない子供たちとの関係性に悩むのだ。

そして、再婚した夫婦間に新しい子供が生まれると、……。再婚した夫婦にとってお荷物とも言いえる血縁関係のない子供たちは、心の傷をもたらしかねない問題を抱えて成長していく事になる。親に愛されない子供たちは、自分の居場所について思い悩み、大きく傷付く。そして対人関係でトラブルを起こしたり、犯罪行動へと、……。この可能性が高いと言われている。だから、「社会学的父性」と「社会学的母性」の復活は、つまり家族機能の復活は、大切なことなのである。

さて、現代の日本社会では、悲しいかな、家族関係を作り出すことを初めから放棄したり、現状の家族関係を捨て去ろうとしている様々な事件が報道されている。未来は、どのような姿になるのであろうか。非婚・晩婚化、離婚、そしてフリーセックス化、少子化、そして一人家族化へ、家族の崩壊へと進むのであろうか??

〈「母系制」が良いと言い出す自称革新派—思考力の劣化〉

繰り返すが、未来の本格的「縮小社会」は、自然的、そして社会的な厳しさの中で、多くの人たちと支え合って生きていくしかない社会であらうことが予測される。どう考えても、夢のような理想社会の到来とはならないであらう。このような社会で、家族と言う形態の機能の希薄化・崩壊は良いことであらうか。現代のように家族の機能が大きく変化し、縮小したことは、良いことであらうか。このことは、とても大きな問題が含まれている。家族機能の変化については、文末の〈資料 1〉を参照していただきたいが、私はそこに記載されているような変化をすべて良くないと言っているわけではない。しかし、これらのことも、再考しなくてはならない事であらう。家族と言う機能は、類人猿から分かれて人類となった初期人類社会から大きな働きをしてきたものである。この視点から、私たちはその在り方を再度思考しなくてはならない。

再度繰り返そう。「家族は性的なものであると同時に、非性的なものでなければ持続できない」のだ。一緒に食べ、一緒に寝て、抱いて抱かれて、ともに子育てをすることで維持されるものである。また、女の「自分の意志に応じて性的許容性を制御できる能力こそが」、「社会学的父性」と「社会学的母性」が成立する根拠となっている。だから、家族の機能が

稼働してきたのだ。父として、母として、祖父母として……。そして、親たちが老いていくと、……。親の死を見守り、その後始末をするのが子供たちの役目であると思うのだが、このことさえ崩れてしまっている事例・現実がある。ここに、現代日本の問題がある。

*私は、見てしまった。家族の遺骨の入った骨壺を海中に捨てていたのを、……。

それなのに、今まで述べたことを踏まえずして、戦前の家族関係(と言う観念)への反発から、思い込みで「母系制社会」が良いと言いだす戦後革新派の人がいる。でもその言葉を聞くと、どのような社会となるのかを考えて述べているようにはとても思えない。そもそも母系制とはどのようなものかを調べてから述べていただきたい。この説を述べる人の話では、どうやら娘夫婦と一緒に暮らしているということを、母系制が優れている事例としていた。しかし、これは、母系制とはまったく関係ないことである。もう、思考力の劣化そのものである。述べるのであれば、母系制をしている他の霊長類の社会の事例も研究してから述べていただきたいものである。

母系制は、次のような特徴を持つとされている。

- ・子どもが母方の姓を名乗る(母姓継承)
- ・娘(たち)が母方の位階を継承する(母性位階継承)
- ・娘(たち)が母方の財産を相続する(母系相続)
- ・結婚後も夫婦は別居、もしくは妻方の共同体に居住する(母方居住制)

*また、父系制とも母系制とも言い難い形態、両者が共存している家族形態などもある。

長い間マルクス主義の影響で「母系制から父系制へ」の移行と考えられてきた古代日本の家族像であるが、研究が進むにつれて、明確な婚姻居住規制の欠如や父方・母方共通の親族呼称、そして中世前期まで続いた男女を問わない均分相続、外戚や女帝の登場、一部に見られた女系による政治的・社会的地位の継承(母系の政治的・社会的地位の継承)等から、双系制社会とみる学説が有力視されている。

*双系制とは、父子関係と母子関係のいずれをも社会的に承認された親子関係とすることをいい、いずれか一方だけを社会的に認めた親子関係とするものを単系という。社会的に承認された親子関係には、扶養義務関係と財産の相続や地位などの継承に関する権利関係が成立する。したがって双系では、いずれにも扶養の義務があり、子供は父からも母からも相続、継承の権利をもつ。単系ではいずれか一方の親との間にのみ扶養の義務と相続、継承の権利がある。

日本社会の多くの家庭では、父系制も母系制もはっきりとした典型的な形では機能していないと言える。制度が、厳格な形態ではない。その場、その時の状況に合わせて、柔軟性のある中途半端な形態であったことを、忘れてはならない。

やはり、私としては、「父性の登場」の生物学的意味を知らなくてはならないと言いたい。このことで人類の家族が成立したのだから。私たちは、もっと思考しなくてはならないのだ。この家族の在り方、そしてその機能を模索していく事が、未来の縮小社会について思考していくことではないのか、と述べたい。だから、家族についての未来社会展望をする時、思考していくとき、「母系制」と「父系制」のどちらが良いのかという二者択一的思考してはならないのだ。このような人たちは、今も、戦後思想と言う観念に振り回されていると言うしかない。

〈母系制社会とは！ オスとして、メスとしての存在に意味がある〉

人はたいていの場合、父か母のどちらかの出自を辿って、家族の成員に組み入れられる。父系社会では子どもが父の子であることによって父の親族・家族の成員になり、母系社会では子どもが母の子であることによって母の親族・家族の成員になる。

ほとんどの父系社会は、父系の男性祖先から父を経由して息子・娘へと至る親族制度によって維持されている。女は他の家族から来る。これに対して母系社会では、子供たちは生まれ育った母の集団から出ることはない。男は、他の集団から来る。

さて、母系社会の家族とは母親の系統によって、母の姉妹・兄弟、つまり母方オジ、オバ、母親、オイ、メイ、従妹等から構成される集団となる。オイとメイから見て、父親よりも母方のオジの権利のほうに優越している。要するに子から観ると、実の父親よりも母方のオジさんのほうが近い存在となる。子育ては母の所属集団が行っているから、これは当然なこととなる。父は母とは異なる母系集団に属しているのだから、子どもに対して法的な権利ははなはだ弱い。つまり、社会学的父(父性)が明確化していない。

だから、このような家族関係では、夫婦間の関係性は流動的である。簡単に別れられる。そして、父親の異なる子供たちが生まれる可能性が高くなる。男たちは夕方になると自分とは異なる母系集団に居る女の家を訪ねる。そして一夜を過ごし、セックスをして、朝に自分の属する母系集団に帰る。次の日は、昨日とは異なる別の女の所にも行く。女も、別の男を迎え入れることもある。これはチンパンジー的な関係である。

そして、母系集団では、収穫物の獲得、そして贈与交換も分配も、母方の親族が単位となる。個人ではない。母子家族でもない。そして、このような集団性では、「社会的行為としての食事」には、父親はあまり関係していないことになる。つまり、家族の一員となっていないのだ。このような母系制の社会では、オスに「父親が特定の男に限定され、子供たちの成長期を通じて変わることなく影響をもち続ける」という関係性より、メスに対するオスとしての役目に意味があるとする関係性が優先している。家族としての父と母より、オスとメスの関係性が優先している。

*平安貴族たちの男女関係が、この事例であろう。ただ、この関係性は当時の貴族たちの関係性であって、他の多くの人たちの関係性ではない。

このような母系制の社会は、この地球上には存在する。だが、このような母系制の家族関係が、この日本に成立する条件はあるのであろうか。そして、このような母系制の家族形態をこれからの未来社会に広めていく事の意味は、どこにあるのかを示していただきたい。それなのに、彼らは戦前の家族関係への批判的な戦後革新派の感覚で述べているだけなのだ。虚構の言説は、まだ続いている。

(あおの とよかず)

日本におけるフランクフルト批判理論 の受容と展開（3）※

日暮雅夫

higu@fc.ritsumei.ac.jp

※本稿は、John Abromeit 編集の *The Internationalization of Critical Theory: Receptions of the Frankfurt School in Europe, the Americas and East Asia from the 1950s to the Present* に寄せた論文の日本語版として執筆しました。やや大きいので3回に分けて掲載し、今回は三回目です。アメリカの読者を想定しているので、言わずもがなのところも多々あります。また、今まで扱ったことのないものも今回書きましたので、皆様方のご批判・ご批評を乞います。

5、新自由主義の展開とその批判——フランクフルト学派第三世代 1990-2010

世界的に経済不況の中で展開したのは、新自由主義であった。新自由主義の理念は、「①競争秩序を妨げる規制や規則の撤廃、②国家が所有する企業や施設の民営化(民間への売却)、③社会保障費の大幅削減」¹であり、そのために国家が介入することとすることができる。これは、今まで国家が担当していた領域(例えば教育や福祉)を巨大企業に市場として提供する戦略である。新自由主義的政策は、1970年代以降先進諸国を悩ますスタグフレーションに対する対策として、アメリカのD.レーガン政権、イギリスのM.サッチャー政権、ドイツのH.コール政権によって実施された。特に1989年には新自由主義的原則が、世界銀行とIMFによって不況・バブル崩壊・経済危機の対応策として、「ワシントン合意」として定式化され、各国の政策として拡散していくことになった。1991年にソ連・東欧における現存社会主義が崩壊し、中国の開放政策とともに市場志向改革が加速化するに至り、1990年代は新自由主義モデルが全世界を席卷するに至る。

日本は、1990年におけるバブル崩壊後、経済的な低迷期に入りその対応策として新自由主義的政策が全面化するようになった。2001年発足した小泉純一郎内閣は「聖域なき構造改革」を掲げ、道路四公団と郵政事業民営化など新自由主義政策を推進した。新自由主義は、2008年リーマンブラザーズの破綻の際に見られたように、国家が公的補助によってかえって国家の介入を強めることになった。新自由主義の重大な結果として、大企業の利益が上向きになり、富の偏りが生じた。労働者の非正規雇用の割合は増大し、労働者の平均的賃金は減少した。また、新自由主義的政策の進行は、各国において投票率の低下という民主主義の後退をもたらした。

この時期に日本で翻訳研究されたフランクフルト学派の理論は、「第三世代」の理論であった。第三世代に数え入れられるのは、代表者とされるA.ホネット、R.フォアスト、Ch.メンケ、L.ヴィンガード、R.イエッキなどである。彼らは、ハーバーマスの理論的アプローチを批判的に継承し、それを第一世代の問題意識と結びつけながら多領域的に発展させようとしてきた。さらに彼らは、フランス、アメリカの諸思想と交流し批判理論を生産的に展開し

ようとしている。

ここでは特にホネットの理論を取り上げよう。1990年以降、ホネットの主要著作は順次、翻訳出版されている。1990年代には、『権力の批判——批判的社会理論の新たな地平』（1992）、2000年代には『承認をめぐる闘争——社会的コンフリクトの道徳的文法』（2003、〔増補版〕2014）、『正義の他者——実践哲学論集』（2005〔新装版〕2013）、『自由であることの苦しみ——ヘーゲル『法哲学』の再生』（2009）、2010年代には『物象化——承認論からのアプローチ』（2011）、『再配分か承認か？——政治・哲学論争』（2012）、『見えないこと——相互主体性理論の諸段階について』（2015）、『理性の病理——批判理論の歴史と現在』（2019）、2020年代には『社会主義の理念——現代化の試み』（2021）、『自由の権利』（2023）が翻訳出版されている。

ホネットの理論で、日本のアカデミズムに影響を与えた点について三つ述べよう。

第一に初期の代表作『承認をめぐる闘争』は、イェーナ期ヘーゲルの研究書であるとともに、形式主義的に理解されたハーバーマスの理論をよりアクチュアルに展開するものとして受容されたⁱⁱ。ハーバーマスが間主体性理論の方向を取りながら普遍的語用論の性格を持つ言語分析を展開したのに対し、ホネットは同じく間主体性理論の方向を、人間の多様な領域を包摂する「承認」論として展開しようとした。この承認論は、強い感情的結びつきを持った「愛」、自律した人格同士として関わる「法」、互いの功績を評価し合う「連帯」の三段階から構成される。これらの三条件がうまく満たされた時に初めて、諸個人の自己実現が可能となる。諸個人が十分承認されていないと感じたとき、闘争にいたりそれが社会全体の規範的合意を前進させる。この闘争の構想の中心にあるのは、イェーナ期ヘーゲルの構想である。それは、諸主体がそのアイデンティティのために行う闘争が、社会の道徳的基準を発展させていくという、個体と社会との相互媒介的なダイナミズムを把握するものであった。

第二にホネットの理論は、冷戦終結後ヨーロッパ諸国・アメリカの思想が直接交流し合った成果として、哲学におけるグローバル時代の到来の象徴として受け取られた。例えば論文「正義の他者」は、承認論をF. リオタール、J. デリダ等のフランスのポストモダン倫理学と対決させる中で深化しようとしたものであったⁱⁱⁱ。デリダは普遍性のもとに特殊者を包括する法と、ひとりひとりの人格の特性に注目する正義の間に緊張関係を見出す。ホネットは、この道徳の二つのパースペクティブが解決できないが生産的な緊張関係を持つものと考え、平等な取り扱いの原理による法が、個別者への無限で非対称的な気遣いによって具体化されることとして捉える。またホネットは2000年前後にアメリカのフェミニズム批判理論家N. フレイザーとの間に「再分配と承認」に関する論争を行った^{iv}。フレイザーは、諸個人の社会経済的な平等を目指し搾取の廃絶を要求する「再分配」のパラダイムと、さまざまな集団の文化的差異の承認を目指す「承認」のパラダイムを截然と分離したうえで、両者を統合する批判理論を構想した。それに対してホネットは、両者を最初から統合している承認論の枠組みを主張する。そこでは、「再分配闘争」も「承認をめぐる闘争」の一形態として把握されねばならない。例えば、諸個人の社会的価値評価をめぐる闘争も再分配闘争と不可分なものなのである。

第三にホネットが、承認論の第三段階の連帯を労働論として展開したことが、日本の労働関係を承認論的に解明する手掛かりを与えた。ホネットは、労働を、社会的分業における共同活動として社会統合を形成するものとして展開した。ホネットは『自由の権利』において、戦後70年代以降に展開する新自由主義を労働の規範的条件を浸食するものとして、批判的に分析した^v。新自由主義による労働市場の展開——実質賃金の収縮、雇用の非正規化、それに伴う不十分な社会的評価、社会的分業への協同的な関係づけの喪失——は、労働者にとって不正と体験される。しかしこのような過酷な状況にもかかわらず、労働者による目立った集団的抵抗は生じてこなかったし、労働者は分断させられ沈黙させられ、抵抗を公共的に

表現してこなかった。ホネットがその原因と見なすのは、自己責任論であり、諸個人が自分の職業運命に対して自分一人で責任を負わねばならないと思込んでいることである。ホネットは、自分の能力を自律的能動的に発揮し、転職による職歴も自己決定した結果として捉える「労働起業家」概念をイデオロギーであると思なす^{vi}。新自由主義のもとで、その承認が当事者たちが新しい価値を満たしうる実質的な前提(新しい法や再分配の方法等)を構造的に満たしていないならば、イデオロギーなのである。

日本の状況を考えると、1999年労働者派遣法「改正」以降、労働関係の規制緩和が行われ、多くの若年労働者が非正規雇用されることになった。非正規雇用は雇用全体の3分の1となり、不安定な職場が「当たり前」な標準コースとなった。「ネットカフェ難民」「ワーキングプア」等の言葉が生まれ、「生きづらさ」が時代を指し示す新しい言葉として流布している。労働の形態はそれがどのくらいの賃金を得るのかの問題であると同時に、その諸個人がどの程度自分の労働成果を社会のなかで価値評価されそれをつうじてアイデンティティを獲得しうるのか、という回路として認識されてきている。現在、労働市場において規範を求めることは、労働関係のなかで当事者たちが自分たちの活動が承認に値する形態を持つことを要求することになるのである。

6、権威主義の登場から現代へ——アメリカ批判理論 2010-現在

国際的に新自由主義はその結果として、中間階級の没落、貧富の格差を生み出し、分断を前景化するディストピアに転化した。これは、2007年に始まる経済危機で顕著となり、その結果、右派ポピュリズムの伸長、2016年の英国のEUからの離脱、同年のアメリカ大統領選でのトランプ勝利に至った。その後、トランプに対する批判票を吸収して民主党バイデン政権が成立したものの、2025年から再び第二次トランプ政権が成立した。フランス、ドイツでもポピュリズム的権威主義の政党の躍進が見られる。この一連の流れは、新自由主義の実現が社会格差・社会分断を生み出し、その結果に対する反応として、ポピュリズム的権威主義を呼び起こしたものと言えるだろう。ここでは、ポピュリズムとは、自分たちが正しい人民であるという主張を持ち、腐敗したエリートを批判し、しばしばカリスマ的なリーダーが指導する運動である。

日本は1990年のバブル崩壊以降、長期不況に陥り、この間に新自由主義政策が進行した。2005年の郵政民営化などでそれを推進したのが、小泉純一郎首相である。小泉は「日本で初めて明確にポピュリストという位置づけで論じられた政治家」^{vii}であった。日本のポピュリズムを海外のものとは比べて、その特徴を挙げるならば、新自由主義を推し進める発想が強く、競争賛美的であり、反公務員・反労組の主張を持つことが多いことである。日本のポピュリズムは、海外のものに対して、人種主義的な傾向・排外主義的傾向はそれほど強くない^{viii}。小泉政権の改革は、その後三期にわたって政権を保持した安倍晋三に継承された。安部は、新自由主義的改革を進めながらも、伝統的共同体を再建することを目指す新保守主義者でもあった。このように日本では、新自由主義、ポピュリズム的権威主義、新保守主義が連携する状況がある。

権威主義を支える主体の側はどうだろうか。あくまでサンプル数が限定的であるが、日本の学生における権威主義の度合いを調査した研究がある。その学生調査の結果から言えることは、学生のファシズム尺度の得点が『権威主義的パーソナリティ』や海外における得点に比べても低くはないこと、「かわるべき権威(あるいは価値)として漠然とした『日本的伝統』が求められるようになった」^{ix}ことを指摘している。日本においては、新自由主義的主体となるように経済圧力・就労圧力を強く受けながら、日本的伝統主義をミックスした形の権威主義的パーソナリティが展開している可能性がある。現在のところ、ポピュリズム的権威主義は日本においてまだ顕著な展開は見られないが、今後、政治的危機、経済的危機、文

化的危機^xが進行するならば、深刻なものとして台頭してくる危険性は大きいにあるだろう。

アメリカにおいてはフランクフルト学派の理論は、新自由主義の危機とそれから生じたと思われる新しいポピュリズム的権威主義とを理解しようとする試みの中でルネサンスを経験することになった。M. ジェイと M. 日暮は、2021 年にこの観点から論集『アメリカ批判理論——新自由主義への応答』を共編し日本で出版した。これは、アメリカの現在の危機的状況を理解するために、フランクフルト学派の理論を分析した諸論文を編集掲載したものである。ここではいくつかの論文をピックアップしてみよう。P. ゴードンは、現在のトランプ現象の問題をアドルノらの『権威主義的パーソナリティ』にまで遡及して解明しようとしている^{xi}。そこでは、個々のパーソナリティ分析が行われること自体、自由な主体が磨滅し類型化している現代社会の危機を表現しており、トランプ現象は政治経済社会文化全体の総体から解明されねばならないとする。W. ブラウンは、それを、ハイエクの新自由主義論、ニーチェのニヒリズムとルサンチマン論、H. マルクーゼの「抑圧的脱昇華」という消費文化論を参照点として解明しようとしている^{xii}。N. フレイザーは、トランプの反動的ポピュリズムに対抗するものとして、進歩的ポピュリズムを対置しようとする^{xiii}。それは、普遍的な再分配の政治によって労働者階級と中流階級の主要なセクターを含み、包摂的な承認の政治によって様々なマイノリティーの利害をも代表し、ヘゲモニー陣営を形成しうるものである。

現在の日本の研究動向として、雑誌『思想』（岩波書店）2024 年の 12 月号「フランクフルト学派と社会研究所の 100 年」特集号が刊行されたことがある。この号は、社会研究所設立 100 年を記念し、その歴史と課題を確認するものである。三島憲一の巻頭言のほか、13 本の論文が掲載されている。A. ホネットは、ハーバード大学の国際会議での報告において、批判理論の伝統に対して、①西洋社会における植民地支配の過去がいまだに継続していること、②エコロジーの問題の明白な重要性、③学際研究の正確な形式と配置についての不確実性という、三つの挑戦が突き付けられており、肝心なことは批判理論の言葉尻においてではなく精神において従うことであるとする^{xiv}。日暮、K. 細谷、Sh. 入谷、J. アプロマイドの各論文は、現代社会の右派ポピュリズム的傾向と、フランクフルト学派が解明した権威主義が強く関連することを指摘している。

ジェイの主要な諸著作は日本で翻訳出版されている。1975 年に翻訳出版された『弁証法的想像力』は、今日でもフランクフルト学派研究の必読文献と見なされている。1989 年に『永遠の亡命者たち』、90 年代に大著『マルクス主義と全体性』、『力の場』、『世紀末社会主義』、2000 年代には、『暴力の屈折』、『文化の意味論』、大著『うつむく眼』が翻訳出版されている。ジェイの編集した論文集ではすでに紹介した『アメリカ批判理論』以外に、『ハーバーマスとアメリカ・批判理論』^{xv}、『アメリカ批判理論の現在——ベンヤミン、アドルノ、フロムを超えて』^{xvi}が翻訳出版されている。前者は主としてハーバーマスの理論を基軸に、それとアメリカ批判理論内の論争を扱っており、後者は学派第一世代のアドルノやフロム、美学を幅広く取り上げている。両者ともに、ジェイがアメリカ批判理論の最先端の研究を編集したものである。

最後に批判理論の国際交流について触れておきたい。2023 年 5 月 4 日・5 日に、フランクフルト大学において、E. ブッデベルクと R. フォアストがセッション「批判理論と文化的差異——ドイツと日本との対話」を主催した。そこでは、日本側から 8 人、ドイツ側から 6 人が参加し報告討議を行った。フォアストは、「社会的不合理の合理的批判：フランクフルト学派の批判理論について」において、ホルクハイマーの 1931 年の学際的プログラムを回顧しつつ、今日それを正当化の関係として再構成することを主張する。そこでは、「基本的な正当化の構造」を基本的な正義の要件として構想することと、社会的実践においてそれをどう実現するかという建設的問題が提起された。日暮は基調講演「瓦礫の中の市民社会——ハーバーマスと日本の市民社会論」において、ハーバーマスの市民社会論・公共圏論を日本

の市民社会派マルクス主義者平田清明の議論と対比し、日本の市民運動を外国のそれと比較した上でそれが安定したものとなるためには民主的法治国家のなかに接合されることが必要であると主張した。それ以外に、日本側から、フォアスト等の批判理論を日本の状況に適応する生産的な報告が複数なされた。

100周年記念を迎えた批判理論は、初期のフランクフルト学派に触発されつつも、さまざまなアプローチを取り入れながら、現代社会の提起する危機的な問題に対処して行くことだろう。その時、ドイツとアメリカだけではなく、国境を超えた全世界の批判理論研究者たちが、各地の諸問題を携えながら共同討議をする中で次世代の批判理論を形成することが求められているだろう。そのような切なる希望をもってこの論を閉じたい。

文献表

Frazer, Nancy, Honneth, Axel, 2003, *Umverteilung oder Anerkennung?* Suhrkamp. 加藤泰史監訳『再配分か承認か?—政治・哲学論争』法政大学出版局、2012年。

Honneth, Axel, 1992, *Kampf um Anerkennung. Zur moralischen Grammatik sozialer Konflikte*. Suhrkamp. (neue Auflage 2003). 山本啓、直江清隆訳『承認をめぐる闘争—社会的コンフリクトの道徳的文法』法政大学出版局、2003年／〔増補版〕2014年。

—, 2000, *Das Andere der Gerechtigkeit. Aufsätze zur praktischen Philosophie*. Suhrkamp. 加藤泰史、日暮雅夫ほか訳『正義の他者—実践哲学論集』法政大学出版局、2005年／〔新装版〕2013年。

—, 2010, *Das Ich im Wir. Studien zur Anerkennungstheorie*. Suhrkamp. 日暮雅夫／三崎和志／出口剛司／庄司信／宮本真也訳『私たちのなかの私—』法政大学出版局、2017年。

—, 2011, *Das Recht der Freiheit: Grundriß einer demokratischen Sittlichkeit*. Suhrkamp. 水上英典／大河内泰樹／宮本真也／日暮雅夫訳『自由の権利—民主的人倫の要綱』法政大工出版局、2023年。

—, 2023, “The Institute for Social Research on its 100th birthday. A former director’s perspective”, in: *Constellations*, 30 松崎匠訳「社会研究所の創立100周年によせて」 in: 『思想』12、2024、no.1208.

保坂稔, 2003『現代社会と権威主義—フランクフルト学派権威論の再構成』東信堂。

ジェイ, マーティン, 1997, 竹内真澄監訳『ハーバーマスとアメリカ・フランクフルト学派』青木書店。

—, 2000, 永井務監訳『アメリカ批判理論の現在—ベンヤミン、アドルノ、フロムを超えて』こうち書房。

—, 日暮, M. 2021, 『アメリカ批判理論—新自由主義への応答』晃洋書房。

小堀眞裕, 2013「ポピュリズムの日英比較: ネオ・リベラル的ポピュリズムという日本の「特色」」 in 『立命館法学』345/346 3417-3443.

松谷満, 2022『ポピュリズムの政治経済学—有権者の支持と投票行動』東京大学出版局。

若森章孝, 植村邦彦, 2017『壊れゆく資本主義をどう生きるか—人種・国民・階級2.0』唯学書房。

注

- i 若森, 植村 2017, p.10.
- ii Honneth 1992.
- iii Honneth 2000.
- iv Fraser, Honneth 2003.
- v Honneth 2021.
- vi Honneth 2010.
- vii 松谷 2022, p.143.
- vii 小堀 2013 参照.
- ix 保坂 2003, p.107.
- x 松谷 同上, p.194.
- xi Gordon, P.E., “The Authoritarian Personality revisited—Reading Adorno in the Age of Trump” in ジェイ、日暮、2021、100 頁以下。
- xii Brown, Wendy, “Neoliberalism’s Frankenstein—Authoritarian Freedom in Twenty-First Century “Democracies” in ジェイ、日暮、2021、65 頁以下。
- xiii Fraser, Nancy, “From Progressive Neoliberalism to Trump—And Beyond” in ジェイ、日暮、2021、24 頁以下。
- xiv Honneth 2023.
- xv ジェイ 1997.
- xvi ジェイ 2000.

(ひぐらし まさお)



ポツダム